

2009年(平成21年) 労働判例·命令総索引

2009年1月1·15日号(No.968)~12月15日臨時増刊号(No.990)

- 言渡日順索引 ------2
- ●項目別索引 ------15
- ●解説·連載索引 63

産労総合研究所

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 2009年(平成21年)労働判例·命令年間総索引 ▶◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

言渡日順索引

- ・主として、本誌2009年(平成21年)1月1・15日号(No.968)から12月15日号(No.989) および同号臨時増刊(No.990)までに掲載した判例・命令を言渡日順に収録した。
- ・「労判掲載号・頁」欄につき、[臨]は12月15日号臨時増刊(No.990)を表し、(要旨)は上訴審を全文掲載した場合に原審の要旨を掲載したものを指す。また、(ダ)は判決等の要旨を、(ダ全)は全文を「判例ダイジェスト」として掲載したものとして、(リ)は「本誌未登載判例リスト」(毎15日号掲載)として、それぞれ紹介した事件を表す。

2007年(平成19年)判例

言 渡 日	裁判所・事件番号	事	件 名	労判掲載号・頁	他誌掲載号・頁	係争状況
19. 3.30	長野地判 平15(行ウ)10	松本労基署長(セ 事件	2イコーエプソン)	968-89 (要旨)	労経速2011-25	控訴
19. 5.14	東京地判 平16(ワ)21635	日本原子力研究開 じゅ事故自殺) 事	月発機構(動燃もん 耳件	未掲載	判タ1286-141	控訴
19. 6. 6	名古屋地判 平18(ワ)3833	ラポール・サービ	ごス事件	978-90		控訴
19. 6.20	高松地判 平17(ワ)214	四国労働金庫事件	‡	981-163(要旨	*)	控訴
19. 7.19	東京地判 平16(行ウ)307	東京都教委(服務 命令)事件	寄 事故再発防止研修	未掲載	判タ1282-163	確定
19.10.26	大阪高判 平18(ネ)1950ほか	事件	、(佐野第一交通) モマ20.5.1=棄却・	975-50	労旬1689-47	上告
19.11.16	名古屋高判 平19(ネ)577	ラポール・サービ	ごス事件	978-87		確定
19.12.11	神戸地社支判 平18(ワ)67	H工務店(大工賃	負傷) 事件	980-88		控訴
19.12.13	東京地判 平18(行ウ)338	地公災基金東京都 真和中学校)事件	邓支部長(豊島区立 	未掲載	判タ1278-198	控訴
19.12.14	熊本地判 平16(ワ)158	中野運送 (トラッ 事件	ク運転手・脳出血	975-39		控訴後和解
19.12.17	東京地判 平18(ワ)12726	パナホーム事件		970-40	労経速1996-23	控訴
19.12.19	東京地判 平19(ワ)12071	トスカ事件		未掲載	判タ1294-159	控訴

2008年(平成20年)判例

《2月》

20. 2.14 岐阜地判 国・岐阜労基署長(山口精機工業) 968-196(ダ全)判タ1272-169 控訴 平18(行ウ)4ほか 事件

言渡	日 裁判所・事件番号	事 件 名	労判掲載号・頁	他誌掲載号・頁	係争状況
20. 2.2		札幌東労基署長(北洋銀行)事件	968-136		確定
20. 2.2		三菱電機事件	未掲載	判時2027-74	確定
20. 2.2		スリムビューテイハウス事件	968-124		控訴
20. 2.2		鞆鉄道(第2)事件	掲載予定	労旬1700-48	控訴
《3月》					
20. 3.	6 大阪地判 平18(ワ)10677ほか	住之江A病院(退職金等)事件	968-105		控訴
20. 3.		ハイクリップス事件	971-72		控訴
20. 3.1		花野商事(豊電子工業)事件	未掲載	判時2030-107	控訴
20. 3.1		Aラーメン事件	968-32		控訴
20. 3.2		国·小樽労基署長(小樽中央自動車 学校)事件	968-185(ダ全))	控訴
20. 3.2		東京セクハラ(T菓子店)事件	969-13	判時2023-32 労経速2019-9	控訴
20. 3.2		国・中労委(函館厚生院)事件	969-77	分配2017 3	確定
20. 3.2		ヒューマントラスト事件	970-94 (ダ全)		確定
20. 3.2		タマ・ミルキーウェイ事件	974-90 (ダ全)		確定
20. 3.2		大阪府立病院 (医師・急性心不全死) 事件	972-63	判時2020-74 判夕1275-171	確定
20. 3.2		エイテイズ事件	968-94	137 1270 171	控訴後和解
20. 3.3		鳥取三洋電機事件	987-47 (要旨)		控訴
《4月》					
20. 4.1		ホテル日航大阪(脳出血)事件	974-68		確定
20. 4.2	平17(ワ)1902 8 大阪地判 平16(ワ)3670	天辻鋼球製作所(小脳出血等)事件	970-66	判タ1293-214	控訴
《5月》					
20. 5.1	2 大阪地判 平17(行ウ)248	国・北大阪労基署長(スターライト 工業)事件	968-177(ダ全))	確定
20. 5.1		河合塾(非常勤講師・出講契約)事件	989-50		控訴
20. 5.1		国·亀戸労基署長(千代田梱包工業) 事件	未掲載	労経速2022-26	控訴
20. 5.1		国・東大阪労基署長(モード・テック広栄)事件	968-170(ダ全))	控訴
20. 5.2		日本美術刀剣保存協会事件	971-58	判タ1291-217	控訴
20. 5.2		広島県・広島県労委ほか(県教委・ 組合年休)事件	978-66		控訴
20. 5.2		松本労基署長(セイコーエプソン) 事件	968-58	判時2021-116 労経速2011-3	確定
20. 5.2		富士通四国システムズ(FTSE) 事件	973-76	判時2032-90 判タ1295-227	控訴

言渡日	裁判所・事件番号	事 件 名	労判掲載号・頁	他誌掲載号・頁	係争状況
《6月》					
20. 6. 3	和歌山地判 平20(わ)146ほか	縫製業事業主(労基法違反被告)事 件	970-91 (ダ全)		確定
20. 6. 4	東京地判 平18(行ウ)114	国・伊予三島労基署長(福助工業横 浜営業所)事件	968-158(ダ全))	確定
20. 6. 4	東京地判 平20(レ)3ほか	コンドル馬込交通事件	973-67	労経速2018-16	確定
20. 6. 6	大阪地判 平19(ワ)5612	ピーエムコンサルタント事件	970-89(ダ全)		控訴
20. 6.10	東京地判 平18(ワ)5705ほか	第一化成事件	972-51		控訴
20. 6.13	東京地判 平18(ワ)4054	モルガン・スタンレー証券(追加退 職金)事件	969-61	判タ1292-175 労経速2015-3	控訴
20. 6.17	東京地判 平18(ワ)7863	日立製作所(帰化嘱託従業員・雇止め)事件	969-46		控訴
20. 6.19	東京地判 平19(行ウ)602	国・中労委(ネスレ日本島田工場・ 団交)事件	971-21	労経速2014-3	控訴
20. 6.19	大阪地判 平18(ワ)14065	平野屋事件	972-37		控訴
20. 6.25	東京地判 平18(行ウ)187	国・中央労基署長(東急リゾート) 事件	968-143(ダ全))	確定
20. 6.25	大阪地判 平19(行ウ)56	大阪府労委(塚本学院・配転等)事 件	970-46		控訴
20. 6.26	東京高判 平20(ネ)608	パナホーム事件	970-32		確定
20. 6.26	東京高判 平20(ネ)200	インフォーマテック事件	978-93(ダ全)		確定
20. 6.27	東京地判 平19(ワ)3973	インターネット総合研究所事件	971-46		確定
《7月》					
20. 7. 1	東京高判 平18(ネ)5606	みずほトラストシステムズ (うつ病 自殺)事件	969-20		上告
20. 7. 1	松山地判 平18(ワ)101	前田道路事件	968-37	労経速2013-3	控訴
20. 7. 3	東京地判 平19(行ウ)698	国・中労委(神谷商事)事件	968-210 (リ)		控訴
20.7.9	京都地判 平18(ワ)3346	京都市女性協会事件	973-52		控訴
20. 7.11	大阪地判 平19(ワ)3059	大阪大学事件	未掲載	労経速2028-7 公判速381-2	控訴
20. 7.24	東京地判 平19(ワ)30625	エーディーアンドパートナーズ (アルケ通信社) 事件	977-86		確定
20. 7.25	仙台高判 平20(ネ)158	Aラーメン事件	968-29		確定
20. 7.29	東京地判 平19(ワ)14207	JWTジャパン事件	971-90 (ダ)		控訴
20. 7.29	神戸地尼崎支判 平17(ワ)944	名神タクシーほか事件	976-74		確定
20. 7.30	大阪高判 平20(ネ)39	H工務店(大工負傷)事件	980-81		確定
20. 7.31	東京地判 平18(ワ)793	中日本航空・中部電力ほか(信越放 送記者)事件	970-98 (1))	判時2026-25	控訴
《8月》					
20. 8.14	高松高判 平19(ネ)228	四国労働金庫事件	981-148		確定

言	渡日	裁判所・事件番号	事 件 名	労判掲載号・頁	他誌掲載号・頁	係争状況
20.	8.22	大阪地判 平19(ワ)2088	瀧本事件	未掲載	労経速2027-3	控訴
20.	8.28	大阪地判 平18(ワ)4516	旭運輸事件	975-21		控訴
20.	8.29	札幌高判 平19(ネ)99	札幌国際観光(石綿曝露)事件	972-19	判時2029-27 判タ1302-164	上告
20.	8.29	大阪高判 平19(行コ)65	大阪市・市教委(教員・免職処分) 事件	978-41	判時2033-125 公判速383-2	上告
《 9	月》					
20.	9. 2	東京地判 平18(ワ)10604	産業能率大学事件	未掲載	労経速2016-11	控訴
20.	9. 8	東京地判 平18(ワ)26945ほか	X大学ほか事件	未掲載	労経速2018-23	控訴
20.	9.8	岐阜地判 平19(ワ)188	日通岐阜運輸事件	未掲載	労経速2016-26	控訴
20.	9. 9	東京高判 平19(ネ)5220ほか	大林ファシリティーズ(オークビル サービス・差戻審)事件	970-17	労経速2018-3	確定
20.	9. 9	東京地判 平20(ワ)5795	浜野マネキン紹介所事件	未掲載	労経速2025-21	確定
20.	9.10	東京高判 平20(ネ)2483	東京セクハラ(T菓子店)事件	969-5	判時2023-27 労経速2019-3	確定
20.	9.10	東京地判 平20(行ウ)31	国・中労委(東陽印刷労組)事件	未掲載	判時2050-152 労経速2026-3	確定
20.	9.10	東京地判 平18(ワ)24886	丸井グループ事件	未掲載	判タ1283-125	控訴
20.	9.11	大阪地判 平19(ワ)9031	天むす・すえひろ事件	973-41		控訴
20.	9.16	名古屋地判 平19(行ウ)78	国・半田労基署長(北陸トラック運 送)事件	972-93 (ダ)		確定
20.	9.17	名古屋高判 平19(ネ)948ほか	スギヤマ薬品事件	970-5		確定
20.	9.17	大阪地判 平19(レ)311	新生ビルテクノ事件	976-60		上告
20.	9.18	東京地判 平20(行ウ)121	東京都労委 (A商店・団交拒否) 事 件	972-90 (ダ)		控訴
20.	9.22	東京地判 平19(ワ)10940	田中興業エンタープライズほか1社 事件	976-48	判タ1284-219	控訴
20.	9.24	東京高判 平20(ネ)392ほか	トスカ事件	未掲載	判タ1294-154	上告・上告 受理申立
20.	9.26	大阪地判 平18(ワ)1359	日本通運(日通淀川運輸)事件	974-52	労経速2021-3	控訴
20.	9.26	大阪地判 平20(ワ)4242	ケイビィ事件	未掲載	労経速2025-26	控訴
20.	9.30	高松高判 平19(ネ)312	愛媛県(県警本部・配転等)事件	未掲載	判タ1293-108	確定
20.	9.30	東京地判 平19(ワ)1743	東京エムケイ事件	975-12	労経速2019-22	控訴
20.	9.30	東京地判 平18(ワ)16806	ヤマトロジスティクス事件	977-59		控訴
20.	9.30	東京地判 平18(ワ)20926	ゲートウェイ21事件	977-74	労経速2020-3	確定
《10)月》					
20.1	.0. 1	東京地判 平18(ワ)23518	産業能率大学 (産業ユニオン執行委 員長) 事件	未掲載	判時2034-60	控訴
20.1	0. 2	市(イ) /25516 高松高判 平20(行コ) 2	丸亀市·市公平委(降任処分不服申立)事件	973-29		上告

言渡日	裁判所・事件番号	事 件 名	労判掲載号・頁	他誌掲載号・頁	係争状況
20.10. 7	東京地判 平19(ワ)21179	アップガレージ事件	975-88 (ダ)	労経速2020-13	確定
20.10.8	東京地判 平19(行ウ)390ほか	国・中労委(オンセンド)事件	973-12	労経速2031-3 別冊中時1362-57	控訴
20.10.8	神戸地判 平20(行ウ)21	加西市(職員・懲戒免職)事件	974-44		控訴
20.10.14	神戸地尼崎支判 平19(ワ)551	報徳学園(雇止め)事件	974-25		控訴
20.10.15	東京地決 平20(ヨ)21005	A大学(経営学部教授・仮処分)事件	未掲載	判タ1297-184	
20.10.15	大阪地判 平18(行ウ)44	国・広島中央労基署長(日本電気工事)事件	未掲載	労経速2027-9	控訴
20.10.16	東京地判 平19(行ウ)210	国・栃木労基署長(小松製作所)事件	未掲載	労経速2029-3	確定
20.10.21	東京地判 平18(ワ)29969ほか	損保ジャパン調査サービス事件	未掲載	労経速2029-11	控訴
20.10.22	東京高判 平19(ネ)2615	立正佼成会(うつ病自殺)事件	未掲載	労経速2023-7 労旬1695-52	上告受理申 立
20.10.22	那覇地判 平18(ワ)1069	宮古島市社会福祉協議会事件	979-68		確定
20.10.23	名古屋高判 平20(ネ)523	VIVIAN Resorts 事件	未掲載	判時2036-33	確定
20.10.23	さいたま地川越支判 平17(ワ)387	初雁交通事件	972-5	労経速2020-19	控訴
20.10.28	東京地判 平17(ワ)24095	モルガン・スタンレー証券 (退職金 等) 事件	971-27	労経速2025-3	控訴
20.10.29	仙台地判 平19(ワ)1800	ケイズスポーツ事件	975-83 (ダ全)		確定
20.10.30	大阪高判 平20(行コ)37	国・国立循環器病センター (看護師・ くも膜下出血死) 事件	977-42	労経速2035-3	確定
20.10.30	東京地判 平19(行ウ)254	国・中労委(エクソンモービル・出 勤停止処分等)事件	976-29	労経速2021-17	控訴
20.10.30	名古屋地判 平18(ワ)1736	デンソー (トヨタ自動車) 事件	978-16	労経速2024-3	確定
20.10.31	大阪地判 平19(ワ)13621	大阪運輸振興事件	979-55	労経速2027-23	控訴
20.10.31	大阪地判 平17(行ウ) 3 ほか	枚方市非常勤職員(住民訴訟)事件	未掲載	判時2050-27	控訴
《11月》					
20.11.6	大阪地判 平19(ワ)1629	医療法人光愛会事件	979-44		控訴
20.11. 7		デックストレードほか (スタート レーディング) 事件	979-88(ダ全)		確定
20.11.11	東京地判 平19(ワ)893	美研事件	982-81		控訴
20.11.12	東京高判 平20(行コ)244	国·亀戸労基署長(千代田梱包工業) 事件	未掲載	労経速2022-13	確定
20.11.12	東京高判 平20(行コ)264	国・中労委 (ネスレ日本島田工場・ 団交) 事件	971-15	労経速2023-34 別冊中時1368-37	原判決取消し、差戻し
20.11.13	東京地判 平18(行ウ)612ほか	国・中労委(住友重機械工業・昇格 差別)事件	974-5	別冊中時1367-51	
20.11.13	東京地判 平19(ワ)18505	岩瀬プレス工業事件	981-137		控訴
20.11.13	東京地判 平19(行ウ)130	国·八戸労基署長(青森労災病院· 薬剤師)事件	未掲載	労経速2024-29	控訴
20.11.14	大阪高判 平20(ネ)23	学校法人関西大学(高校教諭·停職 処分)事件(上告·上告受理申立= 最二小決平21.3.13=棄却·不受理)	987-79		上告・上告 受理申立

言渡日	裁判所・事件番号	事 件 名	労判掲載号・頁	他誌掲載号・頁	係争状況
20.11.14	大阪地判 平19(ワ)6687	アイマージ事件	未掲載	労経速2036-14	確定
20.11.17	東京地判 平19(行ウ)671	国・中労委(竹屋)事件	980-67		控訴
20.11.17	大阪地判 平19(行ウ)122	国・厚木労基署長(太陽酸素)事件	未掲載	労経速2029-20	確定
20.11.18	東京地判 平18(ワ)22955	トータルサービス事件	980-56	判タ1299-216 労経速2030-3	控訴
20.11.19	東京地判 平19(行ウ)601	国・中労委 (ネスレ日本霞ヶ浦工場・ 団交) 事件	980-44		控訴
20.11.20	大阪地判 平19(ワ)3105ほか	学校法人大阪経済法律学園事件	981-124		控訴
20.11.25	最三小決 平19(行ツ)316ほか	国・中労委(JR東海〔大一両・掲示物撤去第1〕) 事件	974-98 (1))		上告棄却 · 不受理
20.11.25	最三小決 平19(行ツ)237ほか	国・中労委(JR東海〔大一両・掲示物撤去第2〕)事件	974-98 (1))		上告棄却 · 不受理
20.11.26	東京地判 平20(ワ)853	ダンス・ミュージック・レコード事 件	未掲載	判時2040-126	確定
20.11.26	東京地判 平17(ワ)25888	東京都ほか(警視庁海技職員)事件	981-91		控訴
20.11.26	大阪地判 平17(ワ)8582ほか	津守自動車教習所ほか事件	981-107		控訴
20.11.27	大阪高判 平20(ネ)2121	大阪大学事件	未掲載	労経速2028-3	確定
20.11.27	東京地判 平18(行ウ)431	国・立川労基署長 (ハタケヤマ興業) 事件	979-84 (ダ)		控訴
20.11.27	東京地判 平19(ワ)18712	日興シティグループ証券(バイス・ プレジデント・損害賠償)事件	未掲載	判時2030-30	確定
20.11.27	神戸地姫路支判 平18(ワ)396ほか	相生市農協(参事・損害賠償)事件	979-26		控訴
20.11.28	広島高判 平20(ネ)149	鞆鉄道(第2)事件	掲載予定	労旬1700-45	上告
20.11.28	東京地判 平19(ワ)24928	ソニー・ミュージックエンタテイン メント事件	974-87(ダ全)		確定
20.11.28	東京地判 平20(ワ)12955	和泉屋事件	979-83 (ダ)		控訴
《12月》					
20.12. 1	東京地判 平19(ワ)20050	ダニエルドゥウィンタージャパン事 件	980-92 (ダ)		控訴
20.12. 4	福岡地判平19(ワ)3277	グッドウィル事件	978-5		控訴
20.12. 5	東京地判 平19(ワ)12956	上智学院(懲戒解雇)事件	981-179 (ダ)	判タ1303-158	控訴
20.12. 8	東京地判 平19(行ウ)598	国・中労委(JR北海道・転勤)事件	980-31	別冊中時1365-50	控訴
20.12. 8	東京地判 平17(ワ)3123	JFEスチール(JFEシステムズ) 事件	981-76	労経速2033-20	控訴
20.12.10	神戸地判 平19(行ウ)97	兵庫県・兵庫県労委 (住友ゴム工業) 事件	973-5		控訴
20.12.19	東京地判 平18(ワ)19368	野村総合研究所(降格等)事件	未掲載	労経速2032-3	控訴
20.12.22	大阪地判 平19(行ウ)11	国・北大阪労基署長(マルシェ)事 件	990[臨]-48(要旨)	Ē	控訴
20.12.24	札幌地決 平20(ホ)444	大友恵愛会(確定命令不履行)事件	979-82 (ダ全)		
20.12.25	東京高判	ショウ・コーポレーション(魚沼中 央自動車学校)事件	975-5		上告
	/ =====:-!				

言渡日	裁判所・事件番号	事 件 名		労判掲載号・頁	他誌掲載号・頁	係争状況
20.12.25	名古屋高判 平19(ネ)764	井坂倉庫ほか事件		983-62		確定
20.12.25	東京地判 平19(ワ)27403	学校法人立教女学院事件		981-63		控訴
20.12.26	東京地判 平19(ワ)4356ほか	国際法律・特許事務所(外国) 弁護士)事件	去事務	未掲載	判時2034-46	控訴

2009年(平成21年)判例

言渡日	裁判所・事件番号	事 件 名	労判掲載号・頁	他誌掲載号・頁	係争状況
《1月》					
21. 1.14	大阪地判 平18(行ウ)189	国・堺労基署長(モンタボー)事件	990 [臨] -214		確定
21. 1.15	大阪高判 平19(ネ)1401	N T T 西日本(大阪・名古屋配転) 事件	977-5	労旬1690-44	上告
21. 1.15	大阪地判 平19(ワ)9379	昭和観光 (代表取締役ら・割増賃金 支払義務) 事件	979-16		確定
21. 1.15	大阪地判 平19(ワ)6718ほか	南海大阪ゴルフクラブほか事件	985-72	労経速2039-3	確定
21. 1.15	大阪地判 平19(ワ)3805	大阪教育合同労働組合事件	未掲載	労経速2032-11	控訴
21. 1.16	東京地判 平20(ワ)24935	あずさ監査法人事件	976-94 (ダ全)		控訴
21. 1.16	東京地判 平19(行ウ)387	国・中央労基署長(日立製作所・通 勤災害)事件	981-51	労経速2033-3	控訴
21. 1.16	東京地判 平19(ワ)4748	ヴィナリウス事件	988-91 (ダ)		確定
21. 1.19	東京地判 平19(行ウ)767	東京都·都教委(教員·再雇用制度等)事件	979-5	判 夕 1296-193	控訴
21. 1.19	東京地判 平19(ワ)769ほか	ライドウェーブコンサルティング事 件	掲載予定	判時2049-135	控訴
21. 1.22	最一小決 平19(オ)1452ほか	昭和シェル石油(賃金差別)事件	972-98 (1))		上告棄却 · 不受理
21. 1.27	岡山地判 平19(行ウ)13	岡山県・県教委(中学校教員・分限 免職処分)事件	981-170(ダ全)	公判速384-2	控訴
21. 1.30	札幌高判 平20(ネ)113	N T T 東日本北海道支店(差戻審) 事件	976-5	労経速2030-13	上告
21. 1.30	札幌高判 平20(行コ)11	国・小樽労基署長(小樽中央自動車 学校)事件	980-5		確定
21. 1.30	福岡高判 平19(ネ)932	ハヤシ(くも膜下出血死)事件	978-98 (1))		確定
21. 1.30	東京地判 平20(ワ)5471	ニュース証券事件	980-18	労経速2034-3	控訴
21. 1.30	東京地判 平19(ワ)23290	東方技研事件	988-88 (ダ)		控訴
21. 1.30	神戸地判 平19(ワ)2084	三菱電機エンジニアリング事件	984-74	労経速2028-14	控訴
《2月》					
21. 2. 2	釧路地帯広支判 平19(ワ)154	音更町農業協同組合事件	990 [臨] -196		控訴後和解
21. 2. 9	福岡高判 平19(ネ)718ほか	三菱重工業(長崎じん肺)事件	未掲載	判時2048-118	確定
	, , , , , , , , , , , , , , , , ,				

言 渡 日	裁判所・事件番号	事 件 名	労判掲載号・頁	他誌掲載号・頁	係争状況
21. 2. 9	東京地判 平19(ワ)15779	プレゼンス事件	未掲載	判時2036-138 労経速2036-24	確定
21. 2. 9	高松地判 平18(行ウ) 1	国·江戸川労基署長(四国化工機工業)事件	990 [臨] -174	уу п <u>т</u> хэдооо Дт	控訴
21. 2.12	東京地判 平19(行ウ)582	国・中労委(松蔭学園)事件	未掲載	判時2037-150	確定
21. 2.16	東京地判 平18(ワ)28451	日本インシュアランスサービス(休 日労働手当・第1)事件	983-51	労経速2037-3	控訴
21. 2.16	東京地判 平19(ワ)3769	電気工事請負会社(石綿曝露)事件	未掲載	判時2051-150	控訴
21. 2.16	大阪地判 平19(ワ)9999	日本パナユーズ事件	未掲載	判タ1289-65	控訴
21. 2.17	最三小決 平19(行ツ)211ほか	中労委(明治乳業)事件	976-98 (1))		上告棄却 · 不受理
21. 2.17	最三小判 平20(受)1207	日本経済新聞社(株主権確認等請求) 事件	未掲載	判時2038-144 裁時1478-1	上告棄却
21. 2.18	東京地判 平19(行ウ)680	国・中労委(医療法人光仁会)事件	981-38		控訴
21. 2.19	津地判 平18(ワ)455	日本土建事件	982-66		確定
21. 2.26	東京地判 平18(行ウ)135	国・北九州西労基署長 (テトラ) 事件	990 [臨] -163		確定
21. 2.26	横浜地判 平18(行ウ)65	国・相模原労基署長(三洋電機東京 食品設備)事件	983-39		確定
21. 2.26	大阪地判 平19(ワ)6493	T&Dリース事件	未掲載	労経速2034-14	控訴
21. 2.27	東京地判 平20(ワ)25320	住友不動産販売事件	984-92 (ダ)		控訴
《3月》					
21. 3. 5	前橋地判 平19(ワ)709	エキソー事件	未掲載	労経速2032-26	控訴
21. 3. 6	東京地判 平19(ワ)20816	東京都自動車整備振興会(定年制除外協約)事件	983-91 (ダ全)		控訴
21. 3. 9	東京地判 平19(ワ)6975	東和システム事件	981-21	判タ1307-164 労経速2036-3	控訴
21. 3.10	東京地判 平20(ワ)19779	ジェイエスキューブ事件	未掲載	労経速2042-20	確定
21. 3.16	東京地判 平19(ワ)13508	淀川海運事件	988-66		控訴
21. 3.17	甲府地判 平20(ワ)80	トリート事件	988-79 (ダ)	労経速2042-3	控訴
21. 3.18	津地四日市支判 平19(ワ)478ほか	三和サービス (外国人研修生) 事件	983-27		控訴
21. 3.19	大阪地判 平19(ワ)12759	協愛事件	989-80		控訴
21. 3.25	東京高判 平17(ネ)5014ほか	鉄道建設・運輸施設整備支援機構事 件	984-48	判時2053-127 労旬1708-60	上告
21. 3.25	東京高判 平20(ネ)2536	りそな企業年金基金・りそな銀行(退 職年金)事件	985-58	労経速2038-25	上告
21. 3.25	東京高判 平20(行コ)303	国・中労委(新国立劇場運営財団) 事件	981-13	労旬1702-45 別冊中時1370-59	上告
21. 3.25	東京地判 平18(行ウ)480	国・中央労基署長(リクルート)事 件	990 [臨] -139		控訴
21. 3.25	大阪地判 平19(ワ)7553ほか	NTT西日本(高齢者雇用・第1) 事件	未掲載	労経速2037-12	控訴
21. 3.25	大阪地判 平19(ワ)4864ほか	NTT西日本(高齢者雇用・第2) 事件	未掲載	労旬1703-66	控訴

言渡日	裁判所・事件番号	事 件 名	労判掲載号・頁	他誌掲載号・頁	係争状況
21. 3.25	松山地判 平18(ワ)599	- 奥道後温泉観光バス(配車差別等) 事件	983-5		控訴
21. 3.26	札幌高判 平18(ネ)314ほか	NTT東日本(北海道・配転)事件	982-44	労経速2038-3	上告
21. 3.27	最二小決 平18(オ)1186ほか	伊予銀行・いよぎんスタッフサービ ス事件	掲載予定	労経速2047-25 労旬1705-54	
21. 3.27	東京地判 平20(ワ)24330ほか	SFコーポレーション事件	985-94 (ダ)	労経速2042-26	確定
21. 3.27	東京地判 平18(ワ)29075	太陽自動車(太陽自動車労組)事件	986-68		控訴
21. 3.27	東京地判 平19(ワ)6548	三井丸紅液化ガス事件	未掲載	労経速2041-3	控訴
21. 3.30	横浜地決 平20(ヨ)803	ニューレイバー(仮処分)事件	985-91 (ダ)		
21. 3.30	大阪地判 平18(ワ)12146	ピアス事件	987-60	労経速2043-7	控訴
《4月》	, ,				
21. 4.13	東京地判 平17(ワ)2522	日本メール・オーダー事件	986-52		控訴
21. 4.15	東京地判 平18(ワ)15574	陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地(安全配慮 義務)事件	未掲載	判 夕 1304-189	控訴
21. 4.16	東京地判 平20(ワ)8154	トムの庭事件	985-42		控訴
21. 4.20	東京地判 平19(ワ)5116	日東電工事件	982-33	労経速2039-18	控訴
21. 4.20	京都地決 平20(ヨ)500	京都新聞COM(仮処分)事件	981-165 (ダ)		
21. 4.20	大阪地判 平19(行ウ)205	国・さいたま労基署長(鉄建建設) 事件	984-35	労経速2045-25	確定
21. 4.22	東京地判 平19(行ウ)721	国・中労委 (INAXメンテナンス) 事件	982-17	労経速2039-27 別冊中時1371-63	控訴
21. 4.22	奈良地判 平18(行ウ)16	奈良県(医師・割増賃金)事件	986-38	労経速2040-3 公判速389-27	控訴
21. 4.22	福井地判 平19(ワ)435	A病院(医師・解雇)事件	985-23	労経速2040-14	控訴
21. 4.23	高松高判 平20(ネ)258	前田道路事件	990 [臨] -134	労経速2044-3	上告
21. 4.23	仙台地判 平19(ワ)1560	京電工事件	988-53		確定
21. 4.24	大阪高判 平20(行コ)167	加西市(職員・懲戒免職)事件	983-88(ダ全)		上告
21. 4.24		Y社(セクハラ・懲戒解雇)事件	987-48		控訴
21. 4.27	東京地判 平19(ワ)11064	学校法人聖望学園ほか事件	986-28		控訴
21. 4.28	宇都宮地栃木支決平21(ヨ)1	プレミアライン(仮処分)事件	982-5		
《5月》					
21. 5. 8	最一小決 平20(オ)991ほか	NTT東日本 (首都圏配転) 事件	980-98 (1))		上告棄却・ 不受理
21. 5.12		いすゞ自動車 (期間労働者・仮処分) 事件	984-5	判タ1298-91 労経速2041-12	小又任
21. 5.15	大阪地決 平20(ヨ)10102	ケントク(仮処分)事件	989-70	刀 //主/上2041-12	
21. 5.18	東京地判 平16(ワ)15787	郵便事業(連続「深夜勤」勤務)事件	掲載予定	労経速2044-8	控訴

言 渡 日	裁判所・事件番号	事 件 名	労判掲載号・頁	他誌掲載号・頁	係争状況
21. 5.18	東京地判 平19(行ウ)456	国·熊谷労基署長(東芝深谷工場) 事件	未掲載	判時2046-150 判タ1305-152	確定
21. 5.19	福岡高判 平20(ネ)546	河合塾(非常勤講師・出講契約)事件	989-39	117 1000 102	上告
21. 5.20	東京地判 平19(行ウ)727	国・渋谷労基署長(小田急レストランシステム)事件	990 [篇] -119	労経速2045-3	確定
21. 5.21	東京高判 平20(行コ)435	国・中労委 (ネスレ日本霞ヶ浦工場・ 団交)事件	988-46	別冊中時1374-15	原判決取消し・差戻し
21. 5.21	甲府地決 平20(ヨ)79	メイコー(仮処分)事件	985-5		
21. 5.22	広島高松江支判 平20(ネ)66ほか	三洋電機コンシューマエレクトロニ クス事件	987-29		上告
21. 5.28	大阪高判 平19(ネ)2933ほか	J R西日本 (森ノ宮電車区・日勤教育等) 事件	987-5		上告
《6月》					
21. 6. 3	東京地判 平20(行ウ)658	国・中労委(日本ERM)事件	983-98 (1))		確定
21. 6. 5	広島高松江支判 平20(ネ)73	オーク建設(ホームテック)事件	990 [臨] -100		確定
21. 6.11	福岡地小倉支判 平18(ワ)1021	ワイケーサービス (九州定温輸送) 事件	989-20		控訴
21. 6.12	東京地判 平19(ワ)12413	骨髓移植推進財団事件	掲載予定	労経速2046-3	控訴
21. 6.12	大阪地判 平20(ワ)3269	シン・コーポレーション事件	988-28		確定
21. 6.25	京都地判 平21(行ウ) 4	京都市(市職員・懲戒免職処分)事 件	985-89 (ダ)		控訴
21. 6.29	東京地判 平16(ワ)27404	昭和シェル石油(昇格男女差別)事 件	掲載予定	判時2052-116 労経速2048-3	控訴
《7月》					
21. 7. 2	最一小決 平20(オ)1123ほか	東武スポーツ(宮の森カントリー倶 楽部・労働条件変更)事件	981-194 (י))		上告棄却 · 不受理
21. 7. 6	横浜地横須賀支判 平19(ワ)129	米軍横須賀基地事件	未掲載	労経速2051-3	確定
21. 7. 7	名古屋地判 平19(ワ)1246	中部電力(石綿曝露)事件	未掲載	労経速2051-27	控訴
21. 7.15	東京高判 平21(行コ)39	国・中労委(奥道後温泉観光バス) 事件	985-98 (1))		確定
21. 7.15	大阪地判 平19(行ウ)142	国・大阪南労基署長(トラック運転 手・脳疾患再発)事件	986-86 (ダ)		控訴
21. 7.16	秋田地決 平21(ヨ)4ほか	江崎グリコ (雇止め・仮処分) 事件	988-20	労経速2052-23	
21. 7.16	大阪地判 平19(ワ)14075	ピーエムコンサルタント事件	未掲載	労経速2052-12	確定
21. 7.23	福井地決 平21(ヨ)16	ワークプライズ(仮処分)事件	984-88(ダ全)		
21. 7.28	東京高判 平17(ネ)2265	アテスト (ニコン熊谷製作所) 事件	990 [臨] -50	労経速2050-3 労旬1707-39	上告
《8月》					
21. 8. 4	名古屋地一宮支判 平21(ワ)13	三洋アクア事件	未掲載	労経速2052-29	確定
21. 8. 6	東京地判 平20(行ウ)236	国・中労委 (ビクターサービスエン ジニアリング) 事件	986-5	労経速2049-3 別冊中時1379-11	控訴
21. 8.24	東京地判 平20(ワ)10543	日本板硝子(早期退職割增退職金) 事件	掲載予定	労経速2052−3	控訴

言渡日	裁判所・事件番号	事	件	名	労判掲載号・頁	他誌掲載号・頁	係争状況
21. 8.25	大阪高判 平21(行コ) 7	国·北大阪労基 件	署長(マ	ルシェ)事	990 [臨] -30		確定
《9月》							
21. 9. 9	福井地判 平18(行ウ) 9	国·大野労基署 事件	長(じん月	肺・自殺)	990 [臨] -15		確定
21. 9.16	東京高判 平21(行コ)192	国·中労委(IN事件	VAXメン	テナンス)	989-12	別冊中時1379-38	上告・上告 受理申立
21. 9.24	東京高判 平21(行コ)24	国・中労委 (J 件	R北海道	・転勤)事	989-94 (ダ全)		確定
《10月》							
21.10.16	最二小判 平20(受) 6	米国ジョージア	州(解雇)	事件	掲載予定	裁時1493-7	破棄・差戻 し
21.10.20	最三小決 平20(オ)717ほか	兼松(男女差別)事件		987-98 (1))		
《11月》							
21.11. 6	最二小決 平21(行ヒ)346	国・中労委(オ	ンセンド)	事件	989-98 (1))		上告受理申 立不受理

2007年(平成19年) 労委命令

	言 渡 日	裁判所・事件番号	事	件	名	労判掲載号・頁	他誌掲載号・頁	係争状況
--	-------	----------	---	---	---	---------	---------	------

《7月》

19. 7. 5 兵庫県労委 住友ゴム工業事件 未掲載 労旬1706-40 別冊中時1366-427 別冊中時1373-29

2008年(平成20年) 労委命令

言渡日	裁判所・事件番号	事	件	名	労判掲載号・頁	他誌掲載号・頁	係争状況
《6月》							
20. 6.17	東京都労委 平18(不)75	むさしの生コン	事件		968-206		
《8月》							
20. 8.22	福岡県労委 平19(不) 5	筑邦トラック事	事件		968-205		
《9月》							
20. 9. 3	中労委 平19(不再)14	あしたばの会事	手件		968-203		
20. 9. 3	中労委 平19(不再)59	日本ERM事件	‡		968-204	別冊中時1379-1	
《10月》							
20.10.15	中労委 平19(不再)57	大阪府(大阪府		件	969-96		

言渡日	裁判所・事件番号	事 件 名	労判掲載号・頁 他誌掲載号・頁 係争状況
20.10.21	東京都労委 平16(不)15	エクソンモービル事件	969-95
20.10.27	大阪府労委 平19(不)11	クボタ事件	969-94
《11月》			
20.11. 4	大阪府労委 平18(不)44	関目自動車教習所事件	971-96
20.11. 4	大阪府労委 平19(不)37	三菱タクシー事件	975-96
20.11.26	中労委 平19(不再)32	J R 東海(大三両・掲示物撤去等) 事件	971-94
20.11.26	中労委 平19(不再)10	野崎興業事件	971-95
20.11.27	茨城県労委 平18(不) 2 ほか	江戸川学園事件	971-93
《12月》			
20.12. 4	静岡県労委 平19(不) 4	伊豆山タクシー事件	973-96
20.12.10	中労委 平19(不再)68	JR東海(大阪第二運輸所)事件	973-95
20.12.12	大阪府労委 平 4 (不)27	南労会(確認書解約通告)事件	977-96
20.12.17	神奈川県労委 平18(不)34	シオン学園(勤務体系変更)事件	975-95
20.12.24	中労委 平19(不再)47	福岡西鉄タクシー事件	973-94
20.12.24	中労委 平19(不再)23	京都農業協同組合事件	975-94

2009年(平成21年)労委命令

言渡日	裁判所・事件番号	事	件	名	労判掲載号・頁	他誌掲載号・頁	係争状況
《1月》							
21. 1.14	中労委 平20(不再)12	茨城県 (常南交	通)事件		975-93		
《2月》							
21. 2.10	千葉県労委 平19(不) 1	西野物流事件			977-95		
21. 2.18	福島県労委 平20(不) 1 ほか	福島県福祉事業	協会事件		977-94		
21. 1.21	中労委 平20(不再)11	日本航空インタ	ーナショ	ナル事件	981-190		
《2月》							
21. 2.25	神奈川県労委 平19(不)24	山陽断熱事件			979-96	労旬1706-60	
21. 2.27	福岡県労委 平20(不) 7	日本モーターボ	ート競走会	会事件	979-95		

言渡日	裁判所・事件番号	事 件 名	労判掲載号・頁 他誌掲載号・頁 係争状況
《3月》			
21. 3.24	大阪府労委 平19(不)70	菱昌運輸事件	979-94
《4月》			
21. 4. 7	東京都労委 平19(不)86	府中観光交通事件	979-93
21. 4. 7	東京都労委 平20(不) 6	合同酒精事件	981-189
21. 4.17	京都府労委 平19(不) 4	ビーエムジーほか事件	981-188
《5月》			
21. 5.13	中労委 平20(不再) 2	三和交通事件	982-96
21. 5.14	京都府労委 平20(不) 8	京都新聞社(京都新聞COM)事件	982-95
21. 5.22	大阪府労委 平19(不)65	フジ企画事件	982-93
21. 5.22	愛媛県労委 平20(不) 1 号の 2	丸之内商事事件	982-94
《6月》			
21. 6. 2	東京都労委 平19(不)94ほか	ソクハイ事件	986-96
21. 6. 3	中労委 平19(不再)76	光陽商事・コーヨー急送事件	984-96
21. 6.17	中労委 平20(不再)20	太平洋セメント事件	984-95
21. 6.25	福岡県労委 平20(不) 6	小倉新栄会事件	984-94
21. 6.26	千葉県労委 平18(不) 1	J R東日本(千葉動労・安全運転闘 争)事件	986-95
《7月》			
21. 7. 1	中労委 平20(不再)14	田中酸素(営業支援命令等)事件	986-94
21. 7.21	三重県労委 平19(不) 3号	旭テック事件	988-96
21. 7.30	神奈川県労委 平20(不)23	本田技研工業事件	988-95
21. 7.31	宮崎県労委 平20(不) 1 ほか	高岡ふるさと振興協会事件	986-93
《8月》			
21. 8.20	高知県労委 平20(不) 1	高知駅前観光事件	988-94

▶◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 2009年(平成21年)労働判例·命令年間総索引 ▶◆◆◆◆◆◆◆◆◆

項目別索引

本誌2009年(平成21年)1月1・15日号(No.968)から12月15日号(No.989)および同号臨時 増刊(No.990)までに掲載した判例·命令を項目別に分類し、収録した。

●個別的労使関係判例	就業規則40	不当労働行為55
労働契約15	労働安全・災害補償41	●労委命令
賃金・一時金・退職金20	争訟・その他50	不利益取扱い59
労働時間・休日・休暇28	●集団的労使関係判例	団交拒否60
人 事30	労働組合·組合活動·争議	支配介入61
懲戒処分(含:懲戒解雇)…34	行為52	救済手続62
普通解雇36	団体交渉52	
契約の終了38	労働協約54	

労 働 契 約

| 成否:有期嘱託従業員 | 被告Υ社との労働契約を13回 更新し、その間に日本国籍を取得した中国出身の原告 嘱託従業員Xに対する、業務の減少および勤務態度不 良を理由とする期間満了による雇止めにつき、Xが社 会保険、社宅、財形貯蓄などの福利厚生を享受でき、 月額賃金も最高35万円と低くなく、賞与も支給されて いたとしても,雇用期間1年の従業員として採用され, その後も1年ごとに契約書を作成して契約の更新を重 ねてきたことからすると、XがY社の正社員であると は認められないとされた例(日立製作所〔帰化嘱託従 業員・雇止め〕事件・東京地裁平20.6.17判決)

.....969-46

| 成否:勤続年数の通算合意 | 退職金算定の基礎となる 勤続年数につき、Xはいったんは営業譲渡に伴う転籍 に際して退職金の支給を受けず、C社を退職するとき にB社およびC社における勤続年数を通算して、C社 の退職給与規程によりC社から退職金の支給を受ける との方式を選択したものの、その後翻意して、B社の 退職金基準に従い高額の退職金を受領する方式を選択 し直したものと認めるのが相当とされ、両社の勤続年 数を通算する旨の合意の存在が否定された例(パナ ホーム事件・東京高裁平20.6.26判決) ……970-32

成否:研修日業務と雇用契約 原告は、平成19年2月

17日に本件研修業務(5000円給付)に従事し、同年2 月21日以降被告に日日雇い入れられて一貫して本件業 務に従事していたものの、3月18日、成績不良を理由 に雇止めを通告されたものであり、被告から、 労基法 21条ただし書(日日雇い入れられる労働者が、1か月 を超えて引き続き使用されるに至ったときには、使用 者が雇止めの意思表明をした場合には、使用者に解雇 予告義務を課する) の意味における意思の表明を受け たものと解せられるが、2月17日の本件研修日業務に つき1日の労働契約を締結したと評価することは困難 であって、原告の日日雇い入れられる労働者としての 稼働日数は1か月に及ばないことになるとされた例 (ヒューマントラスト事件・東京地裁平20.3.26判決) ……970-94(ダ全)

成否:始期付解約権留保付雇用契約 訴外 | 社に勤務 していた原告Xに対し、被告Y社の代表取締役である O所長がY社グループへの転職を勧誘し、XのJ社へ の辞意表明後に、 Y社が役員会の決済がおりない等と して採用を取り止めたという事案において、 Y 社入社 後の賃金に関し、原告X希望の年俸額1500万円プラス アルファという金額を、O所長が概ね了承し、勤務開 始日についても8月1日と合意したことが認められる のであって、代表取締役からここまで具体的な話が あった以上, これを内定, すなわち始期付解約権留保 付雇用契約の成立と認められるとされた例(インター ネット総合研究所事件・東京地裁平20.6.27判決)

成否:市町村合併による新市の成立と職員の身分承継

職員の任用は、それぞれの地方公共団体と職員との 間の固有の公務員関係の設定であり、法律に特別の規 定がないかぎり、合併で地方公共団体が消滅したとき に当然に他の地方公共団体との間に新たな公務員関係 が成立したと解するのは困難であるし、旧合併特例法 9条1項による職員の身分保有のための措置義務およ び、地方自治法施行令5条1項の事務承継に関する規 定等によっても、従前の身分の当然承継が認められる わけではないが、新設合併においては、合併前後の職 員の身分には実質的な連続性が認められるとされた例 (丸亀市・市公平委〔降任処分不服申立〕事件・高松 高裁平20.10.2判決) 973-29

|成否:移籍料の支払合意,要素の錯誤| 原告Xの被告 Y社への転職に際し、Y社が転職前会社の早期退職制 度による45歳時の割増退職金と当該時点(45歳未満) でのXの自己都合退職金との差額に関し、移籍料とし て1000万円を支払う旨の合意が成立していたとして. Xによる移籍料の支払請求が認められた例(天むす・ すえひろ事件・大阪地裁平20.9.11判決) ……973-41

成否:本採用前の試用期間としての有期雇用契約 本 件雇止めにつき、原告Xの常勤講師としての更新回数 は3回で多数回にわたるとは評価できないこと、本件 常勤講師制度は専任教諭採用に先立ち実質的試用期間 を設ける趣旨で導入されたもので、当然に反復継続が 予定されていたとはいえないこと、Xも上記趣旨につ いて認識していたことなどに照らせば、Xと被告学校 法人Yの間に期間の定めを形式的なものとする旨の意 思または期待等があるとは認められず、Xの本件有期 雇用契約が期間の定めのないものと実質的に同視でき るとは認められないとされた例(報徳学園〔雇止め〕 **事件・**神戸地裁尼崎支部平20.10.14判決) ······974-25

| 成否:移籍時の従前賃金保障約束 | 被告 Y 社の直接雇 用化方針により、系列会社である訴外A社からY社に 移籍した原告 X₁ら4名につき、Y社と同人らとの間 で、本件移籍にあたり、雇用契約書等とは別に、移籍 前の月例賃金および一時金の金額を保障する旨の口頭 での約束があったとされた例(日本通運〔日通淀川運 輸〕事件・大阪地裁平20.9.26判決)……974-52

成否:ベースアップ適用の個別合意 ベースアップは、 労使間のベースアップ協定とそれに基づく配分協定の 締結, あるいは, 労働組合が存在しない場合には, 使 用者による決定を経て個別労使間の合意成立により行 われるのが通常とされており、こうした労使間合意等

によって賃上額や率が確定されてはじめて請求権が発 生するのが原則であり、本件において合意成立は認め られないとされた例(あずさ監査法人事件・東京地裁 平21.1.16判決)・・・・・・・・・・976-94(ダ全)

成否:給与引下げ合意 秘書職であった原告 X₂ に対 する給与引下げにつき、労働契約において、給与は最 も基本的な要素であるから、一方的に給与を引き下げ るという契約の要素の不利益な変更に同意したという ためには、ただ異議を述べなかったというだけでは必 ずしも十分ではなく、積極的にこれを承認する行為が 必要とみられるというべきであるとされ、X2にその ような積極的行為は認められないとして、同人とY社 との間の給与引下げ合意の成立が否定された例 (ゲー トウェイ21事件・東京地裁平20.9.30判決)……977-74

成否:再雇用・再任用制度不合格 卒業式の国歌斉唱 時に職務命令に違反して起立せず戒告処分を受けた原 告高校教員が定年退職後になした、本件再雇用・再任 用職員の採用選考申請に対し、都教委が不合格とした 件につき. 本件不合格は原告の期待権を侵害するもの で、裁量権の逸脱、濫用があり、被告は、国家賠償法 に基づき損害賠償責任を負うとして、原告が被った損 害につき. 再雇用職員として稼働した場合の年間報酬 額192万円が認められたが、慰謝料請求については棄 却された例(東京都・都教委〔教員・再雇用制度等〕 **事件**・東京地裁平21.1.19判決) ······ 979-5

成否:バス乗務員の嘱託契約 有期嘱託社員のバス運 転手である原告Xに対する本件雇止めにつき、本件労 働契約は実質的に期間の定めのない雇用契約と異なら ない関係にはないが、解雇の場合における解雇権濫用 の法理を類推適用して判断するのが相当とされ、雇止 めが有効とされた例(大阪運輸振興事件・大阪地裁平 20.10.31判決)979-55

成否:念書による退職金支給合意 食肉卸業を営む被 告Y社に勤務していた原告Xが、Y社の廃業に伴う退 職後、同一事業を開業した件につき、Y社代表者が作 成した「Xさんに退職金200万円を支払う|旨の本件念 書における合意の効力を認め、Y社には退職金の支払 義務があるとされた例(和泉屋事件·東京地裁平20.11. 28判決) …………979-83(ダ)

成否:有期嘱託職員 被告Y学院に有期嘱託職員とし て雇用され、当該雇用契約を2回更新した原告Xに対 する雇止めにつき, 雇用継続に対する合理的な期待利 益があるとされた例(学校法人立教女学院事件・東京 地裁平20.12.25判決) … 981-63

成否:有期雇用者 有期雇用契約を締結・更新してき

た申立人Aら2名に対する雇止めにつき. 同人らには 雇用継続に関する合理的期待が生じていたものとされ た例(京都新聞СОМ [仮処分] 事件・京都地裁平21. 4.20決定) …………981-165(ダ)

| 成否:出向時の前年度年俸の保障合意 | 被告 Y 社の参 事職であり、年俸制が適用されていた原告2名がなし た, 出向前後の賞与差額金の請求につき, 原告らとY 社との間に、出向の条件として、出向前年度の年俸水 準(賞与を含む)を保障するとの合意があったとは認 められないとして、原告らの請求が棄却された例(日 東電工事件・東京地裁平21.4.20判決)……982-33

|成否:有期営業職の雇用契約||債務者Y社の営業職 (ストアセールス) として、期間1年間の雇用契約を 5~16回更新してきた債権者Aら3名に対する雇止め につき、雇用継続に対するAらの期待利益には合理性 があり、本件雇止めの効力を判断するに当たっては解 雇権濫用法理が類推されるとされ、うち1名の雇止め が無効とされた例(江崎グリコ〔雇止め・仮処分〕事 件·秋田地裁平21.7.16決定)······988-20

成否:二重派遣労働者の雇用契約 訴外中国会社に雇 用され、同社と被告Y社との間の本件基本契約に基づ いて日本に派遣された後、Y社の指示により日本の会 社に派遣されて就労していた原告ら2名につき,本件 事実に照らせば、Y社は労働者派遣における派遣先と しての位置づけにとどまらず、原告らに対して指揮命 令をしていたとみるのが相当であり、 Y社と日本の派 遣先企業との関係もまた派遣元と派遣先の関係にあ り、原告らは二重に派遣されていたといえるから、原 告らとY社との間には、現実の指揮命令を伴う雇用契 約が存在したといえるとされた例(東方技研事件・東 京地裁平21.1.30判決) ………988-88(ダ)

|成否:予備校非常勤講師の出講契約||期間1年間の出 講契約更新を25年にわたり繰り返してきた予備校非常 勤講師X(控訴人)の次年度の出講契約が成立せず、 契約が終了したことにつき、本件出講契約が一律に労 働契約であるとは認められないものの、X・Y間には 雇用関係とみて矛盾のない関係が長期間にわたって継 続して形成されてきており、その法律関係の評価につ いては慎重な検討が必要であるとされ、その実態を直 視するならば、両者間の法律関係は労働契約関係であ るとされた例(河合塾[非常勤講師・出講契約]事件・

| 成否:重症筋無力症罹患を理由とする正社員からパー ト従業員への身分変更 債務者Y社において正社員 の飲食店店主代行等として勤務していた債権者Xが重

症筋無力症に罹患し、Y社がXの身分をパートタイム 従業員に変更した件につき、Xの主治医の意見等を斟 酌すると、Xが通常の勤務時間において、Y社の業務 に従事することは可能であり、これを前提とすれば、 本件変更については、「健康上の要注意者に対し就業 上・衛生上の必要な措置をとる」旨定めたY社就業規 則54条の「その他心身上の理由」が認められず、「就業 上・衛生上の必要な措置 | とはいえないとされ、また 本件変更は、所定労働時間や休日の定め、賃金支払約 束にまで及ぶ労働契約の内容変更というべきものであ るところ、Y社には本件変更内容を労働者の生活と調 和させるようなものとすることが求められているこ と、Y社は、Xをより肉体的負担の少ない職場に配置 することや労働時間が長時間に及ばない勤務体制を設 定することに著しい困難があるような事情はうかがわ れないことなどからすれば、本件変更の有効性につい て所要の疎明がなされたとは認められず、本件変更は 無効であるとされた例(ケントク〔仮処分〕事件・大 阪地裁平21.5.15決定) …………989-70

| 内容:60歳超で雇用された事務局長の雇用契約 | 68歳 4 か月で被告財団法人Yの事務局長に雇用された原告 X1に対する雇止めにつき、Yの「70歳定年制」の適用 は少なくとも事務局長に対しては厳格にはなされてお らず、X1については定年制を形式的に適用しない約 定で雇用契約が締結されたものと認められるから, X₁の雇用契約は期間の定めのない契約であり雇止め 法理の適用はなく、70歳到達を理由とする雇止めにつ き解雇として無効とされた例 (日本美術刀剣保存協会 事件・東京地裁平20.5.20判決) …… 971-58

内容:同一地方公共団体内での連続する退職・採用と 条件附採用 | 同一地方公共団体において任命権者を 異にする異動は地公法22条所定の条件附採用には該当 せず、その内容に応じて昇任、降任または転任のいず れかに該当するものであるとの解釈は、少なくとも、 同一地方公共団体内の地方公務員につき、職員の身分 保障規定の1つである地公法27条2項,28条1ないし 3項等の分限に関する規定の適用の可否のような実質 的内容を左右する場合においては、相当とすべきであ るとされ、市長が職員に任命した職員を引き続いて市 教委が市立学校教員に任命するとの同一地方公共団体 内での異なる任命権者間の異動については、教員任命 は地公法上の採用には該当せず、教特法上の採用に該 当して同法上の初任者研修の対象となるにすぎず、1 年間の条件附採用の対象とはならないとされた例(大 阪市・市教委〔教員・免職処分〕事件・大阪高裁平20. 8.29判決)978-41

「内容:市事務職員退職後の教員採用」 平成10年4月に

被控訴人Y(大阪市)に事務職員として採用され、16 年3月末日をもって退職し、翌4月1日にYの市公立 学校教員となった控訴人Xにつき、Xは大阪市公立学 校教員に条件附採用されたものではないから、Xを条 件附採用期間の満了日をもって正式採用しないことを 決定し同人を免職する旨の本件処分は、そもそもその 前提を欠き、または前提となる法解釈を誤ったもので あり、いずれにしろ違法な処分として取消しを免れな いとされ、当該免職処分を適法とした一審判決(大阪 地判平19.5.21労判未掲載)が取り消された例(大阪 市・市教委〔教員・免職処分〕事件・大阪高裁平20.8. 29判決)978-41

内容:業務請負契約下の発注先業務従事者 一審被告 Y₁社に雇用され、同Y₂社の工場において就労してい たKがうつ病自殺した件につき、一審被告ら主張の Y₁・Y₂社間の業務請負契約の成立が否定され、Y₁ 社は労働者派遣事業として自ら雇用するKをY₂社の 指揮命令の下に就労させたもので、Kは派遣労働者に 当たるとされ、さらに、 Y_1 社がKを Y_2 社に派遣し、 Y2社がその指揮命令の下に本件業務に従事させたこ とは、労働者派遣法によって禁止された労働者供給事 業に当たるとされた例(アテスト[ニコン熊谷製作所] 事件・東京高裁平21.7.28判決)………990-50

| 承継:営業譲渡と労働契約の承継 | みずから代表取締 役を務めていた訴外A社の解散後,A社と同一の屋号, 設備施設,従業員等を用いて、個人事業主として、A 社同様ラーメン店を経営していた控訴人(一審被告) Yにつき、A社およびYに実質的同一性が認められ、 YはA社の営業を事実上包括的に承継したものという べきで、労働契約も承継することが黙示に合意されて いたものと認められるとされた例(Aラーメン事件・

│承継:営業譲渡と労働契約の承継│ 一般に営業譲渡契 約は、一定の営業目的のために組織化され、有機的一 体として機能する財産の全部または一部の譲渡をいう が (最大判昭40.9.22民集19巻6号1600頁). 譲渡の目 的となる各個の権利義務については個別に権利の移転 または引受けの手続きをとる必要があり、当該営業に 従事する労働者と使用者である会社との間の雇用契約 も,営業譲渡に伴って当然に承継されるものではなく, 営業譲渡契約の譲渡人と譲受人が合意し、かかる労働 者が同意して初めて承継されるものと解され(民法 625条1項)、この労働者の同意は黙示の承諾でも足り るところ、本件につき、訴外B社から訴外C社への営 業譲渡により、B社と控訴人Xとの間の雇用契約がC 社に包括承継されたということはできないとされた例

(パナホーム事件・東京高裁平20.6.26判決)…970-32

承継:営業譲渡に伴う労働契約の承継 | 訴外A社から 被告Y社への営業譲渡により秦野校が開設されたとは 認められず、A社とY社間に労働契約を包括的に承継 する合意があったとはいえないとした一審判断(横浜 地判平19.3.20労判940号47頁)が維持された例(ショ ウ・コーポレーション〔魚沼中央自動車学校〕事件・ 東京高裁平20.12.25判決) ……………… 975-5

承継:グループ企業内での解雇後の始期付労働契約 子会社従業員であったX」らと親会社Y社との労働 契約の成立を認め、当事者間の合理的意思としては、 A社との労働契約が終了した時点で当該従業員を雇用 するとの始期付労働契約が成立したと解するのが相当 であるとした一審判断が維持された例(ショウ・コー ポレーション〔魚沼中央自動車学校〕事件・東京高裁 平20.12.25判決) … 975-5

│承継:子会社解散と親会社の雇用責任│ 親会社による 子会社の実質的・現実的支配がある状況下で、違法・ 不当な目的で子会社の解散決議がなされ、かつ子会社 が真実解散ではなく偽装解散であると認められる場合 には、子会社の従業員は、親会社による法人格の濫用 の程度が顕著かつ明白であるとして、親会社に対して、 子会社解散後も継続的、包括的な雇用契約上の責任を 追及できるとされた例(第一交通産業ほか〔佐野第一 交通〕事件・大阪高裁平19.10.26判決) ………975-50

承継:子会社解散と親会社の雇用責任 一審被告 Y 1 社の子会社でタクシー事業を営む本件会社の従業員で ある一審原告Xら52名に対する,本件会社の解散を理 由とする解雇につき、XらはY1社に対して、本件会 社解散後も継続釣,包括的な雇用契約上の責任を追及 できるとされ、これを否定した一審判決(大阪地堺支 判平18.5.31労判未掲載) が変更された例 (第一交通産 業ほか〔佐野第一交通〕事件・大阪高裁平19.10.26判 決) ………975-50

承継:子会社解散と同一事業継続会社の雇用責任 X らの、本件会社の事業を引き継いだY4社に対する地 位確認請求を認めた一審判決が否定され、同請求が棄 却された例(第一交通産業ほか〔佐野第一交通〕事件・ 大阪高裁平19.10.26判決)975-50

│承継:事業譲渡に伴う労働契約の承継│ 権利能力なき 社団(本件クラブ)の経営するゴルフ場の経営破綻回避 のため,支援を承諾した被告 Y っ電鉄が子会社(被告 Y 」 社)を設立して事業譲渡を行った際に,本件クラブの従 業員であり、原告組合の組合員でもある原告Aら7名 がY1社に不採用とされた件につき、AらのY1社に対 する地位確認請求等が棄却された例(南海大阪ゴルフ クラブほか事件・大阪地裁平21.1.15判決)……985-72

| 承継:事業譲渡元・先会社の実質的同一性 | 本件クラ ブと Y 1 社は別個独立した団体であって、形骸化、濫 用のいずれの側面から見ても法的に一体のものととら えることはできないとされ,事業譲渡契約の当事者は, その対象を何にするか自由に決定できるところ、本件 譲渡契約において雇用の承継を除外する合意を無効と すべき理由もないとされた例(南海大阪ゴルフクラブ ほか事件・大阪地裁平21.1.15判決)………985-72

| 承継:子会社解散と親会社の雇用責任 | 子会社K社に 勤務し、組合分会に所属していた原告Aら5名が、K 社の解散に伴う解雇後、親会社Y社に対し労働契約上 の地位確認および賃金支払いの請求をした件につき, 法人格否認の法理により解散した子会社の従業員が親 会社に対し雇用関係の存在を主張することが認められ るためには、子会社の法人格が全く形がい化している か、または濫用が明白であることを要すると解するの が相当であるところ、K社の法人格が全く形がい化し ていたとはいえず、また法人格の明白な濫用があると もいえない等として、同請求が棄却された例(ワイケー サービス〔九州定温輸送〕事件・福岡地裁小倉支部平

|職種限定契約:職種限定契約と職種変更・解雇| 当該 雇用契約が職種限定契約であるかというとき、(a)ある 職種で雇用した者を、使用者が本人の同意なく一方的 に労働条件や職務内容の異なる他の職種に変更できる かという問題と、(b)その者が当該職種に就けなくなっ たときに解雇等により契約を打ち切れるかという問題 の2つがあるといえ、一般的にいえば、当該職種が格 別高度の専門性を有しなければいずれも否定され、高 度の専門性を有すれば、前者は否定され、後者は肯定 されるとされ、交通事故の後遺症により普通自動車第 二種免許を喪失した原告タクシー運転手Xに対する第 一次解雇(普通解雇)につき、使用者は当然に解雇な どにより雇用契約を打ち切ることはできないとされた 例 (東京エムケイ事件・東京地裁平20.9.30判決)

.....975-12

職種限定合意 学校長は、教員と異なる意味での「職 種」とは認められないとして、本件退任決議による降 格は、職種限定契約に違反して無効とのX主張が退け られた例(学校法人聖望学園ほか事件・東京地裁平21. 4.27判決)986-28

|競業避止義務| 広告業等を営む原告 X 社を退職後に、 同業の被告Y2社を設立した被告Y1につき,同人がX 社在職中に担当していた訴外B社の事業にかかるプロ ジェクトをYっ社が受注したのは、B社のコンペにお いて最も高い評価を得たためであり、これを自由競争 の範囲を逸脱した違法なものということはできないな どとして、X社のYらに対する共同不法行為による損 害賠償請求が棄却され、またY1に対する債務不履行 による損害賠償請求も棄却された例(エーディーアン ドパートナーズ [アルケ通信社] 事件・東京地裁平20. 7 24判決)977-86

「競業避止義務:退職後の同業会社設立・受注 原告X 社が, 訴外会社および X 社に勤務後, 被告 Y 2 社を設 立した被告Υ」に対してなした損害賠償請求が棄却さ れた例(デックストレードほか〔スタートレーディン グ〕事件・東京地裁平20.11.7判決)……979-88(ダ全)

| 競業避止義務 | 労働者の退職後の競業避止義務につ き、競業避止特約の締結によって当然にその文言どお りの効力が認められるものではなく、競業禁止によっ て守られる利益の性質や特約を締結した従業員の地 位、代償措置の有無等を考慮し、禁止行為の範囲や禁 止期間が適切に限定されているかを考慮したうえで. 競業避止義務の認否が決せられるべきであり、当該判 断に際しては、競業禁止によって守られる利益が営業 秘密であることにあるならば、営業秘密はそれ自体保 護に値するから、その他の要素に関しては比較的緩や かに解し得るとされた例(トータルサービス事件・東 京地裁平20.11.18判決)980-56

競業避止義務:補修技術指導者の退職後の開業・受注

原告X社において、車両内外装の補修・修理業務に 関するフランチャイズ加盟店への技術指導等を担当し ていた被告労働者Yの類似業務開業につき、Yの上記 業務に関する技術は不正競争防止法にいう営業秘密に は当たらないが、それに準じる程度には保護に値する とされ、Yのインストラクターとしての地位およびX 社の示した代償措置を考慮すれば、競業を禁止する地 域や期間を限定するまでもなく、YはX社に対して競 業避止義務を負うとされ、本件競業避止特約が定める 損害賠償の予定に基づきフランチャイズシステム開業 資金相当額および基本ロイヤリティ合計額相当の各7 割、ならびに顧客奪取によるX社の売上げ減少分とし て100万円が損害として認められた例(トータルサー ビス事件・東京地裁平20.11.18判決) ………980-56

│競業避止義務,秘密保持義務│ 美容サービス提供等を 業とする被告Y社に勤務し、訴外米国A社の技術を用 いた美容施術を行う事業に従事していた原告X1およ びX2による,(ア)競業会社R社の設立・取締役就任,(イ) R社店舗の開業準備行為、(ウ)秘密保持義務違反がいず

れも Y 社就業規則の懲戒解雇事由に該当し、また(ア)、 (イ)が雇用契約に関する誠実義務等に反するとされ、他 方、(エ)Y社従業員の引抜きについては違法とは認めら れないとされた例(ピアス事件・大阪地裁平21.3.30判 決)987-60

経歴詐称 | 被告従業員Yの経歴詐称を理由とする労働 契約および社宅契約の詐欺取消し・錯誤無効の原告X 社主張につき、経歴詐称があったものの、Yの詐欺に よってX社は重要な部分の錯誤に陥っていないとし て、契約を取り消すべき詐欺にも要素の錯誤にも当た らないとされた例 (第一化成事件・東京地裁平20.6.10 判決) ------972-51

有期労働者に対する休業処分 使用者が期間労働者に 対し、包括的かつ一律に、長期間にわたる休業をした 場合にあっては、休業対象者に与える不利益の重大性 にかんがみると、その後の休業対象者に対する雇用需 要の変化の有無・程度のほかに、休業対象者の人数の 増減の有無・程度と、その人数に対する賃金カットに よる使用者の経営上の利益の多寡の変化の有無・程度、 他の労働者との均衡等について、日々刻々と考慮に入 れて、適時に、休業処分による労務の受領拒絶の撤回 や、包括的かつ一律の休業処分の停止と個別の休業日 の設定、休業手当金額の増減等の措置の可否と当否を 検討、判断して、できるかぎりその不利益の解消を図 るべきであるとされ、上記の高度に要求される合理性 の判断に際しては、休業処分の内容自体のほかに、当 該休業期間の全体の状況を総合判断するべきであると された例(いすゞ自動車〔期間労働者・仮処分〕事件・ 字都宮地裁栃木支部平21.5.12決定) 984-5

有期労働者に対する休業処分 債務者 Y 社が、同社栃 木工場等で勤務していた期間労働者全員に対し契約期 間途中での解雇の予告を行い、その後、当該解雇予告を 撤回のうえ労働契約の合意解約を申し入れ、これに応 じない者につき、各人の期間満了日まで休業扱いとし て所定の休業手当を支払うとの件につき、本件休業の 内容自体と本件休業の期間の全体の状況を総合して判 断すると、本件休業に合理性を認めること自体、到底困 難であるとされた例(いすゞ自動車[期間労働者・仮処 分]事件·宇都宮地裁栃木支部平21.5.12決定)···· 984-5

賃金・一時金・退職金

「未払賃金:休日出勤手当」 被告職員らの休日出勤手当 未払額の請求が認容され、従業員の不足等によって勤 務が過重になるために支払われていた特別手当および 宿直回数に応じて変動する調整手当が、割増賃金の算

定基礎となる通常の労働日の賃金に含まれるとされた 例(住之江A病院〔退職金等〕事件·大阪地裁平20.3. 6判決)------968-105

未払賃金:有給休暇手当 本件年休取得の妨害にかか る不法行為に基づく損害賠償請求は、就業規則所定の 有給休暇手当の請求を含むものとされ、同請求が一部 認められた例(住之江A病院〔退職金等〕事件・大阪 地裁平20.3.6判決) …… 968-105

未払賃金:和議開始決定前の賃金 平成12年10月3日 に和議開始決定を受け、同年12月28日に和議認可決定 が確定した被告Y社の従業員であった原告X1~X9 が、平成18年9月に解雇通告を受けたという事案にお いて、Y社が従業員代表者であるX」との間で、和議 決定前の未払賃金の支払期限を平成18年3月2日(和 議終了時)まで猶予する旨の合意をしていたことなど から, 原告らの当該未払賃金の請求が, 一部弁済のあっ た原告 X₃ (一部認容)を除き全額認容された例 (平野 屋事件・大阪地裁平20.6.19判決)………972-37

未払賃金等, 消滅時効 系列会社から被告 Y 社に移籍 した原告 X₁らにつき、Y社との間で、雇用契約書等 とは別に、移籍前の賃金額を保障する旨の口頭での約 束があったとされ、賃金保障約束額を減額させる就業 規則変更および協約締結をいずれも無効として、Y社 主張の消滅時効の成立を認めたうえで、Y社に差額賃 金の支払いが命じられた例(日本通運[日通淀川運輸] 事件・大阪地裁平20.9.26判決)………974-52

未払賃金 Xらの親会社Y」社に対する雇用契約に基 づく賃金請求につき,本件買収後に本件子会社が定め た新賃金体系が無効とされ、買収前に締結された労働 協約に定められた旧賃金体系に基づく賃金支払いを命 じた一審判決が維持された例(第一交通産業ほか〔佐 野第一交通〕事件・大阪高裁平19.10.26判決)

.....975-50

| 未払賃金 | 原告の給与は、被告の決定(給与決定通知) を踏まえ、その後、原被告間で明示または黙示に個別 合意が成立することによって決定されてきたものと認 められ、給与の増額改定について個別合意が成立して いるとは認められないし、原告主張のベースアップを 裏付ける労働協約等の存在を認めることも、被告の就 業規則中に、ベースアップにあたり一律に給料を上げ るとする趣旨の規定を見出すこともできないとされ、 上限額到達を理由にベースアップが適用されなかった 原告による差額賃金請求が棄却された例(あずさ監査 法人事件・東京地裁平21.1.16判決)……976-94(ダ全)

未払賃金,解雇と賃金(解雇予告手当),付加金 被告

Y社に営業担当責任者として採用され、月払報酬160 万円とされていた原告Xに対する契約解除につき、X は労基法上の労働者であるとされ、本件契約終了は労 基法20条の解雇であるとして、Y社に対し、解雇予告 手当として、Xの平均賃金154万余円の支払いが命じ られ、また、Xの給与減額にかかる未払賃金60万円の 支払いが命じられたが、Xには業務遂行に広範な裁量 があったこと、Xの報酬は5年間で総額1億円であっ たこと等、諸般の事情を考慮すると、本件において付 加金の支払いを命じることは相当でないとされた例 (ダニエルドゥウィンタージャパン事件・東京地裁平 20.12.1判決) …………980-92(ダ)

│未払賃金 | Y社による本件協約破棄通告によっても組 合員 X には60歳定年制適用の効果は生じず、 X は60歳 を経過した現在も従前と同様の雇用契約上の地位を有 し、未払賃金の支払いを求めることもできるとされた 例(東京都自動車整備振興会〔定年制除外協約〕事件・ 東京地裁平21.3.6判決) ………983-91(ダ全)

│未払賃金、慰謝料 │ 高校教諭 X に対する修学旅行引率 中の飲酒等を理由とする停職処分が無効とされ、学校 法人 Y に対し、本件停職期間中の給与および本件停職 処分によって支給停止とされた年末手当の一部の支払 いが命じられたが、Xによる慰謝料請求は棄却された 例(学校法人関西大学〔高校教諭・停職処分〕事件・ 大阪高裁平20.11.14判決)987-79

未払賃金 有期の営業職3名に対する雇止めが1名 (A)のみ無効とされ、Aについては平均賃金額相当の 賃金仮払いが認められた例(江崎グリコ〔雇止め・仮 処分〕事件・秋田地裁平21.7.16決定)……988-20

│未払賃金等 │ 中国会社から派遣されていた原告らにつ き, 同人らとY社との間の雇用契約の成立が認められ, 未払賃金の請求が認容され、また退職証明書および源 泉徴収票の引渡請求も認容された例(東方技研事件・ 東京地裁平21.1.30判決) ………988-88(ダ)

│未払賃金 | 重症筋無力症罹患を理由とするパートタイ マーへの身分変更が無効とされ、債権者Xが正社員た る労働契約上の権利を有する地位を有し、月例賃金の 債権を有することについて, 一応の疎明があったもの と認められるとして、Xの本決定以後の賃金仮払いの 必要性が認められた例(ケントク〔仮処分〕事件・大

賃金減額 原告エリアマネージャーの部長1級から次 長1級への降格に伴う年俸減額(1150万円から690万 円への減額) につき、本件においては減額基準の客観 性および合理性が明らかでなく、また本件降格に伴う

減額幅としては過大であるなどとして、賃金減額の合 理性が否定され、降格は有効だが、減額の合理性、客 観性(公平性)が基礎付けられていない以上、本件訴 訟上は従来の給与水準による賃金債権が認容されると して、既払額との差額賃金464万余円の支払いが認め られた例(スリムビューテイハウス事件・東京地裁平 20.2.29判決) 968-124

賃金減額 タクシー会社の被告Y社における賃金規定 の不利益変更につき、新賃金体系は合理的なものと評 価できるとして、少数組合である Z₁組合の組合員お よびその遺族である原告ら5名による差額賃金請求が 棄却された例(初雁交通事件・さいたま地裁川越支部 平20.10.23判決) … 972-5

賃金減額 組合分会長のX2に対する配転命令が不当 労働行為に当たり無効であり, 不法行為にも該当する とされた件につき、X2の基本給は1日1万円である が、待機になると1日7000円になるところ、同人は本 件配転命令前後の待機増による基本給の減額分も損害 であると主張するが、待機になるか否かは、使用者の 業務命令権に属することであるから、労働者において、 当然に1日1万円の基本給を請求する権利または法律 上保護される利益を有するものではないとされた例 (田中興業エンタープライズほか1社事件・東京地裁 平20.9.22判決) · · · · · · · 976-48

|賃金減額| 秘書職の原告X₂と被告Y社との間に給与 引下げ合意は成立していないとして、X2の差額賃金 請求が認められた例(ゲートウェイ21事件・東京地裁 平20.9.30判決) · · · · · · · 977-74

賃金減額,解雇と賃金 薬事課課長であった原告に対 する諭旨解雇を無効とし、予備的になされた課長解任 およびそれに伴う賃金減額を有効としたうえで、解雇 後の賃金請求が一部認容された例(医療法人光愛会事 件 · 大阪地裁平20.11.6判決) · · · · · · · · · 979-44

| 賃金減額 | 5つの社会福祉協議会の合併後、給与の平 準化のためになされた就業規則の不利益変更が無効と され、将来請求分も含めて差額賃金の支払いが命じら れた例(宮古島市社会福祉協議会事件・那覇地裁平20. 10.22判決)………979-68

|賃金減額:年俸制における賞与減額| 原告らの出向前 後での賞与差額金請求が年俸保障合意の存在が認めら れず棄却され、また、不法行為に基づく当該差額金相 当の損害賠償請求も、Y社における従業員の各年度の 賞与(加算年俸)請求権は、Y社の業績と個人の業績 貢献度を踏まえてY社が決定し具体的に成立するもの であるから、出向した原告らが平成13年度以降も出向 時(平成12年度)と同じ水準の加算年俸額を得ること ができるとはいえない等として、棄却された例(日東 電工事件・東京地裁平21.4.20判決) …… 982-33

│賃金減額│ 美容カウンセラーとして採用され,試用期 間中は「基本給月額18万8000円で歩合給なし」、本採用 後は「同12万8000円+歩合給等 | とされた原告Xによ る同差額分の賃金請求につき、被告 Y 1社の求人募集 広告の記載や基本給減額の個別同意がないことから減 額の効力が否定され、同請求が認められた例(美研事 件・東京地裁平20.11.11判決) …… 982-81

|賃金減額 | Xに対し、本件解雇以前に行われた賃金減 額について、職群・等級および成果の格付けが恣意的 ないし客観性を欠くとは認められず、また就業規則の 変更も適法であるとして、当該賃金減額を理由とする 未払賃金請求が棄却された例(三菱電機エンジニアリ ング事件・神戸地裁平21.1.30判決)………984-74

│**賃金減額**│ 本件降格に伴う給与減額につき.Yの給与 体系は職能資格制度であるところ、Yの就業規則、給 与規程には、給与号棒の降格の根拠となる規定は存せ ず、Yが、降格によってXの本俸およびそれを前提と する業務手当の額を減額したことは、根拠を伴わない 違法なものであり、さらに本件降格後の給与減額につ いても違法であるとして、未払賃金の支払いが命じら れた例(学校法人聖望学園ほか事件・東京地裁平21.4. 27判決) · · · · · · · 986-28

「賃金減額,賃金控除 Xの月例給与にかかる,平成17 年度中の減額および平成17年1月から19年3月までの 政治活動名目での控除につき、いずれも不法行為には 当たらないとして、同人の損害賠償請求が棄却された 例(鳥取三洋電機事件・鳥取地裁平20.3.31判決〔要旨〕)

.....987-47

│**賃金減額,割増賃金** │ 被告Y社と原告ら2名が所属す る訴外 Z 組合との間の本件各労使協定による。(a)皆勤 手当、無事故手当の時間外手当算定基礎からの除外、 (b)住宅手当の減額および同算定基礎からの一部除外と 乗車手当の減額。(c)皆勤手当、無事故手当の廃止と2 か月ごとに査定・支給の報奨金新設につき、各手当の 算定基礎からの除外は労基法に違反し, また各手当減 額につき合意した労使協定も無効であるとして、原告 らの時間外手当の請求が認容された例(淀川海運事 件・東京地裁平21.3.16判決)………988-66

「賃金差別:一般職員と嘱託職員の賃金処遇格差」 被告 財団法人Yにおいて嘱託職員として勤務していた原告 Xが、一般職員との賃金処遇格差を違法無効としてな した差額賃金、慰謝料等の請求が棄却された例(京都 市女性協会事件·京都地裁平20.7.9判決) ······973-52

労務提供と賃金:解雇告知後の業務従事 原告らは、 本件解雇告知後にも被告Y社の営業閉鎖に伴う顧客対 応等の業務に従事していたとして、平成18年10月分お よび11月分の未払賃金請求につき、一部弁済のあった X₃を除き、請求額の範囲で認容された例(平野屋事 件 · 大阪地裁平20.6.19判決) · · · · · · · · 972-37

労務提供と賃金 使用者が労働者の正当な労務提供の 受領を明確に拒絶した場合に、その危険負担による反 対給付債権を免れるためには、その受領拒絶に「合理 的な理由がある」などの正当な事由があることを主張 立証すべきであるとされ、上記合理性の有無は、具体 的には、使用者による休業によって労働者が被る不利 益の内容・程度、使用者側の休業の実施の必要性の内 容・程度、他の労働者や同一職場の就労者との均衡の 有無・程度、労働組合等との事前・事後の説明・交渉 の有無・内容、交渉の経緯、他の労働組合または他の 労働者の対応等を総合考慮して判断されるべきである とされた例(いすゞ自動車〔期間労働者・仮処分〕事 件・宇都宮地裁栃木支部平21.5.12決定) 984-5

労務提供と賃金 Y社は、本件休業による X₁らの労 務提供の受領拒絶について、「債権者の責めに帰する ことができない事由」を抗弁として疎明できておらず、 また X 」 ら各人につき、被保全権利の全額を保全する 必要性が緊急かつ高度にあると認められる等として、 民法536条に基づく賃金請求権の被保全権利の存在が 肯定され、X1らの本給日額9000円から既払いの休業 手当相当額を控除した金額の仮払いが命じられた例 (いすゞ自動車〔期間労働者・仮処分〕事件・宇都宮 地裁栃木支部平21.5.12决定) 984-5

割増賃金,付加金 みずから代表取締役を務めていた 訴外A社の解散後、個人事業主として、A社同様ラー メン店を経営していた控訴人(一審被告)に対する, A社に雇用されていた被控訴人(一審原告)Xからの 未払時間外手当の請求につき、YはA社の営業を事実 上包括的に承継したものというべきで、労働契約も承 継することが黙示に合意されていたものと認められ、 既発生の債務を除外したなどの特段の事情も認められ ない等として、同請求を認容し、Yに217万余円の支払 いおよびこれと同額の付加金支払いを命じた一審判決 (仙台地判平20.3.18労判968号32頁) が相当とされた 例 (Aラーメン事件・仙台高裁平20.7.25判決)

.....968-29

|割増賃金,付加金 | 生産統轄本部の技術課課長をして いた原告Xにつき、労基法の定める管理監督者に該当

しない等として、時間外、休日および深夜労働に対す る割増賃金646万余円およびこれと同額の付加金等の 請求が認容された例(エイテイズ事件・神戸地裁尼崎 支部平20.3.27判決)968-94

|割増賃金不払い(刑事) | 縫製業事業主である被告人 が,被告人の妻と共謀のうえ,雇用していた中国人技 能実習生2名に対し、36協定を超えて時間外労働をさ せ(第1), 時間外労働, 休日労働, 深夜労働の各割増 賃金との差額を支払わず(第2)、被告人が代表理事を 務める組合傘下の縫製会社の代表者らと共謀のうえ. 同社の中国人実習生3名に対し、同様に各割増賃金と の差額を支払わなかった(第3)という労働基準法違 反の各事案につき、同被告人が懲役6月(執行猶予3 年) に処せられた例(縫製業事業主[労基法違反被告] 事件・和歌山地裁平20.6.3判決) ……970-91(ダ全)

割増賃金 いわゆる治験施設支援機関の被告Y社の治 験コーディネーターであった原告につき、事業場外の みなし労働時間制の適用はなく, また移動時間, 自宅 での作業時間についても時間外労働時間に含めるべき であるとしたうえで、時間外労働手当の請求が一部認 容された例 (**ハイクリップス事件**・大阪地裁平20.3.7 判決)971-72

| 割増賃金: 算定基礎となる手当, 労基法施行規則19条1

項 本件変動手当は「出来高払制」に当たり、労基法 施行規則19条1項6号所定の方法により割増賃金を計 算する必要があり、また本件勤勉手当は、毎月の査定 結果を反映させて支給の有無および額が決せられるも ので、割増賃金の基礎となる賃金に当たり、 労基法施 行規則19条1項3号の方法により計算されるべきであ るが、有休手当は、割増賃金の基礎となる賃金から除 外されるとし、本件時間外等労働にかかる割増賃金の 合計額を235万0189円であるとした一審判決(東京地 判平19.11.8労判未掲載)が維持されたが、被控訴人会 社の一審判決後の支払いにより、本件時間外等賃金は 完済したものといえるとして、控訴人の減縮後の請求 (一審認容部分を超える請求部分)が棄却された例(タ マ・ミルキーウェイ事件・東京高裁平20.3.27判決)

……974-90(ダ全)

割増賃金,付加金 被告直営店舗で販売等の業務に従 事していた原告の時間外勤務手当請求につき、時間外 手当および深夜手当として合計151万余円が認められ たが、付加金請求は棄却された例(アップガレージ事 件・東京地裁平20.10.7判決) ……975-88(ダ)

| 割増賃金,付加金 | トラック運転手Xによる割増賃金 および付加金の請求が、Y社による賃金内容の変更を 有効としたうえで一部認容された例(旭運輸事件・大 阪地裁平20.8.28判決)…………975-21

| 割増賃金 | Xの割増賃金請求につき、消滅時効の成立 を認めたうえ6万余円を認めたが、Y社がXの請求を 一部認容(賃金相当損害金33万余円、割増賃金16万余 円) した一審判決に対し控訴していないことから、X の本件控訴が二審拡張部分も含め棄却された例(新生 ビルテクノ事件・大阪地裁平20.9.17判決)……976-60

|割増賃金,付加金| 被告Υ社において支社長であった 原告X」につき、X」の主張どおり時間外労働をした事 実が認められ、またX」は管理職に当たらないとして、 Y社に時間外手当386万余円および付加金の支払いが 命じられた例 (ゲートウェイ21事件・東京地裁平20.9. 30判決)977-74

| 割増賃金: 労基法37条違反と取締役・監査役の損害賠償

責任 本件会社が労基法37条に違反して、原告らに 割増賃金を支払わなかった期間に同社の取締役ないし 監査役であった被告らにつき、悪意または重過失によ り、善管注意義務ないし忠実義務に違反する任務懈怠 が認められるとして損害賠償請求が認められた例(昭 和観光〔代表取締役ら・割増賃金支払義務〕事件・大 阪地裁平21.1.15判決)…………979-16

| 割増賃金,付加金 | 試用期間中に解雇された営業職 X の割増賃金請求につき、Y社に対し時間外・深夜手当 69万余円およびこれと同額の付加金の支払いが命じら れた例 (ニュース証券事件・東京地裁平21.1.30判決)980-18

|割増賃金,付加金| 旧職制上,課長代理とされていた 原告SEらにつき、管理職には該当しないとされ、時 間外手当請求と付加金が一部認容された例(東和シス テム事件・東京地裁平21.3.9判決) ………981-21

|割増賃金| Yュ社の運用状況等からXの時間外・休日 労働時間が算定され、時間外手当合計21万余円が認め られた例(美研事件・東京地裁平20.11.11判決)

.....982-81

|割増賃金,付加金||最初の1年は外国人研修生として. その後は外国人技能実習生として、本訴原告X社の縫 製作業に従事していた本訴被告中国人5名(Yら)に つき、X社の研修内容はそもそも外国人研修制度の要 件を満たしていなかったことに加え、①当該研修内容 が外国人技能実習生として雇用契約に基づいて行った 作業と全く異ならなかったこと, ②時間外研修の名目 で長時間の作業を行っていたこと、③X社側に研修生 が労働者と区別される存在であるとの認識がなかった

ことを総合的に考慮すれば、外国人研修生期間につい ても、 最低賃金法に規定する労働者として最低賃金法 の適用があるとして、研修生期間における時間外研修 にかかる時間外手当と最低賃金額との差額、および付 加金の支払請求(反訴)が認められた例(三和サービ ス〔外国人研修生〕事件・津地裁四日市支部平21.3.18 判決) -------983-27

割増賃金,付加金 被告Y社から宅急便等で自宅に送 付される資料に基づき, 直行直帰で本件確認業務に従 事する原告Xらがなした,休日労働手当未払い分,付 加金等の請求が棄却された例(日本インシュアランス サービス〔休日労働手当・第1〕事件・東京地裁平21.

| 割増賃金,付加金 | 美容院店長であったXによる割増 賃金および付加金の請求につき, 同人の時間外労働時 間を算定のうえ、時間外労働手当として合計43万余円 が認められたが、付加金請求は棄却された例 (トムの **庭事件**・東京地裁平21.4.16判決) · · · · · · · · · 985-42

割増賃金 | 被告会社の元従業員であった原告による割 増賃金請求につき. 同人に支給されていた管理手当は 時間外・深夜労働割増賃金の内払いであると認められ、 未払いの割増賃金は存しないとして、当該請求が棄却 された例 (SF コーポレーション事件・東京地裁平21. 3 27判決)985-94(ダ)

│**割増賃金**│ 県立病院勤務の産婦人科医である X 1 らが なした宿日直勤務にかかる未払割増賃金請求につき, X₁らは一般職の地方公務員であり、その給与等は条 例で定められるが、割増賃金の算定基礎賃金額の計算 は、労基法の定める基準を下回ってはならないとして、 調整手当等を算定基礎に加え,時効消滅した分を除き, 既払額を引いた金額が認容された例(奈良県〔医師・ 割増賃金〕事件・奈良地裁平21.4.22判決)……986-38

割増賃金,付加金 本件見做残業手当は、周知されて いない賃金規程に基づくものであって時間外手当等の 定額払いと認める余地はなく、また原告はその主張ど おり時間外および深夜労働をしたものである等とし て、未払いの時間外・深夜割増手当につき原告請求額 339万9664円と、同額の付加金の支払いが命じられた 例 (シン・コーポレーション事件・大阪地裁平21.6.12 判決) -------988-28

割増賃金、付加金 Xの割増賃金請求につき、タイム カードの打刻をもとに時間外・深夜・休日労働時間を X主張どおり認定され、これにかかる割増賃金未払分 の請求が認められたが、タイムカードに打刻された労 働時間の中には不就労時間が相当あることから、付加 金請求については割増賃金認容額の5割相当とすると された例(京電工事件・仙台地裁平21.4.23判決)

.....988-53

|賃金控除:未払賃金と不当利得との相殺| 本件事前交 付金は給与の前渡金であるから、これについてのX社 の不当利得返還請求には理由がなく、Yの給与額は本 件養成乗務員取扱規則のとおりであり、また寮費の控 除は認められず、してみるとYは本件雇用契約に基づ き、X社に対し未払賃金12万4800円を請求できるとこ ろ、上記前払金および社会保険料等が控除されるから 4万4248円の支払いを請求できるとされ、Yによる上 記未払賃金請求権を自働債権とし、X社の研修費用返 還請求権を受働債権とする相殺の抗弁には理由がある として、X社の本件返還請求が15万5252円 (19万9500 円 - 4 万4248円) の範囲で認められた例 (コンドル馬 込交通事件・東京地裁平20.6.4判決) ………973-67

│**賃金控除**│ X社主張の給与からの寮費の控除につい て、労基法24条は法令の定めや労使協定により認めら れている場合を除き、使用者が一方的に給与を控除す ることを禁止するものであり、 合意による控除の場合 でも、その同意が労働者の自由な意思に基づいてなさ れたものであると認めるに足りる合理的な理由が客観 的に存在するときにかぎり、控除が許される場合があ るとして、本件控除が認められなかった例(コンドル 馬込交通事件・東京地裁平20.6.4判決) ……973-67

賃金控除:データ装備費の控除と不法行為 被告Y社 の親会社に派遣労働者として登録し、日雇業務に従事 していた原告Xが、Y社に対し、原則日払い・現金支 給の賃金から差し引かれていたデータ装備費の合計額 相当の返還を求めた件につき、データ装備費の経理処 理等についてはY社に一定の裁量があるというべきで あるが、 Y社は、 登録スタッフのための安全装備費、 情報管理料等の支払いに充てていた金員の総額やその 内訳を明らかにしないから、本件データ装備費合意に 関し債務の不履行があり、また、そのことはY社のX に対する違法行為として、不法行為をも成立させるも のであるとされ、本件データ装備費相当額(3万9600 円)の支払いがY社に命じられた例(グッドウィル事 件・福岡地裁平20.12.4判決)………978-5

賞与. 慰謝料 本件回収不能貸付金の発生から4年間 不支給とされた理事兼参事であったYの賞与につき, X農協に直近の受給総額の8割程度の支払いが命じら れ、また、労基法および就業規則に反する減額の懲戒 処分および賞与不支給措置につき、慰謝料100万円が 認められた例(相生市農協〔参事・損害賠償〕事件・ 神戸地裁姫路支部平20.11.27判決)979-26 退職金 原告使用者が経営するS病院の閉鎖に伴い解 雇された被告職員らの退職金未払額の請求につき、被 告Fに対する非常勤職員であることを理由とする退職 金の不支給が否定され、またその他の被告職員につい ても、自己都合による支給基準の適用が否定され、業 務上の都合による支給基準が適用されたものとして算 定された退職金未払額が認容された例(住之江A病院 [退職金等] 事件·大阪地裁平20.3.6判決) ·· 968-105

退職金:追加退職金(SRP)の法的性質 被告固有の 制度に基づく追加退職金 (SRP) につき, SRP 規定の 名称が「追加退職金規定」とされていること、制度の 趣旨として、就業規則に定められる退職金制度に「追 加」されるものであることが明記されていること、積 立方法が明記され、退職時には「積み立てられた退職 金の合計額が一時金として支給される」と定められて いることから、その法的性質については退職金である とされ、裁量業績賞与は、使用者の裁量によって支給 されるもので任意恩恵的給付と解されるから、労働の 対償としての「賃金」(労基法上の「賃金」) に当たら ないと認められ、SRP の積立額が裁量業績賞与の額を 基準として定められていること (SRP 規定3条) に照 らすと、SRP もまた任意恩恵的給付であることが明ら かであり、「賃金」には当たらないとされた例(モルガ ン・スタンレー証券〔追加退職金〕事件・東京地裁平

| 退職金: 追加退職金 (SRP) 不支給 | 懲戒解雇に伴い, 追加退職金(SRP)全額不支給とされた原告につき, 原告の非違行為は極めて悪質であるといわざるを得 ず、SRP 規定7条ただし書の「会社の利益又は名声に 実質的な損害を与える行為」に該当することが明らか であるとして, SRP の請求が棄却された例 (モルガン・ スタンレー証券〔追加退職金〕事件・東京地裁平20.6. 13判決)969-61

退職金,転進支援金 被控訴人Y社に対する控訴人の 兼務取締役Xの退職金請求につき、営業譲渡前のB社 との勤続年数の通算合意は認められず, すでに退職金 として支払われた既払金を控除すると、Xが請求し得 る残額はないこと、特別転進支援制度に基づく転進支 援金請求につき、C社への転籍時点を入社日として算 出した転進支援金は支払われていることから、Xの請 求を棄却した一審判決(東京地判平19.12.17労判970 号40頁)が、結論において維持された例(パナホーム 事件·東京高裁平20.6.26判決)·····970-32

| 退職金 | 原告労働者の小脳出血・水頭症発症につき被 告会社の注意義務違反が認められた事案において、原 告の退職事由は公傷病によるものとして、自己都合退 職として被告会社が支払った退職金との差額の支払請 求が認められた例(天辻鋼球製作所〔小脳出血等〕事 件·大阪地裁平20.4.28判決)·····970-66

| 退職金 | 被告会社の退職金規程は, 死亡による退職の 場合については原因による区別をしていないから、従 業員が自殺によって死亡した場合であっても、その理 由のいかんを問わず第8条(会社都合支給率)が適用 されると解するのが相当とされ、自殺した従業員Kの 妻たる原告への会社都合支給率に基づく退職金額の支 払いが命じられた例(ピーエムコンサルタント事件・ 大阪地裁平20.6.6判決) ………970-89(ダ全)

|退職金:生命保険料と退職金債務| 被告の代表者は, 原告に対し、亡Kの退職金として、自己都合支給率に より算定された退職金額から本件生命保険契約の保険 料を控除した額を提供したが、Kの退職金は、会社都 合支給率により算定されなければならないうえ. 上記 保険料を控除することは許されず、被告は原告に対し. Kにかかる退職金債務につき有効な弁済の提供をした とはいえず、依然として、退職金全額を支払う義務が あるとされた例(ピーエムコンサルタント事件・大阪 地裁平20.6.6判決) …………970-89(ダ全)

退職金・追加退職金等 営業部部長Xに対する懲戒解 雇が無効とされ、Xがした集団移籍者に対するZ証券 への移籍勧誘についても、本件会社に実質的な損害を 与えるものではなく、社会的評価(名声)を低下させ るものでもないから、 X は退職手当金、 S R P 積立金 およびSRP追加積立金の支払いを求めることができ るとされ、本件会社に合計1億9036万余円の支払いが 命じられた例(モルガン・スタンレー証券〔退職金等〕 事件·東京地裁平20.10.28判決) ······971-27

|退職金| 原告ら7名の退職金請求につき,被告Y社は, 本件和議開始決定以前に、従業員退職金規程に定めら れた(i)中退共の共済契約を解約し、(ii)企業年金保険も 解約したうえ、それらの解約返戻金等を従業員に支払 わず、会社資金にするなどしていたもので、原告らの 退職金額は(i)につき掛金6000円に勤続月数を乗じて算 定した額, (ii)につき解約返戻金相当額の合計額とする のが相当とされ、裁判所の算定により同請求が一部認 められた例(平野屋事件・大阪地裁平20.6.19判決)

.....972-37

退職金:元グループ会社常務の退職金受給と不法行為

原告X社のグループ会社執行役員常務の地位にあっ た当時に、出資先M社の新株予約権を取得し、退職後 に権利行使した被告Yに対しX社が既払退職金相当額 (3612万余円)の損害賠償を求めた件につき、X社の

退職金規程には懲戒解雇の場合に退職金を不支給とす る旨の定めはないうえ、X社がYを懲戒解雇していな い以上退職金の支払いに応ずるべきであったとされ、 また、X社の退職金は、厚生年金基金から支払われる 構造となっており、X社に損害が生じているとは認め られないなどとして、X社の請求が棄却された例(ソ ニー・ミュージックエンタテインメント事件・東京地 裁平20.11.28判決) ………974-87(ダ全)

退職金 Xの退職金請求につき、Y社の退職金規程は 就業規則として成立しており、廃止された事実もない として, 同規程に基づく退職金支払いを命じた一審判 決(東京地判平19.11.29労判957号41頁)が維持された 例(インフォーマテック事件・東京高裁平20.6.26判決) ……978-93(ダ全)

│**退職金**│ Mの退職金請求につき,同人の本件契約に基 づく5年間で1億円・月額160万円という報酬につい ては、5年間の期間満了時に400万円を支払う旨の合 意がなされたところ、その趣旨は1年当たり報酬(2000 万円) と月額給与の合計額(1920万円)の差額80万円 を期間満了時に支払うという、報酬の一部後払いで あったと認められ、Y社は少なくとも2年分の後払報 酬として160万円の支払義務を負うとされた例(ダニ エルドゥウィンタージャパン事件・東京地裁平20.12. 1判決)………980-92(ダ)

│退職金:退職金試算請求権と不法行為 │ X主張の「退 職金試算請求権」とは、従業員が使用者に対し、現時 点で退職したと仮定した場合の退職金額の試算を求め る権利であり、これは労基法106条1項の周知義務の 内容とかなり近いといえるけれども、同法が求めてい るのは、従業員が自ら計算できるだけの資料となるべ き事項の周知ということであって、使用者にその試算 をさせることまでを義務づけているとは解されず、退 職金試算請求権なるものを認めることができない以 上. Y社の本件退職金額試算拒否が不法行為に当たる ということはできないとして、Xの慰謝料請求が棄却 された例(住友不動産販売事件・東京地裁平21.2.27判 決) ………984-92(ダ)

退職金 X₂に対する懲戒解雇が有効とされ、X₂の本 件競業会社設立等の各行為は勤続の功を抹消する程度 にまで著しく信義に反するものであって、退職金の不 支給事由が認められるから、Y社に退職金の支払いを 求める権利を有しないとされた例(ピアス事件・大阪 地裁平21.3.30判決) 987-60

| 退職金:退職後の懲戒解雇処分と退職金請求権 | X | は,Y社の賞罰委員会開催時にはすでに退職しており,

このため懲戒解雇処分相当とされたものであるが、 X₁の本件競業会社設立等の各行為は、同人のY社に おける勤続の功を抹消する程度にまで著しく信義に反 するもので、X₁の退職金請求はその全額において権 利濫用に当たり認められない等として、退職金請求が 棄却された例 (ピアス事件・大阪地裁平21.3.30判決)987-60

退職金:規定変更による退職金不支給Xの退職金請 求につき、3度の就業規則変更による退職金減額、退 職金制度廃止がいずれも無効とされ、従前の退職金規 定に基づき、Y社に1350万円の支払いが命じられた例 (協愛事件·大阪地裁平21.3.19判決)······989-80

退職年金:年金受給者等の給付引下げ 厚生年金基金 の規約変更による年金受給者の給付額切下げにつき, 事情変更があった場合に、規約変更によって加算年金 給付を減額することは、厚生年金基金制度において予 定されており、同制度の集団的、永続的性格に照らし て、規約変更の効果は、団体的意思決定に参画できな い年金受給者にも及ぶとされた例(りそな企業年金基 金・りそな銀行 [退職年金] 事件・東京高裁平21.3.25 判決)985-58

退職年金:厚年基金規約の不利益変更 厚年基金規約 の不利益変更につき、不利益の内容・程度、代償措置 の有無、内容変更の必要性、他の受給者または受給者 となるべき者 (加入員) との均衡, これらの事情に対 する受給者への説明、不利益を受けることとなる受給 者集団の同意の有無・程度を勘案して、受給者の不利 益を考慮してもなお合理的なものであれば許されると され、本件変更の内容・程度、受給者に代替的な選択 肢が用意・周知されていたこと、母体企業の経営状況 や基金存続のための変更の必要性、説明会等の実施や 受給者の同意状況等から、本件規約変更に合理性があ るとして、控訴人らによる減額分(差額)の支払請求 が退けられた例(りそな企業年金基金・りそな銀行[退 職年金〕事件・東京高裁平21.3.25判決)……985-58

解雇と賃金、慰謝料 原告につき、17年5月の降格後 の職位(次長1級)としての労働契約上の地位が確認 され、本件解雇後の賃金支払いが認められたが、慰謝 料請求については、Y社に嫌がらせ等の事実は認めら れない等として退けられた例(スリムビューテイハウ ス事件・東京地裁平20.2.29判決) …… 968-124

解雇と賃金:解雇予告手当 原告の日日雇い入れられ る労働者としての稼働日数は1月に及ばないとして, 労働基準法21条ただし書の規定により、原告の本件解 雇予告手当請求が棄却された例(ヒューマントラスト

事件・東京地裁平20.3.26判決)……970-94(ダ全)

解雇と賃金 事務局長の原告 X₁に対する70歳到達を 理由の解雇(雇止め)が無効とされ、60歳超の嘱託職 員の同X₂, X₃に対する雇止めについても両名の雇用 契約は終了していないとして, いずれも地位確認, 賃 金・賞与支払請求が認容された例(日本美術刀剣保存 協会事件・東京地裁平20.5.20) ………971-58

│解雇と賃金 │ 退職合意は成立していないとして地位確 認およびY社の雇用契約終了通知後の月例賃金、賞与 支払いの請求が認められた例(JWTジャパン事件・ 東京地裁平20.7.29判決)………971-90(ダ)

解雇と賃金, 慰謝料 原告 X 社による借上社宅の明渡 請求が、本件懲戒解雇無効により棄却され、他方、被 告従業員Yによる地位確認請求、賃金請求および慰謝 料請求が一部認められた例(第一化成事件・東京地裁 平20.6.10判決) · · · · · · 972-51

解雇と賃金 被告学校法人Yに常勤講師(有期)とし て雇用されていた原告Xに対する雇止めが無効とさ れ、Xの常勤講師としての地位確認および雇止め後の 賃金請求が認容された例(報徳学園 [雇止め] 事件・ 神戸地裁尼崎支部平20.10.14判決) …… 974-25

| 解雇と賃金:事業場閉鎖による解雇後の新規労働契約 成立と賃金 | 自動車学校(湘南校)の閉鎖に伴い訴外 A社を解雇された教習指導員 X₁らがなした。同時期 に自動車学校(秦野校)を新設したグループ会社Y社 に対する地位確認請求を認め、賃金についてもA社の 基本給を下回らないとする黙示の合意が成立している (一審維持)としたが、口頭弁論終結後に定年を迎え たX₃については退職日までの未払賃金請求のみを認 めるとして、一審判決が一部変更された例(ショウ・ コーポレーション〔魚沼中央自動車学校〕事件・東京 高裁平20.12.25判決) 975-5

解雇と賃金 Xに対する第一次および第二次解雇をい ずれも無効とし、Xの復職後の賃金額につき、同人の 生活状況や本件仮処分の結果を考慮し、月額25万円を 認容するのが相当とされた例(東京エムケイ事件・東 京地裁平20.9.30判決)975-12

|解雇と賃金:解雇予告手当 │ 取引先等での頻繁なトラ ブルおよび無断欠勤などを理由に解雇された原告ト ラック運転手Xによる解雇予告手当請求につき、本件 解雇の解雇事由は、解雇予告手当の支給による保護を 図る必要のないものと認められ, 本件解雇は、労働基 準法20条1項ただし書の「労働者の責めに帰すべき事 由に基づく解雇」に当たるから、行政官庁による解雇 予告除外認定がされていなくとも. 使用者は労働者に 対して解雇予告手当の支払義務を負わないとして、X の請求が棄却された例(旭運輸事件・大阪地裁平20.8. 28判決)975-21

解雇と賃金 派遣会社Y社に期間の定めなく雇用され た派遣労働者Xに対する本件解雇を無効として、地位 確認と賃金支払いを命じた一審判決(名古屋地判平19. 6.6労判978号90頁)が維持された例(ラポール・サー ビス事件・名古屋高裁平19.11.16判決) ………978-87

解雇と賃金、慰謝料等 原告Xに対する試用期間中の 解雇は無効であるが、Xは訴外C社入社以降はY社で の就労意思を確定的に放棄しているとしてXの地位確 認請求が棄却され、解雇後の賃金請求につきC社入社 までの期間分のみが認められ、また、本件解雇に至る Y社の対応等から、慰謝料150万円、弁護士費用相当の 損害15万円が認められた例(ニュース証券事件・東京 地裁平21.1.30判決) 980-18

|解雇と賃金:中間収入の控除 | 有期嘱託職員の原告 X に対する雇止めが無効とされ、地位確認および賃金請 求が認められたが、Xは本件雇止め後に訴外会社で一 定期間就労し、66万円の中間収入を得たものと推認さ れるところ、その額は当該期間のXの平均賃金の4割 に相当する額をわずかに超えるが、Xはまた当該期間 中の賃金として, 平均賃金の算定基礎とならない期末 手当21万余円を得ることとなるから、結局、当該収入 額全額を控除することが相当とされた例(学校法人立 教女学院事件·東京地裁平20.12.25判決) ······981-63

| 解雇と賃金 | 雇止め無効により,有期契約社員Aらの 賃金仮払い仮処分は認容されたが、地位保全の仮処分 申立については却下された例(京都新聞COM〔仮処 分〕事件・京都地裁平21.4.20決定) …… 981-165(ダ)

| 解雇と賃金 | 教授職の原告Xに対する本件懲戒として の諭旨解雇が無効とされ、 Yに、 申請により支給され る家族手当および超過勤務手当を含む毎月の賃金およ び期末手当の支払いが命じられた例(上智学院「懲戒 解雇] 事件・東京地裁平20.12.5判決)… 981-179(ダ)

|解雇と賃金| 有期派遣労働者に対する期間内の解雇が 無効とされ、仮払賃金の計算方法および保全の必要性 につき、Xの本件解雇時の労働契約の内容は派遣先 I 社での就労を前提に具体的に合意・約定されており、 また、Xにつき保全の必要性は優に認められるとして、 本件解雇からXの雇用契約期間満了までの平成21年1 ~3月分の賃金が算定され、既払額(12万余円)を控 除した50万9600円が仮払賃金として認められた例(プ レミアライン〔仮処分〕事件・宇都宮地裁栃木支部平

21.4.28決定) · · · · · · 982-5

「解雇と賃金 従業員2名に対する整理解雇が無効とさ れ, 賃金仮払いが命じられたが, 地位保全の仮処分を 発令する必要性はないとされた例 (メイコー [仮処分] 事件・甲府地裁平21.5.21決定) …………985-5

| 解雇と賃金 | 内科医長の原告Xに対する解雇が有効と され、Xの地位確認請求、医師としての就労請求、賃 金および賞与の請求が棄却された例(A病院〔医師・ 解雇]事件·福井地裁平21.4.22判決)······985-23

解雇と賃金 美容院の店長として被告Y社に勤務して いた原告Xに対する普通解雇が有効とされ、Xによる 地位確認請求および解雇後の賃金請求、ならびに慰謝 料請求がいずれも棄却された例(トムの庭事件・東京 地裁平21.4.16判決)………985-42

「解雇と賃金 派遣労働者 X に対する本件解雇が無効と され、Y社に期間満了までの賃金仮払いが命じられた が、地位保全の仮処分申立については保全の必要性を 欠くとして却下された例 (ニューレイバー〔仮処分〕 事件・横浜地裁平21.3.30決定) ………985-91(ダ)

解雇と賃金 女性従業員らに対するセクハラ言動を理 由とする懲戒解雇が無効とされ、支店長兼取締役Xの 地位確認請求および判決確定日までの賃金請求が認め られ、判決確定後の賃金請求は却下された例(Y社[セ クハラ・懲戒解雇〕事件・東京地裁平21.4.24判決)

.....987-48

|解雇と賃金. 慰謝料 | 営業職で父子家庭のXの本件解 雇が無効とされ、未払賃金523万余円および解雇後の 健康保険自己負担増加分19万余円、慰謝料30万円等が 認められた例(トリート事件・甲府地裁平21.3.17判決) ……988-79(ダ)

| 消滅時効 | Xの請求は、あくまで本件合意に基づく データ装備費相当額の支払請求であり、 未払賃金の請 求ではないから、賃金に関する消滅時効の適用はでき ないとして、Y社の消滅時効の主張が退けられた例 (グッドウィル事件・福岡地裁平20.12.4判決)

.....978-5

労働時間・休日・休暇

労働時間性、時間外・休日・深夜労働 衣料品等のデ ザイン、製造、販売等を業とする被告Y社において、 生産統轄本部の技術課課長をしていた原告Xの労働時 間算定につきタイムカードによるとされ、これを基に 時間外・休日・深夜労働時間が認定されたが、タイム

カードを打刻してから使用者の指揮命令下に置かれ労 働時間が開始するまで若干の時間を要するとして、タ イムカードによる始業時刻から就業規則上の始業時刻 である午前9時までの時間帯のうち最大で20分を労働 時間から除外するとされ、一方で、終業時刻について は、始業時に比べてこれに要する時間は極めて少ない と考えられるので、これを考慮しないとされた例(エ イテイズ事件・神戸地裁尼崎支部平20.3.27判決)

.....968-94

労働時間性,時間外労働 住込みのマンション管理員 夫婦による所定労働時間前後の業務従事時間帯につ き、指示された業務は断続的であり、所要時間も短い ものの、その間も住民や外来者からの要望に応えると いう役務の提供を随時求められていたものというべき であり、次の業務の開始までの待機を命じられていた 状態と同視すべきで、指揮命令下にある労働時間に当 たるとされた例(大林ファシリティーズ〔オークビル サービス・差戻審〕事件・東京高裁平20.9.9判決)

.....970-17

労働時間性: 住込みマンション管理員の通院, 犬の運動 に要する時間 病院への通院, 犬の運動は, 管理員の 業務と関係のない私的な行為であり、その業務形態が 住込みであったことを考慮しても,業務の遂行に当然 に伴う行為ということはできないとして、これらに要 した時間(通院につき1~2時間、犬の運動につき朝 夕合計1時間)を労働時間から除外すべきとされた例 (大林ファシリティーズ〔オークビルサービス・差戻 審】事件・東京高裁平20.9.9判決) ………970-17

労働時間性,時間外・休日労働 休日とされていた土 曜の業務従事時間帯は不活動時間も含め労働時間に当 たるものの、夫婦一方のみが業務に従事すべき旨およ び振替休日取得が指示され、当人らがそれを承認して いたこと、基本的に1人で遂行できる業務であったこ とからすると、夫婦のうち1名のみが業務に従事した ものとして労働時間を算定するのが相当とされ、また 日曜・祝日については、管理員室の照明の点消灯、ご み置場の扉開閉以外の業務は指示されておらず、管理 規約上も休日とされていたのであるから、これ以外は 労働からの解放が保障されていたといえ, 待機が命ぜ られた状態とも同視できないから、夫婦のうち1名に つき、使用者が明示または黙示に指示したと認められ る業務に現実に従事した時間に限り労働時間に当たる とされ、夫婦らは少なくとも1時間の時間外労働をし たものとされた例(大林ファシリティーズ〔オークビ ルサービス・差戻審]事件・東京高裁平20.9.9判決)

.....970-17

労働時間性:宿日直 労災事件の業務過重性判断にか かる時間外労働時間の算定において、麻酔科医のKの 宿日直業務は、宿直時の仮眠時間や宿日直時の食事等 の休憩時間を除き、その性質上、断続的業務とは言い がたく、平日出勤日の麻酔科医の業務と同様に評価す べきであると解されるから、Kの時間外労働時間の算 定にあたっては、宿日直業務に従事した時間も時間外 労働時間に含めて算定すべきであるとされた例 (大阪 府立病院 [医師・急性心不全死] 事件・大阪高裁平20. 3.27判決) ………972-63

|労働時間性:宿直勤務,仮眠時間| 2暦日にまたがる 24時間の宿直勤務における仮眠時間(午後10時~午前 4時) につき、Xは、仮眠室滞在を義務づけられてい たものの, 仮眠室には警報装置等が設置されておらず, 宿直勤務者が仮眠時間中に対応することは皆無に等し いなどとして、労働基準法上の労働時間には当たらな いとされ、また、仮眠時間後の勤務時間につき、時間 外労働時間にはならず、宿直翌日の所定労働時間であ るとして、Xの宿直勤務にかかる労働時間として、宿 直日につき午前8時から午後10時(うち休憩1時間. 時間外5時間)。宿直明け日につき午前4時から午前 8時(うち深夜1時間)が認められた例(新生ビルテ クノ事件・大阪地裁平20.9.17判決) ……976-60

| 労働時間性、みなし労働 平日の労働時間について事 業場外労働のみなし労働時間制を適用されているXら の. 休日労働における報告書作成時間の算定について, 一定の算定方法に基づき、概括的に報告書作成時間等 を算定することにも合理性が存するとされ、その算定 に関する社内的な取決めについては、本質的に使用者 に制定する権限があり、その裁量に委ねられていると いうべきところ、 Y社が休日労働における報告書作成 時間を、業務職員各人ごとの当該業務(保給確)の年 間実績(年間確認件数)を基準に算出するとしたこと に裁量権の逸脱があるとまではいえず、合理性がある とされた例(日本インシュアランスサービス〔休日労 **働手当・第1**〕事件・東京地裁平21.2.16判決)

.....983-51

|労働時間性:移動時間│ 自宅と訪問先との間の移動時 間を労働時間とするXらの主張が退けられ、労働時間 そのものではないが業務に密接な関連性を有する時間 (通勤時間) として扱うことに一定の合理性はあると された例(日本インシュアランスサービス〔休日労働 手当・第1〕事件・東京地裁平21.2.16判決)…983-51

| 時間外労働:36協定違反(刑事) | 雇用する中国人技 能実習生らに36協定に基づく11時間を大幅に超える時 間外労働をさせるなどした縫製業事業主の被告人が有

罪とされた例(縫製業事業主[労基法違反被告]事件・ 和歌山地裁平20.6.3判決) ………970-91(ダ全)

|**時間外労働|** Χの時間外手当等の請求につき. Y社は. タイムシートを従業員に作成させ、実際の始業時刻や 終業時刻等を把握していたこと等からすると、Xにつ いて事業場外のみなし労働時間制の適用はなく、また 移動時間、自宅での作業時間についても時間外労働時 間に含めるべきであるとされた例(ハイクリップス事 件 · 大阪地裁平20.3.7判決) · · · · · · · · · 971-72

時間外・深夜労働 被告直営店舗で販売等の業務に従 事していた原告の時間外勤務手当請求につき、原告の 出退勤時刻は、原則として各勤務店舗の共用パソコン に記録されたデータのとおりであったと認められ、朝 礼および終礼への出席等から、始業時刻につき午前10 時30分,終業時刻につき上記退勤時刻と同時刻,休憩 時間につき合計1時間と認めるのが相当として時間 外・深夜時間外勤務時間が算定された例(アップガレー ジ事件・東京地裁平20.10.7判決)………975-88(ダ)

時間外・休日・深夜労働 Xによる時間外・休日・深 夜労働にかかる割増賃金請求につき、Y社による本件 賃金内容の変更の効力を認めたうえで、運転日報また はタコグラフの記載に基づいて労働時間が算定された 例 (旭運輸事件·大阪地裁平20.8.28判決)·····975-21

時間外労働被告Y社において支社長であった原告 X_1 につき、 X_1 の主張どおり時間外労働をした事実が 認められ、またY社では、全社的に営業成績(ノルマ) の達成を強く義務づけていたところ、その達成には所 定労働時間の勤務では不十分であることは明らかであ るから、X1に対して残業命令が出ていないという理 由により、Y社が時間外手当の支払いを免れることは ないというべきであるとされた例 (ゲートウェイ21事 件・東京地裁平20.9.30判決)………977-74

時間外・深夜労働、管理監督者性 営業職Xの管理監 督者性および「月30時間までの時間外勤務については、 みなし残業時間として、基準内賃金に含める」とする Y社給与規定の取扱いの適法性を否定して、Xの時間 外・深夜労働時間を認定した例(ニュース証券事件・ 東京地裁平21.1.30判決) 980-18

時間外労働,管理監督者性 | 被告 Y 社において SE と して勤務していた原告Xら3名につき、旧職制上は管 理職に当たる課長代理とされ、時間外手当が不支給と なる一方で職務手当・特励手当が支給され、その取扱 いが新職制導入以降も継続されていたところ、Xらが 一定の時間外労働をした事実は当事者間に争いがな く, 本件特励手当は時間外手当見合いのものとは解さ

れず、また、Xらは管理監督者にも該当しないとされ た例(東和システム事件・東京地裁平21.3.9判決)

.....981-21

時間外・休日労働 Y₁社は始業時刻の10分前までの 出社を義務づけ、それ以降を遅刻と取り扱っていたも ので、始業時刻10分前以降は労働時間として取り扱う のが相当であるとされ、これに基づきXの時間外・休 日労働時間が算定された例 (美研事件・東京地裁平20. 11.11判決)-------982-81

時間外労働
美容院の店長であったXの時間外労働時 間につき、 Y社の営業開始時刻 (始業時刻) をもって 一律にXの労務提供開始時刻とするとされ、また終業 時刻についてはレジ締め時刻に15分を加算した時刻を 基準時刻とするのが最も実態に適うなどとして,同人 の時間外労働時間が算定された例(トムの庭事件・東

|時間外・深夜労働| 被告会社の元従業員であった原告 には、毎月約32~82時間前後の時間外労働があったが、 同人に支給されていた管理手当は時間外・深夜労働割 増賃金の内払いであり、未払いの割増賃金は存しない とされた例(SFコーポレーション事件・東京地裁平 21.3.27判決) ………985-94(ダ)

時間外・休日・深夜労働: 医師の宿日直・宅直勤務 県 立病院勤務の産婦人科医である原告X」およびX2の 宿日直勤務につき, X1らは, 宿日直勤務時間中に本 来業務も行っており、その実態からすれば、X」らの 宿日直勤務が常態としてほとんど労働する必要がない 勤務であったということはできず、労基法41条3号の 適用除外の範囲を超えるものであり、X₁らは、実際 の診療時間だけでなく、診療の合間の待機時間も含め て、医師として役務の提供が義務づけられ、使用者の 指揮命令下にあったとされたが、X₁らの宅直勤務の 時間については病院の指揮命令下にあったとは認めら れないとされた例(奈良県〔医師・割増賃金〕事件・ 奈良地裁平21.4.22判決)……………986-38

時間外・深夜・休日労働 Y社においてはその管理を タイムカードで行っていたのであるから、タイムカー ドに打刻された時間の範囲内は、仕事に当てられたも のと事実上推定されるとして、時間外・深夜・休日労 働時間がX主張どおり認定された例(京電工事件・仙 台地裁平21.4.23判決)988-53

管理監督者性 原告は現場のいわば職長という立場に すぎず、その具体的な職務内容、権限および責任など に照らし、原告が管理監督者であるということはでき ないとされた例(エイテイズ事件・神戸地裁尼崎支部 平20.3.27判決) · · · · · · · 968-94

管理監督者性 管理監督者とは、労働条件の決定その 他労務管理につき、経営者と一体的な立場にあるもの をいい、名称にとらわれず実態に即して判断すべきで あるとされ、具体的には、①職務の内容が少なくとも ある部門全体の統括的な立場にあること。②部下に対 する労務管理上の決定権等につき一定の裁量権を有し ており、部下に対する人事考課、機密事項に接してい ること、③管理職手当等の特別手当が支給され、待遇 において時間外手当が支給されないことを十分に補っ ていること、④自己の出退勤について、自ら決定し得 る権限があること、以上の要件を満たすことを要する として検討し、支店長であった原告X₁は管理職に当 たらないとされた例(ゲートウェイ21事件・東京地裁 平20.9.30判決) · · · · · · 977-74

管理監督者性 カラオケ店店長であった原告につき, 管理監督者性が否定された例(シン・コーポレーショ ン事件・大阪地裁平21.6.12判決) ………988-28

年休取得妨害と不法行為 | 代休残日数がある職員につ いて、休みを取得する場合には、年休の取得ではなく、 代休残日数を消化するよう図っていたという本件運用 につき、職員に対し、休日出勤日数が増えるほど年休 取得を制限することになりかねず、労基法39条の趣旨 との関係において相当性を欠くとされたが、被告職員 らの年休取得の妨害にかかる不法行為に基づく損害賠 償請求については、原告には、年休取得を妨害する意 図をもって上記運用を行い、または解雇したとまでは 認められないとされ、他方、原告は就業規則の規定に より、未取得の有給休暇日数について有給休暇手当の 支払義務を負うとされた例 (住之江 A 病院 〔退職金等〕 事件・大阪地裁平20.3.6判決) ………968-105

事 人

|配転.降格| エステティックサロンの経営等を行う被 告Y社による。原告エリアマネージャーの本件店舗マ ネージャーへの配置転換および、部長1級から次長1 級への降格処分につき、原告の部下への接し方や指導 監督の手法に問題があった等として、本件降格処分に ついては人事権の裁量の範囲内のものとして有効とさ れたが、賃金減額については合理性が否定された例(ス リムビューテイハウス事件・東京地裁平20.2.29判決)968-124

配転,降格 上記降格および賃金減額の後になされた さらなる降格・賃金減額につき、Y社は同人にその問 題性を明確に指摘したうえで勤務なり仕事の進め方に ついての指導を行うべきところ、配置転換をして当該 労働者の行動を見守る対応に終始し、本件配転が功を 奏していない等の事情にかんがみれば、さらなる降 格・賃金減額には合理性がないとされた例(スリム ビューテイハウス事件・東京地裁平20.2.29判決)

.....968-124

│配転:処遇選択後の配転,適正手続│ 一審被告 Y 社の 構造改革に伴って行われた, 本件処遇選択後の遠隔地 あるいは異職種への配転命令につき、本件配転命令1 および2については業務上の必要性が認められると し、また、それらにおける適正手続の履行につき、本 件配転はその性質上、少数の例外を除いてすべて実行 されざるを得なかったものであり、その点で通常の業 務の過程でなされる個別の配転(労働者個人の特性, キャリアパスの形成等を考慮してなされる業務分担の 変更)とは性質を異にするものといえ,このような配 転の理由・必要性とは構造改革に伴って本件計画が実 施されることにより業務分担を変更する必要があると いうことにつきるのであって、このような観点からす れば,一審被告Y社は本件配転命令1および2の理由 および必要性を説明したというべきであるとされた例 (NTT西日本〔大阪・名古屋配転〕事件・大阪高裁 平21.1.15判決) · · · · · · 977-5

| 配転:処遇選択後の配転と不法行為 | 本件配転命令3 につき、長時間の新幹線通勤や単身赴任といった負担 を負わせてまで配転を行わなければならないほどの業 務上の必要性は認められないとして配転命令権の濫用 を認め、これを否定した一審判決(大阪地判平19.3.28 労判946号130頁)を変更し、本件配転命令3により生 じた損害につき、これを受けた一審原告17名に共通の 損害として、同人らが長距離通勤や単身赴任によって 受けた肉体的・精神的ストレスが、その年齢とも相俟っ て、軽視できないものがあるとされ、また、個別に考 慮すべき事情として、Eにつき実父の介護および実母 の世話の必要性、Fにつき糖尿病の食事療法および運 動療法への制約、Rにつき肺ガン手術後の妻の援助の 必要性を認め(一審維持),これに加えてVにつき妻の 両親の介護への差支えを認めた(一審変更)うえで. Eにつき120万円、Fにつき80万円、Rにつき120万円、 Vにつき60万円、その余の13名につき各40万円の慰謝 料が認容された例(NTT西日本〔大阪・名古屋配転〕 事件·大阪高裁平21.1.15判決) ····· 977-5

配転 本件処遇選択後に被控訴人AないしE(以下. 「Aら」)に対して行われた異職種·遠隔地への配転命 令につき、A~Dに発せられた各配転命令につき、権 利濫用により違法として慰謝料請求を認めた一審判決

(札幌地判平18.9.29労判928号37頁) が変更され、本 件各配転命令には業務上の必要性があり、これにより 生じた同人らの不利益も通常甘受すべき程度を著しく 超えるものとは認められないから権利濫用にも当たら ないとされた例(NTT東日本〔北海道・配転〕事件・ 札幌高裁平21.3.26判決) 982-44

配転 Eに対する本件配転命令につき、業務上の必要 性が認められるものの、両親の介護を行うEに生じる 不利益は通常甘受すべき程度を著しく超えるものであ る等として、Eに対する本件配転命令が権利濫用とし て違法であるとされ、これによりEに東京への赴任を 余儀なくさせたことは不法行為になるとされ、Eの慰 謝料額につき、一審の100万円から150万円に増額して 認められた例(NTT東日本〔北海道・配転〕事件・ 札幌高裁平21.3.26判決) 982-44

| 配転:難病罹患 | 債権者 X の重症筋無力症罹患を理由 とする正社員からパートタイマーへの身分変更が無効 とされた件につき、Xの経歴からすれば、Y社はXの 体調と生活に配慮し、同人を原職以外のより負荷の少 ない業務に従事させることも可能なのであり、そうす ると、そもそもXを原職に戻すことを前提とすること は必ずしも必要がなく、さらに、Xの主治医は時間外 労働すら可能と判断していることからすれば、Xは、 原職復帰が適当でない可能性はあるにしても、Y社に おいて正社員に期待される通常業務に従事できないと まではいえないとされた例 (ケントク[仮処分]事件・ 大阪地裁平21.5.15決定) 989-70

| 降格 | いわゆる治験施設支援機関の被告Υ社において 治験コーディネーターとして勤務していた原告Xに対 する、製薬会社からの接待饗応等を理由とする減給を 伴う降格につき、合理的理由があるとされた例(ハイ クリップス事件・大阪地裁平20.3.7判決) ……971-72

| 降格: 市町村合併後の低位格付けと不利益処分・不服申

立 新設合併においては、合併関係市町村の職員は 合併によりその身分をいったん喪失し、新設市町村に おいて改めて任用されることになるが、旧合併特例法 9条1項の規定が置かれた趣旨等にかんがみると、合 併前後において市町村の職員としての身分に実質的な 連続性が認められ、合併前後の処遇を比較し、合併後 の処遇の不利益性を判断することは可能であり、本件 各発令により、X1らは地公法49条1項の不利益処分 を受けたものと認められるから、本件申立てを不適法 として却下した公平委員会の裁決には違法があり、取 消しを免れないとして、結論として一審判決(高松地 判平19.12.26労判958号39頁)が維持された例(丸亀 市・市公平委〔降任処分不服申立〕事件・高松高裁平 降格:降格後の職務命令と不法行為 貸付金回収不能 を生じさせたYの参事からの降格は理事会における裁 量の範囲内であるが、降格後の担当業務として掃除、 農作業補助等を命じる本件職務命令が、職務命令権の 濫用であり不法行為を構成するとして、慰謝料100万 円が認められた例(相生市農協〔参事・損害賠償〕事 件·神戸地裁姫路支部平20.11.27判決)······979-26

|降格:課長職解任の遡及効 │ 諭旨解雇後に予備的にな された原告の課長解任は有効だが、その効力が本件の 諭旨解雇時に遡って生じるとすることはできず、課長 解任およびこれに伴う賃金減額は、本件解雇に関して なされた予備的処分の告知日以降にその効力が生じる とされた例 (医療法人光愛会事件・大阪地裁平20.11. 6判決) · · · · · · · 979-44

| 降格 | 使用者が、役職者に対し、その地位を免ずるか。 否かは、本来使用者に専属する人事権の行使として、 その裁量に委ねられており、 Yがその裁量の行使とし て、4年ごとに理事会において、学校長の再任の適否 を決すること自体は、学校長が有する地位・権限に照 らせば、別段、不合理と評価する余地はなく、YがX に対して, 役職, 職位である学校長の地位から降格さ せて教員にしたこと自体は適法とされた例(学校法人 聖望学園ほか事件・東京地裁平21.4.27判決)…986-28

業務上の指導 控訴人(一審被告) Y₁社に勤務して いた被控訴人(一審原告)Xが、異動してきた従業員 Aを誹謗中傷するなどし、人事担当の控訴人(一審被 告) Y₂らがXを会議室に呼んで面談した件につき, 問題行動を起こした従業員に適切な注意、指導を行う という本件面談の目的は正当といえるが、Xの中傷発 言があったことを前提としても、Y₂が面談の際に大 声を出し、Xの人間性を否定するかのような不当な表 現を用いて叱責した点については、従業員に対する注 意、指導として社会通念上許容される範囲を超えてお り、Xに対する不法行為を構成するとして、結論にお いて一審判断(鳥取地判平20.3.31労判987号47頁〔要 旨]) が維持された例(三洋電機コンシューマエレクト ロニクス事件・広島高裁松江支部平21.5.22判決)

.....987-29

業務上の指導 上記不法行為につき, Y 1 社および Y 2 は慰謝料支払義務を免れないが、Y2の本件発言に至 るまでの経緯などからすれば、その額は相当低額で足 りるとして、慰謝料300万円を認めた一審の判断を変 更し、慰謝料額は10万円とするのが相当であるとされ た例(三洋電機コンシューマエレクトロニクス事件・

業務上の指導等 YらがXに対し. (i)「懲戒事由該当 行為が見受けられた場合には……即時懲戒解雇もあり 得る」等と記載された覚書に署名押印を求めたこと、 (ii)出向直前の待機期間における社内規程類精読の指 示。(iii)清掃会社K社への出向命令。(iv)人事評価におい てXをC評価とし減給としたこと、および出向後のK 社支店長の評価コメント訂正が、いずれも不法行為を 構成するとはいえないとして、(i)につきXに対する重 大な侮辱になるとし, (iii), (iv)につき不当であり, それ らはY2の本件発言も含め全体として, いわゆるパ ワーハラスメントを構成するとした一審判断が退けら れた例(三洋電機コンシューマエレクトロニクス事 件・広島高裁松江支部平21.5.22判決)……987-29

均等待遇:店舗店長によるセクハラ言動と使用者責任

被控訴人Y社経営の菓子店の店長であったAと高卒 で入社後同店配属となった控訴人Xとは上司と部下と いう関係にあり、Aの各発言(「頭がおかしいんじゃな いの」、「エイズ検査を受けた方がいい」、「処女じゃな いでしょう」等)は全体的に見ると、XにおいてAの 発言を弾圧的なものとして受け止め、または性的な行 動を揶揄し、または非難するものと受け止めたことに も理由があるというべきであり、男性から女性に対す るものとしても、上司から部下に対するものとしても 許容される限度を超えた違法な発言であったといわざ るを得ないとされ、Aの各言動はY社の事業の執行に ついて行われたものと認められるとして、XのY社に 対する損害賠償請求を棄却した一審判決(東京地判平 20.3.26労判969号13頁)が取り消され、慰謝料、逸失 利益および弁護士費用合計169万余円の限度で請求が 認められた例(東京セクハラ〔T菓子店〕事件・東京 高裁平20.9.10判決) 969-5

|均等待遇:一般職員と嘱託職員の処遇格差| 被告財団 法人Yにおいて嘱託職員として勤務していた原告X が、Yが、同人を一般職員の給与規定等を当てはめた 賃金よりも低額の嘱託職員賃金しか支給しなかったこ とが違法無効であるとしてなした差額賃金、慰謝料等 の請求につき、憲法14条および労基法4条の根底にあ る均等待遇の理念等および日本において労働契約法等 が制定されたことを考慮すると、短時間労働者の雇用 管理の改善等に関する法律8条に反していること, な いし同一価値労働であることが明らかであっても、給 与を含む待遇については労使間の交渉結果・業績等に 左右される側面があることおよび年功的要素を考慮し た賃金配分方法が違法視されているとまではいいがた いことなどを考慮してもなお、当該労働に対する賃金 が相応の水準に達していないことが明らかであり、か つ. その差額を具体的に認定し得るような特段の事情 がある場合には、 当該賃金処遇は均衡処遇の原則に照 らして不法行為を構成する余地があるといえるとこ ろ、Xについて特段の事情が証明されているとはいえ ない等として、Xの請求が棄却された例(京都市女性 協会事件·京都地裁平20.7.9判決) ······973-52

| 均等待遇:嘱託職員と本務職員の処遇格差 | 本務職員 と嘱託職員という雇用形態は労基法3条の「社会的身 分」に当たらず、またわが国においては、長期雇用予 定の労働者と短期雇用予定の有期雇用労働者との間 に、単純に、同一労働同一賃金の原則を適用すること が公の秩序とはなっていないなどとして、嘱託職員と 本務職員の賃金面における処遇格差は労基法3条の均 等待遇の原則に反するとのX主張が退けられ、不法行 為に基づく損害賠償請求が棄却された例(学校法人立 教女学院事件·東京地裁平20.12.25判決) ······981-63

教育:研修費用返還条項 タクシー運転手として被控 訴人X社に雇用された控訴人Yが普通第二種免許取得 のための研修を受講し、研修費用(19万9500円)をX 社が立て替えて支払ったところ、Yが免許取得直後に 退社したという事案につき、免許の取得費用は本来的 には免許取得希望者個人が負担すべきものであり、本 件研修費用返還条項によって返還すべき費用が20万円 に満たないことからすると、費用免責のための就労期 間が2年であったことが、タクシー乗務員の自由意思 を不当に拘束し労働関係の継続を強要するものである とはいいがたく、本件研修費用返還条項は労基法16条 に反するものではないとして、X社のYに対する研修 費用返還請求が認められた例(コンドル馬込交通事 件 · 東京地裁平20.6.4判決) · · · · · · · · 973-67

教育:日勤教育 被控訴人Y₁社が日勤教育を行うこ と自体は違法とはいえず、またその必要性も認められ るが、例えば運転士が日勤教育に指定されると乗務員 手当が支給されず実質的な減給となることからする と、いかに必要な教育のためとはいえ、その教育期間 は合理的な範囲のものでなければならず、いたずらに 長期間労働者を賃金上不利益でかつ不安定な地位に置 くこととなる教育は必要かつ相当とはいえず、使用者 の裁量を逸脱して違法となるとされ、控訴人X」に対 する平成15年6月23日からの日勤教育につき、実勤務 日数だけでも45日間と長期にわたるもので、被控訴人 Yらがあえて長引かせたとはいえないが、あらかじめ 達成目標が本人に明示されずに結果として長期に及ん だ本件日勤教育は、全体として、教育として必要かつ 相当なものとはいえず、使用者の裁量を逸脱した違法

なものであるとして、これを適法とした一審判断 (大 阪地判平19.9.19労判959号120頁)が変更され、X1に つき慰謝料30万円等が認められた例(JR 西日本〔森ノ 宮電車区・日勤教育等]事件・大阪高裁平21.5.28判決)987-5

教育:日勤教育 日勤教育として車両の天井清掃や除 草作業を命じられた控訴人X2につき、当該教育には 必要性が認められず違法であるとした一審判断を維持 したうえで、同人に対する慰謝料および弁護士費用が 増額された例(JR 西日本〔森ノ宮電車区・日勤教育等〕 事件·大阪高裁平21.5.28判決) ······ 987-5

ハラスメント:退職勧奨等と不法行為 Y社による多 数回の退職勧奨や仕事外し、会社立入拒否が不法行為 を構成する等として、慰謝料60万円の支払いが相当と された例(JWTジャパン事件・東京地裁平20.7.29判 決) ………971-90(ダ)

ハラスメント:会社社長の言動による精神疾患罹患

被告Y社代表のO社長の勧誘によりY社に転職した Xにつき、O社長の言動により、Xは就労不能な状態 になり退職を決意せざるを得なくなった等として. 〇 社長の言動に不法行為責任を認め、Y社に対し慰謝料 150万円の支払いが命じられた例(天むす・すえひろ事 件 · 大阪地裁平20.9.11判決) · · · · · · · · 973-41

ハラスメント:退職勧奨と不法行為 原告 X が所属す る部署の幹部らは、分限休職期間満了に伴うXの復職 に関し、Xに対し依願退職を求めて働き掛けを行うと いう基本方針を採ることとしていたものと推認でき. 被告A課長らの本件各行為は、違法な退職の強要およ び嫌がらせならびに就業環境配慮義務違反に当たり、 全体としてXに対する不法行為を構成するとされ、被 告Y1(東京都)は国家賠償法1条1項に基づき, Xの 損害を賠償する責任を負うとして、慰謝料270万円等 が認められた例(東京都ほか〔警視庁海技職員〕事件・ 東京地裁平20.11.26判決) ………981-91

ハラスメント: いじめ等によるうつ症状発症・腰部障害

○専務と被告上司Y3, Y4らによる、原告Xに対す るいじめ、罵倒、降格ないし配転命令等の不法行為の 存在が認められ、被告らは、当該不法行為により、X に対し、会社退去命令に伴う荷物運搬による腰部脊柱 管狭窄症等の障害および極度のストレスによる反応性 うつ状態罹患を生じさせたといえるとして、Y2を除 く被告ら(Y1社, Y3, Y4)に、慰謝料、医療費、逸 失利益(Xの基本給の1年分)等の支払いが命じられ た例 (美研事件・東京地裁平20.11.11判決) …982-81

ハラスメント:従業員に対する商品売りつけ行為 X

による Y 1 社商品の購入(約18万円分)は、被告らが使 用者としての立場を利用して、仕事をさせることにか らめて従業員に不要な商品を購入させたものであるか ら, 公序良俗に違反する商法であり, 不法行為をも構 成するとして、商品代金相当分の損害等が認められた 例 (美研事件・東京地裁平20.11.11判決) ……982-81

│ハラスメント:退職勧奨等│ Y病院による,医師Xの 受持ち患者数の減少、序列逆転となる人事措置、退職 勧奨・いじめ、監視行為および本件解雇自体が、いず れも不法行為ないし債務不履行を構成するものとは認 められないとして、Xの損害賠償請求が棄却された例 (A病院 [医師・解雇] 事件·福井地裁平21.4.22判決)985-23

「ハラスメント:上司のパワハラ発言」 被告 Y 社の従業 員であった原告Xのうつ病再発および平成18年6月9 日の自殺未遂につき、C部長の同日までのパワーハラ スメント行為は不法行為を構成するとされ、Y社は民 法715条による責任を免れないが、Xの損害額算定に 当たっては同人の素因および事情を考慮する必要があ るとされ、慰謝料額として80万円が相当とされた例 (ヴィナリウス事件・東京地裁平21.1.16判決)

……988-91(ダ)

懲戒処分 (含:懲戒解雇)

| 懲戒解雇:集団移籍等 | 本件会社の営業部部長(エグ ゼクティブ・ディレクター)から同社従業員7名とと もに訴外競合会社(Z証券)に移籍した原告Xに対す る懲戒解雇につき、Xの希望退職日当日の退職届提出、 およびXが在職中に他の従業員に辞職を勧め、Z証券 による雇用の手配をしていたことは、いずれも懲戒解 雇を選択すべき違反行為の程度であるとはいえず, 本 件懲戒解雇は、本件会社が外資系証券会社であること を踏まえるときは、客観的に合理的理由を欠き社会通 念上相当として是認できず、権利の濫用として無効で あるとされた例(モルガン・スタンレー証券〔退職金 等〕事件·東京地裁平20.10.28判決) ······971-27

懲戒解雇:業務命令違反等 いわゆる治験施設支援機 関の被告Y社において治験コーディネーターとして勤 務していた原告Xが接待饗応を受けたこと、これをY 社に報告せず,同僚に口裏合わせを働きかけたこと, 同僚の排除を目的に虚偽の進言を行ったこと、出勤差 止め後の出社命令および出向命令に応じなかったこと が、「業務上の指示命令に不当に従わなかった場合」(就 業規則43条2項2号)等に該当し、Y社がXを懲戒解 雇に処したことはやむを得ないとされた例 (ハイク

リップス事件・大阪地裁平20.3.7判決) ………971-72

| 懲戒解雇:会社に対する訴訟提起等 | 同僚とのいさか いをめぐって原告X社を相手に慰謝料請求訴訟を提起 するなどした従業員 Y に対する懲戒解雇 (本件解雇) につき、事実関係に照らしYが社内での解決に頼るこ とができず裁判手続によるほかないと考えたことは無 理からぬものといえ、そうであれば社内的解決に対す る非協力的な姿勢も無理からぬものであり、本件懲戒 解雇は解雇理由が抽象的で不明確であることも加わっ て相当な理由を欠くとされ、本件解雇が普通解雇をも 包摂するとのX社主張につき、懲戒解雇においては懲 戒規定の罪刑法定主義的機能が重視されるべきである こと、訴訟上の見地からすれば、懲戒解雇と普通解雇 とでは質的差異があることからすれば、前者が後者を 当然に含むとの解釈には無理があるなどとして、本件 解雇は普通解雇とも認められず、相当性を欠く解雇権 濫用に当たるもので無効とされた例(第一化成事件・ 東京地裁平20.6.10判決) … 972-51

懲戒解雇:解雇理由の事後追加 本件解雇に関する訴 訟の弁論準備手続期日においてなされたYの経歴詐称 等を理由とする第2の懲戒解雇につき、解雇理由の事 後追加は容易に認められず、経歴詐称による業務への 悪影響が認められない本件においては解雇理由の付加 えを許すことは相当でないとされ、また、これと同時 になされた資質・能力欠如を理由とする第2の普通解 雇も相当でないとされた例(第一化成事件・東京地裁 平20.6.10判決) · · · · · · · 972-51

懲戒解雇:無断欠勤等 二種免許を喪失した原告タク シー運転手への無断欠勤、職場放棄を理由とする第二 次解雇 (懲戒解雇) につき、 Y社がその後 X に洗車等 の業務を命じたこと等から、解雇権の濫用により無効 とされた例(東京エムケイ事件・東京地裁平20.9.30判

「**懲戒解雇:業務命令違反等** 被告Υ社と有期労働契約 を締結し、訴外Nセンターにおいて設備管理業務に従 事していた原告Xに対する、保健所への直接連絡、Y 社社員との面談拒否などを理由とする本件解雇につ き, 就業規則の懲戒解雇事由, 普通解雇事由に該当し, 民法628条にいう「やむを得ない事由」によるもので あって有効とされ、一審(大阪簡判平19.10.30労判未 掲載)が認容したXの賃金相当損害金の請求が理由が ないとされた例(新生ビルテクノ事件・大阪地裁平20. 9.17判決)976-60

|懲戒解雇:教授職の無許可兼業等,懲戒手続│ 被告学 校法人Yに教授職として勤務する傍ら、政府機関等が 実施する国際会議等で同時通訳を行っていた原告Xに 対する懲戒としての論旨解雇につき、権利濫用として 無効とされ、学内の教職員向けネットワーク上に本件 懲戒処分について公示した行為につき、慰謝料50万円 が認められた例(上智学院〔懲戒解雇〕事件・東京地 裁平20.12.5判決) … 981-179(ダ)

| 懲戒解雇:支店長のセクハラ言動 | 部下の女性従業員 らに対し、社員旅行の宴会席上や日常においてセク シュアルハラスメントを行ったことなどを理由とし て、被告Y社の支店長兼取締役であった原告Xが取締 役を解任され、懲戒解雇された件につき、Xの本件言 動が就業規則53条6号(「職務、地位を悪用したセク シャルハラスメントにあたる行為」) に該当すること は明らかであるが、本件諸事情に照らせば、本件懲戒 解雇は重きに失し、その余の手続き面等について検討 するまでもなく、客観的に合理的な理由を欠き、社会 通念上相当なものとして是認できず、権利濫用として 無効であるとされた例(Y社〔セクハラ・懲戒解雇〕 事件・東京地裁平21.4.24判決)·····987-48

| **懲戒解雇** | 退職後に懲戒解雇処分相当とされた X₁に つき、同人の本件各行為は、勤続の功を抹消する程度 にまで著しく信義に反するものであったと認められ、 また、X2の本件各行為も同様であって、同人に対する 懲戒解雇は解雇権の濫用に当たらず有効であるとさ れ、またY社に手続き上の瑕疵は認められないとされ た例 (ピアス事件・大阪地裁平21.3.30判決)…987-60

| 懲戒免職: 酒気帯び運転 | 市職員(課長)が休日に行っ た酒気帯び運転を理由とする懲戒免職処分の取消請求 につき、市長は非違行為の原因、動機、性質、態様、 結果, 影響等のほか, 諸般の事情を考慮して, 懲戒処 分をすべきかどうか、また、いかなる処分をするべき かを、その裁量により決定することができるが、決定 された懲戒処分が社会通念上著しく妥当を欠いて過酷 であるとか、著しく不平等であって裁量権を濫用した と認められる場合には、公正原則(地公法27条1項). 平等原則(同法13条)に抵触するものとして違法とな るとされ, 本件処分が違法として取り消された例(加 西市 [職員・懲戒免職] 事件・神戸地裁平20.10.8判決)

|懲戒免職:酒気帯び運転 │ 市職員 (課長) である一審 原告Xが休日に行った酒気帯び運転を理由とする懲戒 免職処分につき、改正された一審被告Yの通達「職員 の懲戒処分に関する指針について」(本件指針)には一 応の合理性が認められ、懲戒権者の裁量の範囲内にあ るものといえるが、懲戒権者が懲戒免職処分を行うに 際しては、本件指針にもいうとおり、基本事項および

.....974-44

標準量定を総合的に勘案し、当該非違行為との均衡を 失することのないよう慎重な対応が求められるという べきところ、本件酒気帯び運転における諸事情を考慮 すれば、いまだ現時点においては、本件酒気帯び運転 に対し、直ちに懲戒免職処分をもって臨むことは、社 会通念上著しく妥当性を欠いて苛酷であり、裁量権を 付与した目的を逸脱し、これを濫用したものと評価で き、したがって、本件処分は違法なものとして取り消 されなければならないとして, 同旨の一審判決(神戸 地判平20.10.8労判974号44頁)が相当とされた例(加 西市 [職員・懲戒免職] 事件・大阪高裁平21.4.24判決) ------983-88(ダ全)

| 懲戒免職:酒気帯び運転 | 原告市職員が夜間在宅時に 行った普通自動二輪車での酒気帯び運転等に対する懲 戒免職処分につき、原告の本件非違行為はその態様が 悪質であり、社会に与えた影響も考えると厳しく非難 されるべきで、被告市長が本件処分をしたのも理解で きないではないが、原告の処分歴や勤務態度、本件非 違行為による被害およびその社会的影響. 各自治体の 処分基準等を総合考慮すれば、本件処分は社会通念上 著しく妥当性を欠き裁量権を濫用したものといえると して、本件懲戒処分が取り消された例(京都市〔市職 員・懲戒免職処分〕事件・京都地裁平21.6.25判決)

諭旨解雇 薬事課課長であった原告の、部下の人事異 動妨害行為、部下への辞職勧誘行為を理由とする諭旨 解雇が、解雇権の濫用により無効とされた例(医療法 人光愛会事件・大阪地裁平20.11.6判決)……979-44

……985-89(ダ)

|諭旨解雇処分,懲戒手続| 電気通信設備工事等を業と する被告Y社に中途採用された原告Xが、数度にわた る施工ミスに加え, 高所作業車で交通事故を発生させ たことにより、Y社代表者の退職勧奨を受け退職届を 提出した件につき、就業規則の規定から、Y社はXに 対し懲戒処分の一種である諭旨解雇処分を行ったもの と認められるとされ、本件諭旨解雇処分には合理的な 理由があるとされたが、その手続きにおいて違法であ るとされ、Xの損害につき解雇予告手当相当額のほか 慰謝料10万円が認められた例(京電工事件・仙台地裁 平21.4.23判決) · · · · · · · 988-53

| 減給処分 | 理事兼参事であったYに対する減給の懲戒 処分につき、回収不能債権の発生はYの故意重過失に よるとはいえず、本件処分は懲戒事由の存しない懲戒 処分であり、加えて労基法91条(制裁規定の制限)お よびこれと同趣旨の就業規則規定に反し無効であると された例(相生市農協〔参事・損害賠償〕事件・神戸 地裁姫路支部平20.11.27判決) ………979-26 □出勤停止 論旨解雇後に予備的になされた懲戒処分と しての出勤停止につき、すでに経過した期間を対象に なされたもので無効とされた例(医療法人光愛会事 件 · 大阪地裁平20.11.6判決) · · · · · · · · 979-44

| 停職処分:修学旅行引率中の飲酒等 | 修学旅行(ス キー学舎)の引率中、夕食時に飲酒を行った高校教諭 Xに対する停職処分(3か月)につき、Xの本件飲酒 およびその後の言動はYの懲戒規程の懲戒事由に該当 するものではあるが、本件停職処分は懲戒処分として 著しく重きに失し、相当性を欠くものであり、裁量権 を著しく逸脱したもので無効であるとされ、これを有 効とした一審判決(大阪地判平19.11.29労判956号29 頁)が変更された例(学校法人関西大学〔高校教諭・ 停職処分〕事件・大阪高裁平20.11.14判決)…987-79

| 戒告処分と出訴期間経過後の取消訴訟提起 | 被告県教 委が、本件組合年休取得実態調査への不適正回答を理 由に、原告組合の組合員である原告Aら3名を戒告処 分としたことに対する。Aらの出訴期間経過後の取消 訴訟提起につき、本件出訴期間の経過に「正当な理由」 を認めることはできず、当該請求は不適法であるとし て却下された例(広島県・広島県労委ほか〔県教委・ 組合年休]事件·広島地裁平20.5.21判決)·····978-66

戒告処分:国歌斉唱・起立命令違反 国歌斉唱時起立 命令に違反して戒告処分を受けた原告高校教員につ き、本件職務命令は、原告の思想および良心の自由(憲 法19条)を侵害するものとはいえないとされた例(東 京都・都教委〔教員・再雇用制度等〕事件・東京地裁 平21.1.19判決) · · · · · · · 979-5

懲戒手続 | 懲戒手続違反を理由とする停職処分無効の 主張につき、懲戒委員会調査部会等においてXに弁明 の機会が与えられていたことなどから、本件停職処分 に至る手続きに違法はないとした一審の判断が維持さ れた例(学校法人関西大学〔高校教諭・停職処分〕事 件・大阪高裁平20.11.14判決) ………987-79

普 诵 解 雇

|勤務態度| 部下への接し方等に問題があった原告エリ アマネージャーに対する2度目の降格・賃金減額後に なされた解雇につき、それに先立って行われた降格・ 賃金減額に続いてあまりにも性急にすぎるものである として, 本件解雇が無効とされた例 (スリムビューテ イハウス事件・東京地裁平20.2.29判決) …… 968-124

|勤務態度等 │ 原告xに対する本件解雇につき,xが主 張する入社時の勤務地限定合意および異動時の京都事

業所への復帰合意はいずれもその存在が認められず. また、その他にXが主張する点にも違法性はなく、他 方、Xには本件注意、警告および懲戒処分の理由とさ れている事実の存在が認められ、Xは注意・出勤停止 等の処分を受けても勤務態度を改めないどころか、か えって上長に反抗し、揶揄し、愚弄するようになった のであるから、自らの行為によってY社との信頼関係 を破壊したものといえる等として、本件解雇は有効で あるとされた例(三菱電機エンジニアリング事件・神 戸地裁平21.1.30判決) … 984-74

勤務態度・職務能力等 被告Y病院において、内科医 長として勤務していた原告Xに対する本件解雇につ き、Xには少なくとも就業規則上の解雇事由があるも のとされ,一般に医師は、病院において他の職員とは 異なる特殊な地位を有し、その立場や意見が尊重され ており、実際、XはY病院での勤続年数も14年と長く、 内科医長として相当高額な報酬の支払いを受け、従業 員の中では院長に次ぐ高い地位にあったのであるか ら、Xは他の医師や職員らを指導しその模範となるべ き立場にあり、その立場を踏まえて自己研鑽に努め、 自分自身で行動を規律することを求められていたとい えるところ、上記立場に照らせば、臨床医として、Y 病院所属の医師として、適切な行動や診療行為を行う ことは当然の前提であって、改めて注意されるべき事 項ではないことからすれば、 Y病院から具体的かつ明 示的な注意や指導があまり行われてこなかったことを 重視するのは相当ではなく、加えてY病院は、医局に 対する指示等の形で指示・指導を行うなど、Xに対し て注意や指導をなし、行動を改める契機を何度も与え てきたといえるとされ、これに加え、Xを医業以外の 職務に従事させることはできず、Y病院の組織規模で は配置転換なども事実上できないことを勘案すると、 本件解雇には社会通念上の相当性が認められ、解雇権 濫用に当たらず有効であるとされた例(A病院〔医師・ 解雇〕事件・福井地裁平21.4.22判決)……985-23

勤務態度,職務能力等 美容院の店長として被告Y社 に勤務していた原告Xに対する普通解雇につき、Xの 施術の技術力・方法、勤務態度、接客態度、Y社の指 導等に対する改善状況,業務に及ぼした支障の状況が, 「勤務成績または効率が著しく不良で就業に適さな い」というY社就業規則上の解雇事由に該当するもの とされ、それを理由としてなされた本件解雇は解雇権 の濫用に当たらず有効とされた例(トムの庭事件・東

勤務態度等 | 労働者派遣事業等を行う被告 Y 社が, 勤 務態度不良等を理由として営業職で父子家庭の原告X

を解雇した件につき、Y社主張の15の解雇理由は、(9) 「社有車での子供の保育園への送迎」を除き、いずれ も事実が認められないか就業規則違反とは認められ ず、また(9)についても、Y社が再三注意した事実はう かがえず、このような些細なことをもって解雇するの はその制裁として重きに失するといえ, 加えて本件解 雇通知書には各解雇理由の就業規則該当条項が全く示 されておらず、解雇の手続きとして不相当であって. 本件解雇は権利濫用として無効であるとされた例(ト リート事件・甲府地裁平21.3.17判決)……988-79(ダ)

| **非違行為等** | 68歳4か月で被告財団法人Yの事務局長 に雇用された原告X」に対する雇止めにつき、雇止め 法理の適用はないとされ、Y社が主張した、私文書偽 造、業務妨害行為等の雇止め事由を解雇事由として検 討し, 解雇無効とされた例 (日本美術刀剣保存協会事 件 · 東京地裁平20.5.20判決) · · · · · · · · 971-58

職務能力(資格喪失) 被告 Y 社は、二種免許の喪失 のみをもって原告タクシー運転手Xを解雇できず、二 種免許喪失後の業務についての協議に関し、 Xが書面 による回答に固執したことには無理からぬところがあ り、他方、Y社の対応には相当性がなく、第一次解雇 には解雇事由が存在しないとされた例(東京エムケイ 事件·東京地裁平20.9.30判決) ······975-12

| 整理解雇 | Xに対する整理解雇につき,人員削減の必 要性を認めつつ、解雇の対象となりうる従業員はXま たは一審被告 Y2であるが、Y2の業務内容および勤務 態度は不明であり、Y社に支出削減および事業拡大に かかる解雇回避努力を認めることはできず、またY社 がXに対し理解を求めた形跡もないとして、本件解雇 は権利濫用に当たり、違法な解雇と相当因果関係のあ る損害としてXの退職時給与の6か月分を認める一方 で、Xの慰謝料請求を棄却した一審判断が維持された 例(インフォーマテック事件・東京高裁平20.6.26判決) ……978-93(ダ全)

整理解雇:派遣先の契約解除による派遣労働者の解雇

本件解雇の有効性につき、整理解雇の4要件(考慮 要素) のうち、本件に顕れた事情を総合すれば、本件 解雇につき「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念 上相当であると認められない場合」に該当することは 自明であり、したがってまた、本件労働契約の期間途 中の解雇(解除)につき「やむを得ない事由」がある とは解し得ないから、本件解雇は明らかに無効である とされた例(プレミアライン〔仮処分〕事件・宇都宮 地裁栃木支部平21.4.28決定) 982-5

整理解雇 従業員2名に対する整理解雇につき、人員

削減の必要性は認められるものの、50歳以上の女性や 資材購入業者の接待旅行参加者とする人選基準に合理 性がなく、また解雇回避努力も十分ではなく、解雇手 続にも相当性が認められないとして, いずれも無効と された例 (メイコー (仮処分) 事件・甲府地裁平21.5.

「会社解散に伴う解雇 ─審被告Y」社の子会社の従業 員である一審原告Xら52名に対する、子会社解散を理 由とする解雇につき、Y」社の雇用契約上の責任を認 めるとともに、本件解雇に対する Y 1社の不法行為責 任を認め、またY1社の代表取締役であった一審被告 Y_2 および Y_3 も、 Y_1 社とともに共同不法行為責任を 負うとして、Xらの被った損害につき慰謝料各30~60 万円,一審原告大阪地連の非財産的損害につき100万 円, 本件組合の非財産的損害につき200万円を認め、Y らに連帯支払いを命じた一審判決が維持された例(第 一交通産業ほか〔佐野第一交通〕 事件・大阪高裁平19. 10.26判決)………975-50

│**会社解散に伴う解雇** │ 組合分会所属の原告 A らが勤務 していたK社の解散および同人らの解雇の実質的主体 は親会社のY社であり、Y社が分会排除の意図でK社 を解散させたものと認められるから、本件解散・解雇 は不当労働行為に該当するとともに、Aらに対する関 係で不法行為を構成するとされ、Y社に対し、各人110 万円の支払いが命じられた例(ワイケーサービス〔九 州定温輸送〕事件・福岡地裁小倉支部平21.6.11判決)989-20

|中途採用内定者に対する解約権行使 | 被告Y社は,訴 外I社に勤務する原告Xとの間でいったん成立した始 期付解約権留保付雇用契約を解約したものと認めら れ、本件解約事由の正当性については否定的に解さざ るを得ない等として、Y社に対して、慰謝料300万円の 支払いが命じられた例(インターネット総合研究所事 件 · 東京地裁平20.6.27判決) · · · · · · · · 971-46

中途採用者の試用期間中の解雇被告証券会社Y社に 営業職として中途採用された原告Xに対する試用期間 (6か月間)中の解雇につき、本件雇用契約における 解約権留保の趣旨・目的からすれば、わずか3か月強 の期間の手数料収入のみをもってXの資質・性格・能 力等がY社の従業員としての適格性を有しないとは到 底認められず、解雇無効とされたが、Xは本件解雇の 約2か月後に訴外C社に入社しており、それ以降はY 社で就労する意思を確定的に放棄し, 本件解雇を承認 したものと認められるとして、Xの地位確認請求が棄 却された例 (ニュース証券事件・東京地裁平21.1.30判 決) -------980-18 「派遣先の受入れ拒否 派遣会社である被告 Y 社に期間 の定めなく雇用された派遣労働者Xにつき、派遣先の 訴外A社による派遣中断期間の直接雇用後に、Y社が Xの雇用継続を拒否したことが解雇に当たるとし、唯 一の派遣先が派遣労働者の受入れを拒否したというだ けでは、客観的に合理的な解雇の理由があるとはいえ ず、当該解雇は解雇権濫用により無効であるとした一 審判決(名古屋地判平19.6.6労判978号90頁)が維持さ れた例 (ラポール・サービス事件・名古屋高裁平19.11. 16判決) ………978-87

有期雇用者の期間内解雇 | 有期労働契約の期間内の解 雇は、「やむを得ない事由」がある場合にかぎり認めら れ、このことは、当該労働契約が登録型を含む派遣労 働契約であり,派遣先との間の労働者派遣契約が期間 内に終了した場合であっても異なることはないとさ れ、またこの期間内解雇の有効性の要件は、期間の定 めのない労働契約の解雇が権利濫用として無効となる 要件の「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相 当であると認められない場合」(労働契約法16条)より も厳格なものであるとされた例(プレミアライン〔仮 **処分〕事件**·宇都宮地裁栃木支部平21.4.28決定)

.....982-5

派遣労働者の期間途中での解雇 債務者 Y 社が、同社 と有期の雇用契約を締結していた債権者A~Dに対し て、派遣先会社による労働者派遣契約解除を理由とし て行った期間途中での解雇につき、労働契約法17条1 項にいう「やむを得ない事由」は認められず、いずれ も無効とされ、賃金および労働契約上の権利を有する 地位につき保全の必要性が認められた例(ワークプラ イズ [仮処分] 事件・福井地裁平21.7.23決定)

……984-88(ダ全)

│**派遣労働者の期間途中での解雇**│ 派遣先のR社による 労働者派遣契約解除を理由とする派遣労働者である債 務者 X 」に対する契約期間途中での解雇につき、期間 の定めのある労働契約は、「やむを得ない事由」がある 場合に限って期間内解除が許されるところ(労働契約 法17条1項、民法628条)、派遣先会社との労働者派遣 契約解除によって派遣労働者の就労場所が消滅し、派 遺元会社が派遣料の支払いを受けられなくなることを もって、直ちに「やむを得ない事由」に当たると解す ることはできないとされ、本件解雇につき「やむを得 ない事由」があるとは認められず無効とされた例 (ニューレイバー [仮処分] 事件・横浜地裁平21.3.30 決定) ………985-91(ダ)

|再就職促進法の失効| 本件一審原告らの解雇につき, 再就職促進法の失効に伴い事業団就業規則22条4号に

基づき行われたものとして有効であるとし、解雇の違 法を前提とする一審原告らの雇用関係の存在確認. 賃 金支払いおよび損害賠償の請求を棄却した一審判決 (東京地判平17.9.15労判903号36頁) が維持された例 (鉄道建設・運輸施設整備支援機構事件・東京高裁平 21.3.25判決) · · · · · · 984-48

免職処分:適格性欠如(条件附採用教員) 被控訴人 Y(大阪市)に事務職員として採用され、退職後に引 き続いてYの市公立学校教員となった被控訴人Xにつ き, 当該教員採用はそもそも条件附採用に該当せず, 同期間満了と同時になされた免職処分は違法な処分と して取消しを免れないとされ、仮にXの教員採用が条 件附採用であったとしても、同人の職務遂行能力等に つき否定的評価を加えるべき点を最大限考慮しても, Xが、教員として簡単に矯正できない持続性を有する 素質、能力、性格等に起因してその職務の円滑な遂行 に支障を生ずる高度の蓋然性があり、教員としての適 格性を欠如しているとまでは認められず、Yの判断は 不当なもので、本件処分はその裁量権の行使を誤った 違法があるものとして取消しを免れないとされ、当該 処分を適法とした一審判決が取り消された例(大阪 市・市教委〔教員・免職処分〕事件・大阪高裁平20.8. 29判(決)978-41

| 分限免職処分 | 指導力不足等教員に認定され、1年間 の研修受講によっても改善がみられない等として分限 免職処分を受けた原告中学校教員につき、原告には、 地方教育行政法47条の2第1項各号に該当する事由が あるものと認められるが、上記事由があることは、あ くまで教師としての適格性を欠くというにとどまり, 地方公務員としての適格性については別途の検討を要 するとされ、県教委は、本件処分をするに当たりこれ について厳密、慎重な検討、判断をしなかったもので あるから、処分事由の有無につき「考慮すべき事項を 考慮せず」, 裁量権を濫用した違法があるとして, 本件 分限免職処分が取り消された例(岡山県・県教委〔中 学校教員・分限免職処分〕事件・岡山地裁平21.1.27判 決) ………981-170(ダ全)

契約の終了

退職 被告広告代理店 Y 社による. クリエイティブ ディレクターの原告Xに対する退職勧奨等につき、Y 社主張の退職合意は成立しておらず、 X はなお雇用契 約上の地位を有するとされた例(JWTジャパン事 件・東京地裁平20.7.29判決)………971-90(ダ)

雇止め 中国出身の原告Xにつき、被告Y社の人事担

当者などと複数回の面談を行い、その中でY社が、労 働契約の更新を行わないことを明確に伝え. これに対 してXも自己の生活の状況を考えて当然と思われる要 望を伝えていることからみると、Xは事態をよく理解 して任意に意思決定をしているといえ、これ以上契約 が更新されないことを理解して、次年度以降の契約更 新を行わない旨の契約書に署名・捺印しているもので、 雇用期間満了による雇止めは一種の合意による労働契 約の終了ともいうべきもので有効であるとされた例 (日立製作所〔帰化嘱託従業員・雇止め〕事件・東京 地裁平20.6.17判決)969-46

雇止め 警視庁をほぼ60歳で退職後、嘱託としてYに 雇用された原告 X_2 および X_3 の雇止めにつき、本件雇 止めは恣意的な理由に基づくものであって両名の雇用 契約は終了していないとされた例(日本美術刀剣保存 協会事件·東京地裁平20.5.20判決)·····971-58

|雇止め||被告学校法人Υに常勤講師(有期)として雇 用され、同契約を3回更新後に雇止めとされた原告X につき、解雇予告は明確かつ確定的な意思表示である ことを要するところ、3回目の雇用契約の際の「常勤 講師の雇用は3年が上限、Xの平成19年度契約につい ては白紙 | との C 校長らの発言は明確性、確定性を欠 き, これをもってYが解雇予告を付す旨の意思表示を したものとは認められないなどとして、本件雇止めを 解雇予告の効果としての雇用契約の終了であるとは評 価できないとされた例(報徳学園〔雇止め〕事件・神 戸地裁尼崎支部平20.10.14判決) …… 974-25

|雇止め| 原告Xは、C校長らが常勤講師の雇用回数制 限等について発言した3回目の契約時には、すでに雇 用継続に関し強い期待を有しており、かつ期待を有す るにつき高い合理性があるから、このような期待利益 が遮断または消滅したというためには、雇用継続を期 待しないことがむしろ合理的とみられるような事情変 更や雇用継続しないとの当事者間の新合意を要すると ころ、そのような事情は認められず、本件雇止めには 解雇権濫用法理の類推適用があるとされ、試用期間と しての趣旨を含む本件各雇用契約において、雇用継続 の有無に関する被告Yの裁量の範囲が広いことを考慮 しても、なお、本件雇止めに合理的理由は見当たらず、 本件雇止めは無効とされた例(報徳学園〔雇止め〕事 件·神戸地裁尼崎支部平20.10.14判決) ······974-25

|雇止め | 本件雇止めは、Xの運送引受義務違反にかか る停職処分後に、Xが議長を務める組合を介して反省 を覆す意向を示す言動をとったことから、Y社が信頼 関係を喪失したとして行ったもので、Y社の信頼喪失 もやむを得ないとされ、本件雇止めは、解雇の場合に

おける解雇権の濫用には当たらず、また不当労働行為 であるとも認められないから、本件労働契約は、期間 満了により終了しているとされた例(大阪運輸振興事 件,大阪地裁平20.10.31判決).....979-55

|雇止め||有期嘱託職員のXに対し、嘱託職員の雇用継 続期間の上限を3年とする本件人事委員会方針を一方 的に適用して雇止めとすることは、Xの継続雇用に対 する期待利益をいたずらに侵害するものであって許さ れず、またXの業務を本務職員Cに担当させるのであ れば、あらかじめXに対し担当業務の変更を命じる等 の手続きがとられるべきであり、本件雇止めは客観的 に合理的な理由がなく、社会通念上相当とは認められ ないから無効であるとされた例(学校法人立教女学院 事件・東京地裁平20.12.25判決) ………981-63

│**雇止め**│ 有期契約社員の債権者Aら2名に対する雇止 めにつき、雇用継続に対する正当な期待があった等と して無効とされた例(京都新聞COM[仮処分]事件・ 京都地裁平21.4.20決定) …… 981-165(ダ)

|雇止め||解雇権濫用法理が類推適用されるとされた本 件雇止めの効力につき、整理解雇の4要件に基づき検 討がなされ、①人員削減の企業経営上の必要性、②解 雇回避努力義務の履行, ④手続きの妥当性については 肯定されたが、③被解雇者選定の合理性につき、本件 雇止めの時点ではAら3名のうちから2名の雇止め対 象者を選定することには十分な合理性が認められ、Y 社は雇止め通知後にAらの契約を半年間更新し、その 間の人事評価により雇用継続者を選定しようとしたも のであるところ、当該人事評価の方法に特段不合理な 点はなく、Aら3名のうち、最も評価点数が高かった Aの雇止めは無効であり、他の2名の雇止めは有効で あるとされた例(江崎グリコ[雇止め・仮処分]事件・ 秋田地裁平21.7.16決定) …… 988-20

|雇止め| Xの次年度の契約が不成立となったのは新た な契約の締結をX自身の意思で拒否したためであっ て、Yによる雇止めには当たらないとして、地位確認 請求等が棄却された例(河合塾〔非常勤講師・出講契 約〕事件·福岡高裁平21.5.19判決) ······989-39

|期間満了:契約不更新と不法行為| 次年度の出講契約 の条件について争いがある中で、Yはあっせん手続を 拒否してその提案に固執し、事後の司法解決を前提と したXの提案も拒否したもので、そのような強硬一辺 倒の態度が、Xをして契約締結の不承諾という事態を 招いた面があるといえ、その限りでXに対する不法行 為を構成するとして慰謝料350万円を認め、Xの請求 をすべて棄却した一審判決(福岡地判平20.5.15労判 989号50頁) が一部変更された例 (河合塾 [非常勤講師・ 出講契約] 事件・福岡高裁平21.5.19判決)·····989-39

合意解約:派遣中断期間の派遣先直接雇用とその後の 派遣元会社の雇用継続拒否 | 派遣会社である被告Y 社に期間の定めなく雇用された派遣労働者Xを、派遣 先の訴外A社が派遣中断期間の3か月間だけ直接雇用 し、同期間終了後にY社がXの雇用継続を拒否したこ とにつき、A社との有期契約が成立したからといって、 XとY社の間の雇用契約が解約されたとはいえない し、実態にかんがみると、A社との雇用契約期間中は Y社に在籍したまま出向しているにすぎないというの が当事者の合理的意思であるとして、本件雇用契約を 解約する旨の明示的・黙示的合意の成立を否定した一 審判決が相当とされた例(ラポール・サービス事件・ 名古屋高裁平19.11.16判決) ………978-87

|合意解約| 派遣会社Y(債務者)との間で有期の派遣 労働契約を締結・更新していた労働者(債権者X)に 対する、派遣先I社の労働者派遣契約解除を理由とす る契約期間内の解雇につき、Y社主張の合意解約の成 立が否定され、加えて解雇手続は、労使間に要求され る信義則に著しく反し、明らかに不相当であるとされ た例(プレミアライン〔仮処分〕事件・宇都宮地裁栃 木支部平21.4.28決定) ……………… 982-5

合意解約:外国人技能実習生の期間満了前の帰国 | Y らが外国人技能実習生としての期間満了前に帰国せざ るを得なくなったことは解雇に当たり, 当該解雇は無 効であるとしてなされた当該期間満了までの賃金請求 (反訴) につき、Yらは縫製部門の営業が行われなく なった日の前日に当たる8.27不就労の日以降は労務提 供の意思がなかったと認められ、本件労働契約は合意 解約されたものであって、X社がYらを解雇したとは いえないとして、Yらによる上記請求が退けられた例 (三和サービス [外国人研修生] 事件・津地裁四日市 支部平21.3.18判決) 983-27

合意解約:学校長の任期満了による解任 任期4年間 として学校長に就任した原告Xに対する本件退任決議 およびその後の教員としての勤務につき、本件雇用契 約は終了しておらず、本件退任決議は、Xに対する降 格処分としての法律効果を生じさせることになるとさ れた例 (学校法人聖望学園ほか事件・東京地裁平21.4.

就 業 規 則

効力:追加退職金不支給条項 支給制限事由(不支給

事由)を定める本件SRP(追加退職金)規定7条た だし書は、客観的に明確な内容であり、またSRPは、 労働基準法11条にいう労働の対償としての「賃金」で はなく、功労報償的要素を含んだ任意的恩恵給付であ り、毎年積立額が確定するものの、その支払義務は、 制度上、当該社員の退職および不支給事由がないこと を要件として具体的に発生するといえるから、同条た だし書は労働基準法24条に反しないとして、その有効 性が認められた例(モルガン・スタンレー証券〔退職 金等〕事件・東京地裁平20.10.28判決) ………971-27

│**効力:不利益変更** │ タクシー会社の被告Y社における 賃金規定の変更につき、全体的に見た場合には、労働 者が被る不利益の程度が大きいとまでは認められず、 Y社においては残業の実施を前提として賃金体系を見 直す必要性は高かったところ、多数組合の Z₂組合と は新賃金体系についての合意が成立し、非組合員から も反対の意見はなかったのに対して、原告ら所属の少 数組合のZ₁組合とは、約3か月間の団体交渉によっ ても合意できなかったことからすると、新就業規則を Z₁組合の組合員にも適用し、統一的・画一的に扱う 必要性があったとされ、Y社とZっ組合が新賃金体系 につき協定締結していることなどからすると、新賃金 体系の内容は合理的なものと一応推認できるとして. 以上からすれば、代償措置または一時的な経過措置が とられていないことを考慮しても、新賃金体系は合理 的なものと評価できるとして、原告ら5名による差額 賃金請求が棄却された例(初雁交通事件・さいたま地 裁川越支部平20.10.23判決) ………972-5

効力:不利益変更 就業規則の不利益変更には合理性 が要求されるところ、移籍時の賃金保障約束額を減額 することとなる最低保障額改定の就業規則変更は不利 益変更に当たるもので、会社全体としては引下げの必 要性があったとまでみることはできず、労働組合から の意見聴取もしていないことからすると、訴外A社か ら移籍した原告X」らに対する関係では無効であると された例(日本通運〔日通淀川運輸〕事件・大阪地裁 平20.9.26判決) · · · · · · · · 974-52

|効力:不利益変更| 5つの社会福祉協議会合併後の. 給与の平準化のための就業規則変更につき、原告ら労 働者に対して少なからぬ不利益を与えるもので,かつ, 変更の必要性も十分には認められず、手続的にも極め て不十分である等として無効とされ、差額賃金支払い に加え、原告ら9名につき各10万円の慰謝料が認めら れた例(宮古島市社会福祉協議会事件・那覇地裁平20. 10.22判決)………979-68

効力:不利益変更 使用者が労働者に不利益な労働条

件を定める就業規則に変更するに当たり、個々の労働 者が同変更に同意した場合においても、そのことから 直ちに労働条件の内容が同変更後の就業規則の内容に 変更されるとは認められないとされた例(協愛事件・ 大阪地裁平21.3.19判決)989-80

効力:不利益変更 被告Y社がなした1回目, 2回目 の就業規則変更により退職金が減額され、さらに3回 目の就業規則変更により退職金制度が廃止された結 果,退職時に退職金不支給とされた原告Xにつき,X が上記1回目、2回目の変更にかかる就業規則の制定 前後において、各就業規則に同意していたとしても、 このことから直ちにXの退職金が当該就業規則の内容 に変更されるとは認められない等として上記各就業規 則変更が無効とされ、また、Xが3回目の変更により 制定された退職金制度の廃止を定めた就業規則の内容 に同意していたとは認められず、当該制度廃止は高度 の必要性に基づくものとも、 合理的な内容のものとも いえないとして、本件退職金制度の廃止が、就業規則 の不利益変更として無効であるとされた例(協愛事 件·大阪地裁平21.3.19判決)······989-80

│効力:協約失効後の補充規範│ 原告らの本件04年度協 約が翌年以降も効力を有することを前提とする差額賃 金等の請求につき、当該協約の翌年度以降の効力が否 定され、被告就業規則の定期昇給に関する定めは形骸 化しているから04年度協約失効後の補充規範としての 合理的規範とはなりえないとされ、また、04年度協約 に含まれる給与体系表1をもって、就業規則(給与規 程)の一部と認めることもできない等として請求が棄 却された例(学校法人大阪経済法律学園事件・大阪地 裁平20.11.20判決) …… 981-124

|効力:周知| 当初の雇用契約上の賃金額を下回る, 5 度にわたる被告の賃金規程に基づく賃金額の設定(基 本給減額) の効力につき、被告が根拠とする賃金規程 は、原告が勤務していた店舗に備え付けられておらず、 かかる賃金設定は認められないとされた例(シン・コー ポレーション事件・大阪地裁平21.6.12判決)…988-28

適用:追加退職金不支給条項 懲戒解雇により追加退 職金 (SRP) 全額不支給とされた原告につき、同人の 非違行為は不支給事由を定めた SRP 規定に該当する とされた例 (モルガン・スタンレー証券 [追加退職金] 事件·東京地裁平20.6.13判決) ······969-61

労働安全・災害補償

|業務上外:海外出張を伴う業務従事者のくも膜下出血

死 | 海外出張により海外生産拠点における技能検定 業務などを担当していた労働者Kのくも膜下出血によ る死亡について、発症前6か月間にわたっての1か月 当たりの時間外労働時間数はいずれも30時間未満であ る等、Kの心身に特に大きな負荷があったとはうかが われないが、通算10回、出張期間が合計183日になる海 外出張での業務は、精神的、肉体的に疲労を蓄積させ るものであり、その疲労を蓄積したまま従事せざるを 得なかった国内出張業務も精神的に相当な緊張を伴う ものであった等として、本件発症と業務との間には相 当因果関係があるとして、Kの死亡は業務上の事由に よるものとは認められないとして遺族補償年金給付等 不支給処分を適法とした一審判決(長野地判平19.3. 30労判968号89頁〔要旨〕) が取り消され、Kの妻であ る控訴人の処分取消請求が認容された例(松本労基署 長 [セイコーエプソン] 事件・東京高裁平20.5.22判決)968-58

|業務上外:持ち帰り残業の業務性 | Kの持ち帰り学習 に業務性を認め、同人は1日当たり最大で2時間を限 度とする持ち帰り残業を行っていたとした一審判決 (札幌地判平18.2.28労判914号11頁) が維持された例 (札幌東労基署長〔北洋銀行〕事件·札幌高裁平20.2. 28判決) 968-136

|業務上外:銀行支店営業課課長のくも膜下出血死 | K の時間外労働時間につき、1か月当たり概ね45時間を 超える時間外労働があったものと推認でき、多い月に は80時間を超える可能性もあるが、いわゆる持ち帰り 残業の時間をある程度考慮しても,新認定基準の認定 要件を充足するとまではいえないところ、当該認定要 件を満たさないからといって、労基規則35条別表第1 の2第9号所定の「その他業務に起因することの明ら かな疾病 | に当たらないとまで直ちにいえるものでは なく, 専門検討会報告書が指摘する労働時間, 勤務形 態、作業環境、精神的緊張の状態等に照らして、さら に総合的に判断するのが相当であるとして検討し、結 論として、Kの業務と本件疾病との間に相当因果関係 を認め、療養補償給付等を不支給とした本件処分を取 り消した一審判決(札幌地判平18.2.28労判914号11頁) が相当とされた例(札幌東労基署長〔北洋銀行〕事件・ 札幌高裁平20.2.28判決) 968-136

|業務上外:営業主任の急性心筋梗塞死| リゾートマン ション販売業務等に従事していた営業主任Kの急性心 筋梗塞の発症による死亡につき、同人が発症前6か月 間に従事した業務は、多数回の出張業務を含み、また 時間外労働は恒常化し、リーダー・営業主任として営 業成績を上げることが求められ、業務による身体的・

精神的負荷は相当程度重かったといえる等として業務 起因性が肯定され、遺族補償給付等の不支給処分が取 り消された例(国・中央労基署長〔東急リゾート〕事 件・東京地裁平20.6.25判決)……968-143(ダ全)

業務上外:営業社員の致死性不整脈発症による死亡

営業所勤務のKの致死的不整脈発症による死亡(当 時26歳)につき、同人が死亡前約6か月間に従事した 業務は、不整脈による突然死の危険性を増大させるに 足りる過重なものであったなどとして業務起因性が肯 定され、遺族補償一時金の不支給処分が取り消された 例(国・伊予三島労基署長〔福助工業横浜営業所〕事 件・東京地裁平20.6.4判決) …… 968-158(ダ全)

「業務上外:婦人服縫製業務従事者の脳内出血発症」 婦

人服の縫製業務に従事していた原告Kの脳内出血発症 につき、Kは高血圧、肥満、糖尿病というリスクファ クターを有していたが、本件発症当時29歳という若年 であり、当該リスクファクターの存在のみで自然経過 として血管病変を悪化させたとは考えにくく、本件疾 病は業務上の過重な負荷が有力な原因となって発症し たものである等として、Kの業務と本件発症との間の 相当因果関係が認められ、休業補償給付等不支給処分 が取り消された例(国・東大阪労基署長「モード・テッ ク広栄] 事件・大阪地裁平20.5.19判決)

……968-170(ダ全)

業務上外:中国工場建設計画責任者のうつ病自殺 中 国への工場移管プロジェクトにおいて工場建屋の建設 計画責任者となり、その後現地法人への出向が決定さ れたチームリーダーKの自殺につき、Kは3回目の出 張後の平成12年7月頃にうつ病エピソードを発症して いたと認められ、判断指針に基づき検討すれば、本件 業務による心理的負荷は強であるとして業務起因性が 認められ、遺族補償給付等の不支給処分が取り消され た例(国・北大阪労基署長[スターライト工業]事件・ 大阪地裁平20.5.12判決)………968-177(ダ全)

業務上外:喘息症状のある労働者の急性呼吸不全死

自動車学校の教務係長であったKが、自宅において 気管支喘息の重積発作を起こし, 急性呼吸不全により 死亡した件につき、本件事情を総合考慮すれば、Kの 喘息発作の季節的影響を考慮しても、本件喘息発作は 過重な労働という業務に伴う危険が相対的に有力な原 因となって現実化したものと評価できるなどとして、 遺族補償年金等不支給処分が取り消された例(国・小 樽労基署長〔小樽中央自動車学校〕事件・札幌地裁平 20.3.21判決)………968-185(ダ全)

業務上外:同僚の夜食を買いに出かけた労働者の交通

事故被災 工場労働者の原告 K が,正月に 1 人で夜 勤を命じられた同僚(Kの弟)が社屋のセキュリティ システムを解除できないため、自らの非番の日に出社 して同システムを解除後, 同僚の夜食を買いに出かけ た際に交通事故に遭い、後遺障害を負った件につき、 本件買い出し行為には業務起因性が認められるとし て、療養補償給付等不支給処分が取り消された例(国・ 岐阜労基署長〔山口精機工業〕事件・岐阜地裁平20.2. 14判決) ………968-196(ダ全)

業務上外:トレーラー運転手の事故車救助中の追突事 故死| トレーラー運転手であったKが業務として国 道を走行中、横転した事故車から女性2名を救助した ところ、後方から普通自動車が事故車に追突し、Kが トレーラーと事故車の間に挟まれ死亡した事故につ き、本件救出行為およびこれに継続した本件復旧行為 は業務遂行中の行動と評価でき、本件事故は業務遂行 中の災害であるとして、Kの死亡と同人の業務との間 の相当因果関係を認め、被告Y労基署長の遺族年金給 付等不支給処分が取り消された例(国・半田労基署長 [北陸トラック運送]事件・名古屋地裁平20.9.16判決) ……972-93(ダ全)

業務上外:塗装工の転落事故後の精神障害発症 塗装 作業中の転落事故から1年余り経過後に分類困難な身 体表現性障害、さらにその約1年経過後に神経症(全 般性不安障害)と診断された原告Xにつき、2つの精 神障害の継続性に疑問があること等から、本件事故と Xの精神障害との間に相当因果関係は認められないと して、Xの休業補償給付不支給処分取消請求が棄却さ れた例(国・立川労基署長〔ハタケヤマ興業〕事件・ 東京地裁平20.11.27判決) …………979-84(ダ)

業務上外:喘息症状のある労働者の急性呼吸不全死

自動車学校の教務係長であったKが、自宅において 気管支喘息の重積発作を起こし、急性呼吸不全により 死亡した件につき、業務起因性を認めて控訴人 Y 労基 署長がなした本件遺族補償年金等不支給処分を取り消 した一審判断(札幌地判平20.3.21労判968号185頁)が、 結論において相当とされた例(国・小樽労基署長〔小 樽中央自動車学校〕事件・札幌高裁平21.1.30判決)

.....980-5

業務上外:治療懈怠と業務起因性判断 仮にKに治療 懈怠が認められたとしても、労災保険法12条の2の2 第2項の規定によれば、同法は、労働者の治療懈怠が 仮に重大な過失に当たるとしても, これにより業務起 因性を否定するのではなく、給付制限の事由として考 慮すべきとしていると解され、治療懈怠を他の増悪要 因と同等に取り扱うことは許されないとされた例

(国・小樽労基署長〔小樽中央自動車学校〕事件・札 幌高裁平21.1.30判決)………980-5

│業務上外:療養給付請求後の死亡と請求権の相続 │ 本 件被災が通勤災害に当たるとして療養給付支給請求を し、これに対し被告Y労基署長が不支給処分をし、再 審査の裁決前に被災者Kが死亡したという事案におけ る、Kの相続人である原告ら(Kの妻X1およびKの 子らX2, X3)の療養給付請求権の存否につき、被告 Y 労基署長は、療養給付請求権はその性質上、一身専 属権であり、相続の対象にはなり得ない等と主張する ところ、X1については行訴法9条所定の「法律上の 利益を有する者」と解するのが相当であり、同人の訴 えは不適法とはいえないが、X2およびX3について は、原告適格を有さず、各訴えは不適法であるとして 却下された例(国・中央労基署長〔日立製作所・通勤 災害〕事件・東京地裁平21.1.16判決)……981-51

業務上外:部長職の歓送迎会等参加後の強盗被災が部 長職として当該部の歓送迎会に出席し、帰宅経路上の 飲食店でのD嘱託と会談(本件会合)後、帰宅途中の 路上で金品奪取目的の集団暴行に遭い、重傷を負った Kにつき、Kの歓送迎会および本件会合への参加はい ずれも業務とは認められず、「通勤の合理的経路の逸 脱・中断」に当たり、KがD嘱託と別れて通勤経路に 復したとしても、逸脱・中断後の途上の災害を通勤災 害と認めることはできず、また、本件被災は、Kの業 務終了後5時間30分程度経過して発生しており業務関 連性を認めることもできず、本件不支給処分は相当で あるとされた例(国・中央労基署長〔日立製作所・通 勤災害〕事件·東京地裁平21.1.16判決)······981-51

| 業務上外:外勤労働者の高血圧性脳出血発症 | 親会社 製品の保守・点検サービス等を業とする訴外A社に勤 務し、修理業務等に従事していた原告サブカスタマエ ンジニア(サブコン) Xの高血圧性脳出血発症につき, Xの本件発症前6か月間の1か月当たり時間外労働時 間は約108時間であるとされ、Xの労働時間・労働密 度・休日数、勤務の不規則性、業務内容および本件疾 病発症に至る経緯等を総合考慮すると、Xの業務は、 客観的にみて、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重 な業務であったといえ、本件疾病はXの有していた基 礎疾病等が過重な業務によりその自然の経過を超えて 増悪し発症に至ったものとみるのが相当であり、 Xの 業務と本件疾病との間に相当因果関係が肯定できると して、本件休業補償給付等不支給処分が取り消された 例(国・相模原労基署長〔三洋電機東京食品設備〕事 件·横浜地裁平21.2.26判決)······983-39

業務上外:会社指名による公的資格試験受験に際して

の自宅等での受験勉強の業務性 Z社に土木職とし て勤務してきた原告Xの、公的資格(技術士)取得試 験の受験直後の脳内出血発症につき、Xの平成10年度 から12年度にかけての本件受験には業務性が認めら れ、また、 X が自宅等で行った本件受験勉強それ自体 にも業務性が認められるとされ、Xの北関東支店赴任 後の通常業務には未経験の職務が含まれ、また一定の 業務上の負荷が認められ、さらに、Xには長時間の時 間外労働があり、特に、本件発症前2か月間の平均時 間外労働時間は1か月80時間に近く、それらに加えて 技術士試験の受験やその受験勉強を含めた Xの①発症 前1か月間の時間外労働時間は100時間を優に超えて おり、②発症前2か月間の時間外労働時間も100時間 を上回っているうえ、それらはかなり密度の濃い業務 ともいうべきものであり、これらの事実を総合すると、 Xの本件疾病の発症は、Z社の技術士試験を含めた業 務が原因となったもので、業務と同発症との間には相 当因果関係があり、業務起因性が認められるとして、 Y労基署長の障害補償給付不支給処分が取り消された 例(国・さいたま労基署長〔鉄建建設〕事件・大阪地 裁平21.4.20判決) · · · · · · 984-35

|業務上外:脳内出血発症・労災認定後の脳梗塞発症・死 亡 トラック運転手として訴外 Z 社に勤務していた 昭和55年12月に、左大脳基底核部脳内出血(原傷病) を発症して右片麻痺と全失語の後遺障害を負い、労災 認定を受けた被災者 Kが、平成16年9月に右大脳梗塞 (本件疾病)を発症し死亡した件につき、本件疾病な いしKの死亡に業務起因性が認められるためには、本 件疾病の発症ないしKの死亡が、少なくとも従前業務 上の疾病と認定されていた原傷病ないしその後遺症と の間で相当因果関係が認められなければならないとさ れ、Kの本件疾病の発症について、原傷病ないしその 後遺症状との間で相当因果関係は認められない等とし て、本件不支給処分取消請求が棄却された例(国・大 阪南労基署長〔トラック運転手・脳疾患再発〕事件・

|業務上外:じん肺発症・労災認定後のうつ病自殺| 昭 和59年にじん肺を発症して労災認定を受けた元坑夫の Kが、平成3年12月頃に心気障害を発症し、6年5月 頃にはうつ病を発症して、10年5月31日に自殺した件 につき、平成4,5年頃には、Kのじん肺の症状は著しく 悪い状態にまで至っており、じん肺発病から平成6年 5月頃までの約10年間にKがじん肺の症状やその療養 により受けていた心理的負荷は、相当程度に過重で あったと認められ、心気障害発病等の個体側要因を考 慮しても, 社会通念上, 本件うつ病を発症させる程度 に過重であったとして、本件うつ病について業務起因

大阪地裁平21.7.15判決)………986-86(ダ)

性が肯定され、また、自殺直前に起きた誤嚥事故を業 務以外のストレスとして考慮すべきではない等とし て, 本件自殺を業務に起因するものと認め, 本件遺族 補償給付等不支給処分が取り消された例(国・大野労 基署長〔じん肺・自殺〕事件・福井地裁平21.9.9判決〕990-15

業務上外:居酒屋店の新任店長の急性心筋梗塞発症

居酒屋チェーン店を経営するZ社に正社員として雇 用され、同社直営店の店長として勤務していたX(発 症当時35歳)の店長就任約2か月後の急性心筋梗塞発 症につき, 本件店長業務は, 特に精神的緊張を伴う業 務とみることはできないが、発症前1か月間のうちX が休日を取得できたのはわずか2日間にすぎず、休日 等にも店長会議への出席などしている等の本件事情か らすれば、Xの発症前1か月間の時間外労働時間数 (100時間14分) に手待ち時間がある程度含まれてい るとしても、Xの業務の労働密度が低いとはいえず、 そのような時間外労働に加え休日を十分取得できない ことから、疲労を蓄積していったものと認められ、発 症前2~3か月にも80時間に近い時間外労働に従事し ていたことを併せ考慮すれば、Xの本件発症当時の疲 労の蓄積はかなりのものであったといえ、加えて上記 の日中勤務により自律神経の変調を来していたものと 認められ、Xに喫煙歴というリスクファクターがある ことを考慮しても、本件発症とXの業務との間には相 当因果関係が認められるとして, 本件不支給処分が取 り消され、Xの本件請求を棄却した一審判決(大阪地 判平20.12.22労判本号48頁 [要旨]) が取り消された例 (国・北大阪労基署長〔マルシェ〕事件・大阪高裁平 21.8.25判決) · · · · · · 990-30

業務上外:部下による中傷および左遷的配転後のうつ

病自殺 総合フードサービス事業を営む Z 社に入社 し、給食事業の事業料理長として勤務していたK(死 亡当時51歳)が、部下Aによる中傷ビラの問題を契機 としてなされたレストラン第1事業の事業付料理長へ の配転直後に自殺した件につき、Kは遅くとも、中傷 ビラ問題再燃後の平成10年3月下旬頃にはうつ病を発 症していたとされ、判断指針によってもKのうつ病発 症は業務に起因するものと認められ、また、うつ病発 症後の業務の心理的負荷の強度につき、少なくとも 「中」程度のもので、うつ病を悪化させる可能性があっ たものといえ、Kの業務と同人の精神障害の発症およ び自殺との間には相当因果関係が認められるとして. 本件遺族補償給付不支給処分が取り消された例(国・ 渋谷労基署長〔小田急レストランシステム〕事件・東 京地裁平21.5.20判決) 990-119

|業務上外: 嚢胞腎罹患の雑誌・ウェブサイト編集制作職

のくも膜下出血死 | 平成4年4月にR社に入社し, 求人情報誌の編集職を経て、インターネット上の就職 情報サイトの編集制作業務に従事していたK(死亡当 時29歳)が、平成8年8月29日にくも膜下出血を発症 して死亡した件について、本件業務の量的過重性につ き、タイムカード等の客観的資料に基づいて明確に認 められるKの発症前6か月間の時間外労働時間は少な く見積もって25時間30分~83時間44分であるが、実際 の労働時間は上記より長いものであったと推認でき. また、本件業務の質的過重性につき、R社の従業員に は実績主義・能力主義の下で進んで長時間労働をこな す傾向があり、Kも相当の長時間労働に従事し、しか も仕事の完成度にこだわりをもち、同社の経営理念(社 員皆経営者主義) に即した努力を惜しまなかったもの で、一定程度の精神的負荷を受けていたことは否定で きず、また、Kが本件編集制作業務自体から過重な精 神的負荷を受けていたとはいえないものの、同人の評 価が高まるにつれて業務の割当てが増加していったこ と等からすると、Kの業務は入社後に配属された各部 署在籍中を通じて, 特に過重なものであったとされ, 同人が脳動脈瘤破裂によるくも膜下出血の危険因子の 1つである多発性嚢胞腎に罹患していたこと等の危険 因子の存在を考慮しても、Kの基礎疾患が同人の有す る個人的な危険因子の下で、他に確たる発症因子がな くてもその自然の経過により血管が破裂する寸前まで 進行していたとみることは困難であるとして、Kの業 務の遂行と本件疾病の発症との間に相当因果関係が認 められ、本件遺族補償給付等不支給処分が取り消され た例(国・中央労基署長〔リクルート〕事件・東京地 裁平21.3.25判決) … 990-139

業務上外:子会社への出向・単身赴任後のうつ病自殺

子会社の取締役兼北九州事業所長として出向し、単 身赴任していたK(死亡当時53歳)が、出向約11か月 後の平成8年3月8日に自殺した件につき、 K は業務 が原因で精神障害を発症し自殺に至ったものであり. Kの自殺前の労働時間は1か月当たり30~34.5時間 で、恒常的に過重といえるような長時間労働をしてい たとはいえないが、職務の大きな変化や勤務地の変化、 初めての単身赴任等であることを考えると、労働時間 だけを重視するのは相当ではなく、Kに対する心理的 負荷の程度は極めて大きかったといえ、そのような心 理的負荷が継続しているところで、本件東防波堤第5 工区問題によって相当に強い心理的負荷を受け、加え て部下の無断欠勤問題への対応などが心理的負荷と なったものであり、こうした事情は、通常の勤務に就 くことが期待されている平均的な労働者にとっても強 度の心理的負荷を与える過重なものであって、社会通 念上、精神障害を発症させる程度の危険を有するもの ということができるとされ、Kの自殺には業務起因性 が認められるとして, 本件遺族補償給付等不支給処分 が取り消された例(国・北九州西労基署長〔テトラ〕 事件·東京地裁平21.2.26判決)····· 990-163

| 業務上外:設計技師の単身赴任での子会社出向後のう つ病発症と自宅療養・復職後の自殺 | 徳島県所在の Z1社に勤務していた設計技師Kが、平成11年4月16 日に東京都所在の子会社 Z₂社への出向を命じられて 単身で赴任し、同年5月19日にうつ病と診断されたこ とから約3か月間自宅療養した後、出向解除により Z₁社に職場復帰したが, うつ病症状の再発により再 び自宅療養となり、その自宅療養中に自殺したという 事案につき、本件出向による心理的負荷および出向先 Z₂社での業務による心理的負荷を総合評価すれば, Kに対する心理的負荷の強度はⅢ(強)に当たる等と して、Kのうつ病発症・増悪および自殺につき業務起 因性が認められ、本件遺族補償給付等不支給処分が取 り消された例(国・江戸川労基署長[四国化工機工業] 事件・高松地裁平21.2.9判決) ····· 990-174

業務上外:パン販売業務従事者の入社約2か月後のう **つ病自殺│** Z₁社に平成12年12月に採用され,子会社 Z₂社に出向して新規開店の店舗におけるパンの販売 業務に従事したK(死亡当時23歳)が、13年1月末に うつ病を発症し自殺した件につき, (i)Kの開店直後の 労働時間は1日13~15時間であったこと、(ii)Kは通常 行われる実地研修を経ずに、いきなり新規開店の店舗 で勤務したこと、(iii)Kにとっては初めての正社員勤務 であったこと、(iv)本件店舗は開店直後から予想を大幅 に上回る繁忙が続いたこと。(v)本社から応援に来たH 課長からは執拗に厳しく叱責されていたことなどが認 められ、それらによる負荷が相乗効果的に作用して負 荷が増大したと強くうかがわれるから、Kの業務によ る心理的負荷は、社会通念上、客観的にみて、精神障 害を発症させる程度に過重であったといえ、他方、K には業務以外の心理的負荷は認められず、またKは、 短大を中退し、 Z 社入社まで正社員として働いた経験 もなく,模範的な社会適応をしてきたとはいえないが, そのような事情があるからといって、直ちにKに脆弱 性があるとまではいえない等として、Kのうつ病発 症・自殺と本件業務との間の相当因果関係が認められ、 本件遺族補償給付等不支給処分が取り消された例 (国・堺労基署長〔モンタボー〕事件・大阪地裁平21.

公務上外:看護師のくも膜下出血死 看護師Kのくも

膜下出血発症・死亡(当時25歳)にかかる公務起因性 判断につき、本件公務の量的過重性については、 Kの 発症前6か月間の時間外労働時間は約38~65時間で相 当長時間に及んでおり、また質的過重性についても、 看護業務には他の職業にはない緊張や能力を求められ る面があること、循環器病センターの業務水準は高度 で、身体的負担および精神的緊張の程度も相当大きい こと、Kは中堅看護師として重要な役割を担う立場に あったこと,不規則な夜間交代制勤務により, Kは疲 労回復に十分な量の睡眠をとれなかったといえ, とり わけ発症前1か月間の勤務状況は過酷だったことなど から、過重なものであったとされた例(国・国立循環 器病センター〔看護師・くも膜下出血死〕事件・大阪 高裁平20.10.30判決)977-42

|公務上外:看護師のくも膜下出血死| Kの上記時間外 労働時間は、いずれの時期においても「心・血管疾患 及び脳血管疾患等業務関連疾患の公務上災害の認定に ついて」(平13.12.12基発1063号。以下,「本件指針」) が例示する超過勤務時間(80~100時間)に達しないも のであるが, 本件指針が上記のように例示したのは, 業務の過重性を長時間労働という観点からみた場合 に、睡眠による疲労回復の観点に基づいて、1日4~ 6 時間の睡眠が確保できない状態として想定される時 間外労働時間を根拠にするものであるところ、そこで は夜間勤務や不規則労働、あるいは精神的緊張を要す る労働か否か、当該労働者が実際に確保できた睡眠の 質などの問題は十分に考慮されていないといえ、した がって本件公務の過重性判断に当たっては、これを時 間外労働時間の量のみに基づいて行うことは相当でな く, 時間外労働時間の量に併せ, Kの実際の業務の質 的な面を加味、総合して行うことが必要であるとされ、 結論として本件発症に公務起因性を認めて、原告 X₁ らによる国家公務員災害補償法に基づく遺族補償一時 金等の給付請求を認めた一審(大阪地判平20.1.16労 判958号21頁)の判断が維持された例(国・国立循環器 病センター〔看護師・くも膜下出血死〕事件・大阪高 裁平20.10.30判決)977-42

公務上外:災害補償請求権の遅延の時期 災害補償請 求権の支払債務は、民法412条3項の期限の定めのな い債務というべきであり、Y(国)が遅滞の責任を負 うのは履行請求を受けたときからであるとされ、災害 発生の翌日からの遅延を認めた一審判決が変更された 例(国・国立循環器病センター〔看護師・くも膜下出 血死〕事件·大阪高裁平20.10.30判決) ······977-42

|損害賠償:営業所長のうつ病自殺と安全配慮義務, 過失 相殺 平成15年4月の営業所長就任直後から、業績

に関する虚偽報告を行うための「不正経理」を開始・ 継続し、平成16年9月13日に自殺したKにつき、遅く とも自殺直前にはうつ病に罹患していたもので、不正 経理についての上司の叱責・注意とKの死亡との間に は相当因果関係が認められるとされ、被告Y社がKに 対し過剰なノルマ達成を強要したとは認められない が、約1800万円の架空出来高の解消を踏まえたうえで の事業計画の目標値は、Kの営業所を取り巻く環境に 照らして達成困難なものであったというほかなく、K の上司が行った電話および業績検討会における叱責等 は、不正経理の改善や工事日報を報告させる指導自体 が正当な業務の範囲内に入ることを考慮しても、社会 通念上許される業務上の指導の範疇を超えるものと評 価せざるを得ず、当該叱責等は不法行為として違法で あり、Y社の安全配慮義務違反も認められるとして損 害額が算定されたが、本件事情等を総合的に考慮する と、Kにおける過失割合は6割を下らないとされた例 (前田道路事件·松山地裁平20.7.1判決)······968-37

|損害賠償:新人 SE のうつ病自殺と安全配慮義務違反|

SE 業務に従事していた新入社員Kのうつ病罹患に よる入社半年後の自殺につき、被控訴人Y社には、適 正労働条件措置義務違反, 健康管理義務違反, 增悪防 止義務違反(看護,治療義務違反)はなく,安全配慮 義務違反はなかったとして損害賠償請求を棄却した一 審判決(東京地八王子支判平18.10.30労判934号46頁) が相当とされた例(みずほトラストシステムズ〔うつ 病自殺〕事件・東京高裁平20.7.1判決) ……969-20

|損害賠償:薬剤師の致死性不整脈発症による死亡と安

全配慮義務 → 入社約1年2か月後に死亡したドラッ グストア勤務の薬剤師Kにつき、Kの業務と死亡との 間には相当因果関係が存するといえ、Y社には安全配 慮義務違反があり、Kの業務の負担量に何らの配慮も することなく、その状態を漫然と放置していたY社の 行為は、不法行為における過失(注意義務違反)をも 構成するものとして、その両親である被控訴人X₁・ X₂(一審原告)の損害賠償請求を認容した一審判決 (名古屋地判平19.10.5労判947号5頁)を維持しつつ. 一審認容の損害賠償債務に、被控訴人ら遺族固有の慰 謝料請求を認容(各自200万円),付加し,被控訴人各 自に対する4349万余円およびKの死亡日からの遅延損 害金の支払いがY社に命じられた例(スギヤマ薬品事 件·名古屋高裁平20.9.17判決)······970-5

損害賠償:脳動静脈奇形を有する労働者の小脳出血・

水頭症発症 業務上の過重負荷と原告本人も自覚し ていなかった先天性の脳動静脈奇形(AVM)とが共 に原因となった小脳出血・水頭症発症を理由とする損

害賠償請求につき、被告の注意義務違反により、原告 被災労働者 X1の異動先の課長が民法709条に基づき. 被告 Y 社は民法715条に基づき、損害賠償義務を負う とされ、X₁の損害額につき合計 2 億7151万余円と算 定され、20%の素因減額、損害のてん補等によりY社 に1億8989万余円の支払いが命じられ、また、X1の 家族である原告らの慰謝料請求等が認められた例(天 辻鋼球製作所〔小脳出血等〕事件·大阪地裁平20.4.28 判決)970-66

損害賠償:ホテル従業員の石綿曝露と安全配慮義務

ホテルの設備係として被控訴人Y社に勤務していた Kの悪性胸膜中皮腫の発症・死亡につき、Kの本件ホ テルでの業務における石綿粉じん曝露と中皮腫の発 症・死亡との間には因果関係が認められ、じん肺法、 特化則、労働安全衛生法その他の関係法令によりY社 には予見可能性があったとされ、Y社は、石綿含有製 品を取り扱う作業に当たる労働者に対して、特化則お よび労働安全衛生法その他関係法令上要求される措置 を講じておらず、安全配慮義務違反があったとして、 同義務違反を否定した一審判決(札幌地判平19.3.2労 判948号70頁) が取り消され、原告遺族らの損害賠償請 求が一部認められた例(札幌国際観光〔石綿曝露〕事 件·札幌高裁平20.8.29判決)······972-19

|損害賠償:麻酔科医師の急性心機能不全死と安全配慮

義務,過失相殺| 麻酔科医Kの急性心機能不全死に つき, Kの時間外労働時間は死亡前6か月間において 1か月当たり100時間を超え、また業務内容も過重性 が認められ,さらに学会発表等の研究活動につき,業 務命令に基づくものではないが、それに類して考える べきであり、負担は決して軽いものでなく、以上を総 合考慮すれば、Kの本件業務は質量ともに過重であっ たといえ、Kには健康診断において異常が認められな いこと等にかんがみれば、本件業務とKの死亡との間 には相当因果関係があるものとされ、控訴人(一審被 告) YはKの長時間労働を把握していたこと、麻酔科 の人員不足に対し、Yが対策を何ら立てていなかった ことなどから、Yには安全配慮義務違反があり、Kの 死亡につき債務不履行が成立するとして. 同旨の一審 判決(大阪地判平19.3.30労判未掲載)が維持され、K の損害を一審と同額の1億991万余円と認定したうえ で、35%の過失相殺および弁護士費用600万円を認め て、Kの遺族らの請求につき、7741万余円および遅延 損害金が認められた例(大阪府立病院〔医師・急性心 不全死〕事件・大阪高裁平20.3.27判決)……972-63

│**損害賠償:過失相殺** │ 過失相殺につき,Kの死亡原因 は、職場での過重な長時間労働の従事による負担に自 宅における研究活動の従事による負担が加わって、そ れらの総体としての負担による疲労の蓄積の結果によ るものといえ、各負担の増大はK自身の業務等に対す る姿勢や行動が大きく寄与しているとして、本件死亡 につきKには35%の割合による過失があるとされ、1 割の過失相殺を相当とした一審判決が変更された例 (大阪府立病院〔医師・急性心不全死〕事件・大阪高 裁平20.3.27判決)972-63

| 損害賠償:SE職のうつ病発症と安全配慮義務, 過失相 殺 平成14年4月に被告Y社の前身であるFTSE 社に入社し、平成16年4月以降は病気を理由の欠勤・ 休職扱いとなった原告Xにつき、うつ病によるうつ状 態を発症していたとされ、Xには恒常的に業務による 強度の負荷がかかっており、本件発症と本件業務との 間には因果関係が認められ、FTSE社は、Xの業務 軽減につながる措置を一定程度講じてはいたが、それ でもなおXの時間外労働時間は1か月当たり100時間 を超えており、同社はこれを是正すべき義務を負って いたなどとして、FTSE社のXに対する安全配慮義 務違反が認められ、Xの損害につき、休業損害1139万 余円、慰謝料300万円等が認められたが、本件諸般の事 情を考慮すれば、過失相殺により損害の3分の1を減 額するのが相当とされ、また損害のてん補等により、 結局、Y社に112万余円の支払いが命じられた例(富士 通四国システムズ [FTSE] 事件・大阪地裁平20.5. 26判決)973-76

| 損害賠償:ホテル営業部課長の脳出血発症 | 被告 Y 社 運営の本件ホテルにおいて営業部販売グループ課長の 職にあった原告X₁の脳出血発症につき、同人が従事 していた修学旅行業務は、繁忙期には質量ともに相当 程度過密なものであり、X1の高血圧は本件発症の要 因になったと認められるものの、平成14年10月以降の Y社における過重な業務が、原告の血管病変をその自 然経過による増悪の程度を超えて著しく増悪させた主 たる要因であるとして、X₁の業務と本件発症との間 には相当因果関係があるとされ、直属上司 「には、 X」の業務負担を軽減するための適正かつ有効な措置 を十分にとっていない点で注意義務違反があり、Y社 にもこの点で安全配慮義務違反が認められるととも に、Jの使用者として使用者責任を負うとして、X₁ の損害額につき合計1億4592万余円を認めたが、母で ある原告X2および妹である同X3に対する慰謝料は 認めず、上記損害額から4割の過失相殺・素因減額と 損益相殺等を行い、5561万余円の支払いをY社に命じ た例(ホテル日航大阪[脳出血]事件・神戸地裁平20. 4.10判決)974-68 「損害賠償:過失相殺・素因減額 X」には本件発症の 基礎となる血管病変があり、高血圧、糖尿病、肥満傾 向もあったこと、X1は健康診断等で異常な結果が出 ていることを認識しながら閑散期に医師の診察を受け ることもせず、自己の健康維持、管理に努めなかった こと等を考慮すれば、X1の上記損害額の4割を過失 相殺・素因減額するのが相当とされた例(ホテル日航 大阪 [脳出血] 事件・神戸地裁平20.4.10判決)

.....974-68

|損害賠償:従業員の居眠り運転による交通事故死,逸 失利益 | 被告Y社の従業員である被告Aの居眠り運 転により交通事故に被災し死亡したKの遺族らが、Y 社, A, およびY社代表取締役らに対し損害賠償を求 め被告らの責任が認められた件につき、Kの逸失利益 の算出に当たっては、同人が設立する予定だったタク シー会社の役員報酬額を基礎収入の額とみるのが相当 とされ、就労可能な67歳までの年額として、平成17年 賃金センサスの全労働者全年齢平均収入額が認められ た例 (ケイズスポーツ事件・仙台地裁平20.10.29判決) ……975-83(ダ全)

損害賠償:トラック運転手の脳出血発症と安全配慮義

務 トラック運転手であった原告Xの脳出血発症に つき、Xの従前業務による過労等がXの脳動脈の血管 壁の状態に悪影響を与え、破裂に至らしめ、本件脳出 血が生じたと認めるのが相当であるとされ、被告Y社 はXの業務が過重であったことを容易に認識し得た等 としてY社の安全配慮義務違反を認め、Y社に対し、 Xの損害額合計3881万余円等の支払いが命じられた例 (中野運送〔トラック運転手・脳出血〕事件・熊本地 裁平19.12.14判決) ………975-39

た急性心筋虚血による従業員Aの死亡につき、Aの基 礎疾患が自然的経過を超えて増悪することに寄与した 要因のうち、精神的ストレスについては、Y社に過失 または安全配慮義務違反があるとはいえないが、宿泊 出張が連続したことについては、事前にY社の健康管

|損害賠償:陳旧性心筋梗塞既往労働者の急性心筋虚血

による死亡 基礎疾患に業務上の過重負荷が加わっ

理医が意見を述べるうえで必要な情報が一部欠落して いたため、医学的立場から出張に制限を設けたり、条 件を付して実施させたりするための助言がされなかっ た限度で、Y社に過失または安全配慮義務違反がある とされた例(NTT東日本北海道支店〔差戻審〕事件・ 札幌高裁平21.1.30判決) …… 976-5

「損害賠償:過失相殺 → Aの急性心筋虚血による死亡に つき、損害賠償額を定めるに当たって過失相殺に関す る規定(民法722条2項)を類推適用しなかった二審判

決(札幌高判平18.7.20労判922号5頁)を違法とした 上告審(最一小判平20.3.27労判958号5頁)からの差 戻審において、控訴人Y社はAの基礎疾患が自然的経 過を超えて増悪する要因に応じて責任を負うべきであ るとされ、Aの基礎疾患の発症は遺伝的素因が原因の 大半を占め、基礎疾患への罹患についてY社が責任を 負うべきとはいえないが、Y社の不法行為の態様は、 疲労回復が不十分になりやすい日程で宿泊を伴う出張 が連続する形の本件研修を受けさせたことであり、Y 社は、Aの死亡原因のうち30%の限度で責任を負うと された例(NTT東日本北海道支店〔差戻審〕事件・

札幌高裁平21.1.30判決) 976-5

|損害賠償:高齢タクシー乗務員の脳梗塞発症,寄与度 減額 | 高血圧症, 喫煙習慣等により何らかの基礎疾 患を有する状態にあったとされた原告Xのタクシー運 転業務従事中の脳梗塞発症につき、Xの業務は、その 労働時間, 拘束性, 勤務体制のいずれの点をとってみ ても同種労働者にとって過重なものといえ、Xは本件 発症当時71歳と高齢であって、Xと同年齢の同種労働 者にとって上記業務の過重性は一層顕著なものといえ る等として、Xの業務と本件発症との間の相当因果関 係が肯定され、Xは疲労の蓄積により脳・心臓疾患を 発症する危険性の高い状況にあり、被告 Y 1 社はそれ を十分に認識可能であったから、 Y 1社には安全配慮 義務違反があり、また、Y1社代表取締役の被告Y2は、 その被用者につき適正な労働条件が確保されるよう管 理する職務上の義務を、重過失により懈怠したものと 認められるとしたが、Xの損害額算定に当たり、6割の 寄与度減額を相当とし、また障害補償年金等との損益 相殺を行ったうえで、Y1社およびY2に対し、合計1158 万余円の連帯支払いが命じられた例(名神タクシーほ か事件・神戸地裁尼崎支部平20.7.29判決)……976-74

損害賠償:知的障害を伴う自閉症を有する労働者のう **つ病自殺** │ 被告 Y 社に勤務し、知的障害を伴う自閉 症であったKの自殺による死亡につき、雇用時間の短 縮等の雇用形態の変化が、自閉症を有する被用者に とって一定の負担となりうるものであるとしても、そ れが一定の負担となることを超えて、それに起因して 被用者がその精神状態を著しく害して自殺するに至る ことまで、通常生ずべき結果であると解することはで きず、むしろ特異な結果というべきであるとされ、本 件においては、あくまで自殺という結果に対する予見 可能性がなければ安全配慮義務違反および注意義務違 反を問うことはできないと解せられ、具体的な予見可 能性が必要となるところ、Kの自殺についてY社が具 体的に予見可能であったとはいえないとして、遺族で ある原告Xの請求が棄却された例(ヤマトロジスティ

クス事件・東京地裁平20.9.30判決)………977-59

損害賠償:安全配慮義務(精神的に脆弱な労働者に対 する予見可能性) | 被告 Y 1 社に勤務し、同 Y 2 社に 長期出張中にうつ病を発症し、休職・復帰後にいった んは寛解したものの再発し、再び休職した原告Xにつ き. Yらの負うべき安全配慮義務の具体的な内容は. 当該労働者の置かれた具体的状態に応じて決定される べきものであるから、通常であれば、YらにはXの業 務が、社会通念上、客観的にみて、平均的労働者をし て精神障害等の疾患を発症させるような過重なもの (以下,「客観的過重労働」) にならないように注意す れば足りるとしても、それに至らない程度の過重な業 務に従事させている労働者についてもそのまま業務に 従事させれば心身の健康を損なうことが具体的に予見 されるような場合には、その危険を回避すべく業務上 の配慮を行うべき義務があり、これを怠れば同義務の 不履行となるとされた例(デンソー〔トヨタ自動車〕 事件・名古屋地裁平20.10.30判決) ………978-16

| 損害賠償:他社への長期出張者のうつ病発症・再発と両 社の安全配慮義務,素因減額 Yらは, Xが平均的な 社員よりも精神的に脆弱であったこと、そして、客観 的な業務内容よりも負担が過重になりやすかったXに とって業務が過重になっていて、業務負担を軽減しな ければ、Xが第1回うつを発症し、これが悪化して休 職に至るおそれがあることを予見できたといえ、Yら は、Xの第1回うつ発症・休職にかかる損害について 賠償すべき義務を負うとしてYらの安全配慮義務違反 を認め、休業損害、慰謝料を認めたものの、3割の素 因減額が相当とされた例(デンソー〔トヨタ自動車〕 事件·名古屋地裁平20.10.30判決) ······978-16

損害賠償:一人親方大工の転落事故 被控訴人工務店 Yの依頼により、戸建住宅の新築工事現場において作 業していた一人親方大工である控訴人Xの2階部から の転落事故につき、XY間の契約関係は請負(下請) 契約関係の色彩の強い契約関係であったと評価すべき で、実質的な使用従属関係があったというべきである から、 YはXに対し、使用者と同様の安全配慮義務を 負っていたとされ、YはXを含む高所作業従事者が墜 落する危険を予見できたといえ, 本件事故当時, Yに は墜落による危険の防止措置を講ずべき義務があった といえるところ (労働安全衛生規則518,519条), 同措 置をとらなかったYには安全配慮義務違反が認められ るとして、Xを独立した個人経営主と評価し同義務違 反を否定した一審判断(神戸地社支判平19.12.11労判 980号88頁)が変更された例(H工務店〔大工負傷〕事 件·大阪高裁平20.7.30判決)······980-81

「損害賠償:過失相殺 Xの損害につき、逸失利益、後 遺障害慰謝料等合計2992万余円を認めたが、Xは30年 以上の経験を有する大工(一人親方)であり相応の道 具選択と技量が期待されていた等として、8割の過失 相殺が相当とされた例(H工務店〔大工負傷〕事件・ 大阪高裁平20.7.30判決)980-81

| 損害賠償:在籍出向者のうつ病自殺と出向元・先の安 全配慮義務, 過失相殺 被告 Y 1 社に在籍し, 同 Y 2 社に出向してシステム開発業務に従事していた被災者 Kのうつ病自殺につき、出向先のY2社はKのうつ病 罹患を予見できたといえ, 安全配慮義務違反が認めら れ、同義務違反とKのうつ病罹患および自殺との間に は相当因果関係が認められるとされ、3割の過失相殺 および損益相殺のうえ、Kの遺族らの損害賠償請求が 認められたが、Y」社には安全配慮義務違反は認めら れず、また、Yo社の上記義務違反につき連帯責任も 認められないとされた例(JFEスチール〔JFEシ ステムズ] 事件・東京地裁平20.12.8判決)……981-76

|損害賠償:プレス機械の誤操作による右手負傷と安全 配慮義務, 過失相殺 中国残留孤児2世の原告Xが. 被告Y社の工場において勤務中に、プレス機械の誤操 作により右手の指を欠損する傷害を負った事故につ き、 Y社のプレス機械作業主任者の不在等により、 Y 社に安全配慮義務違反があったとされたが、Xの過失 につき8割の過失相殺が相当とされた例(岩瀬プレス 工業事件・東京地裁平20.11.13判決) …… 981-137

損害賠償:示談契約による請求権放棄 過失相殺およ び損害の填補後のXの損害賠償請求権は合計434万余 円となるところ、Xは、Y社退職後、Y社から示談金 70万円を受領し、これをもってY社に対するその余の 損害賠償請求権を放棄する意思表示をしたものとい え,本件示談契約にかかるXの意思表示に錯誤はなく, 本件示談契約が公序良俗に反して無効ともいえないと して、Xの損害賠償請求が棄却された例(岩瀬プレス 工業事件・東京地裁平20.11.13判決) ……… 981-137

|損害賠償:長時間労働下での新入社員の交通事故死と 安全配慮義務 極めて長時間に及ぶ時間外労働や休 日労働に従事していた新入社員Kが、終業後に上司ら と飲酒した後に起こした交通事故で死亡した件につ き、交通事故そのものについては被告会社に責任はな いものの、違法な時間外労働と上司によるパワーハラ スメントについては安全配慮義務(勤務管理義務およ びパワーハラスメント防止義務)に違反すると同時に 不法行為を構成するとして、Kの被った肉体的精神的 苦痛に対する慰謝料として150万円が認められた例(日 本土建事件・津地裁平21.2.19判決) …… 982-66 「損害賠償:クリーンルーム作業従事者の過労自殺と主 張立証責任の分配 | 交替制勤務によりクリーンルー ム作業に従事する労働者が使用者側の用意した寮に単 身で居住している場合、当該労働者の生活の大部分は そのような形で労働者を使用する者によって、いわば 抱え込まれているのであって、そうした労働者の労災 に関する損害賠償請求訴訟において, 当該労働者の自 殺の原因が精神疾患の発症によるものであるか否かが 問題となった場合、主張立証責任の分配上は外部者た る原告がこれを主張立証すべきと解されるものの、上 記のような場合においては、原告側は精神疾患による 自殺であることについて相当な疑いがあることを合理 的根拠をもって提示すれば足り、その場合、その発症 がないこと、自殺の原因が精神疾患にないことを使用 者たる被告側において明らかにしないかぎり、その自 殺は精神疾患を原因とするものであることが推認され るとするのが訴訟上の信義則に適い、公平であるとさ れた例(アテスト〔ニコン熊谷製作所〕事件・東京高

裁平21.7.28判決)990-50

損害賠償:労務請負会社従業員のうつ病自殺と業務起 因性 一審被告 Y 1 社に雇用され、同 Y 2 社の工場に おいて就労していたKの平成11年3月5日頃の自殺に つき、Y1社は労働者派遣事業として自ら雇用するK をY2社の指揮命令の下に就労させたものであって. 労働者派遣法によって禁止された労働者供給事業に当 たるとされ、この場合、中間搾取が行われるとともに、 劣悪な労働条件の下に過酷な労働が強制されるなど労 働者に不当な圧迫が加えられるおそれが類型的に高い 場合に当たるうえ、実際にもKは、法令の規制から外 れた無規律な労働条件の下、本来命じられることはな いはずの時間外労働や休日労働に従事していることな どが認められ、業務による過重な心理的負荷等によっ てKにうつ病が発症したことについて、合理的根拠に 基づく相当な疑いがあることは明らかであるとされ. 判断指針の示す基準によれば、Kの本件うつ病発症・ 自殺に業務起因性が認められるとされた例(アテスト [ニコン熊谷製作所] 事件・東京高裁平21.7.28判決)

損害賠償:注意義務 Y2社社員であり、K所属の係 のチーフであったCは、Kの使用者であるYっ社に代 わって、Kに対し業務上の指揮監督を行う権限を有し、 Kの就業過程全般について管理監督していたもので、 Kの過重労働等を認識し得たといえるところ、これを 認識しつつ承認したか、少なくとも放置したと推認で き、CにはKの心身の健康を損なうことのないように する注意義務に違反した過失があり、Kの死亡につき Cに不法行為が成立し、Y2社はCの使用者としてK

.....990-50

の死亡による損害を賠償する責任を負うとされ、また、 労働者派遣事業を行う者は、派遣労働者を派遣した場 合, 当該派遣労働者の就業の状況を常に把握し, 同人 が過重な業務に従事することなどにより, 心身の健康 を損なうことを予防する注意義務を負うと解されると ころ、Y1社はKの就業状況を把握しておらず、当該 注意義務違反の過失があり、Y1社にはKの死亡につ き不法行為が成立するからこれによる損害を賠償する 責任を負うとし、さらに一審被告らの責任は不真正連 帯の関係に立つとされた例(アテスト〔ニコン熊谷製 作所〕事件·東京高裁平21.7.28判決)······990-50

損害賠償:過失相殺・素因減額 Kの損害につき3割 減額するとした一審判決(東京地判平17.3.31労判894 号21頁)が変更され、 Y_1 社および Y_2 社に対し、損害 額全額(合計7058万余円)の連帯支払いが命じられた 例(アテスト〔ニコン熊谷製作所〕事件・東京高裁平 21.7.28判決)………990-50

損害賠償:若年営業担当者の急性心不全死 一般住宅 の設計・建築を業とするZ社において営業担当として 勤務していたK(死亡当時25歳)が、勤務終了後の午 後9時前頃から、店長とともに所属するバレーボール チームの試合に参加し、同日深夜に自宅で急性心不全 で死亡した件につき、Kに基礎疾患は明確には認めら れず、他方、Kの発症前1か月の時間外労働時間は99 時間22分に達し、死亡前7か月間でみても明らかに過 重であり、また、Kの業務には精神的緊張を強いられ るものが含まれていたことなどからすれば、Kには日 常業務に比較して特に過重な精神的、身体的負荷が生 じており、Kの死亡とその業務との間には相当因果関 係があるとされ、Z社はKの長時間の時間外労働をタ イムカードや現場日報、営業日報から知り得たにもか かわらず、Kの労働時間を減らす措置を講じなかった もので、仮にKの長時間労働が上司の命令ではなく自 発的意思に基づくものであったとしても、 Z 社には安 全配慮義務違反が認められるとされた例(オーク建設 〔ホームテック〕事件・広島高裁松江支部平21.6.5判 決) …………990-100

│損害賠償:過失相殺・素因減額│ Kの生活上の不摂生 にかかる過失相殺・素因減額につき、50%を相当とし た一審判断(鳥取地米子支判平20.5.15労判未掲載)が 変更され、30%が相当とされ、 Z社の承継会社である 被告 Y 社に対し、総額5902万余円の支払いが命じられ た例(オーク建設〔ホームテック〕事件・広島高裁松 江支部平21.6.5判決) 990-100

|損害賠償:不正経理を行っていた営業所長のうつ病自 殺 営業所長就任直後から不正経理を開始・継続し

自殺したKにつき、上司らがKに対し、不正経理の解 消や工事日報の作成についてある程度厳しい改善指導 をすることは、上司らのなすべき正当な業務の範囲内 にあるものといえ、社会通念上許容される業務上の指 導の範囲を超えるものとは評価できず、上司らの叱責 等を違法ということはできないとされ、また、本件発 症・自殺につきKの上司らには予見可能性がなかった として, 一審被告Y社の安全配慮義務違反が否定され, Kの遺族ら(一審原告)の損害賠償請求を一部認容し た一審判断(松山地判平20.7.1労判968号37頁)が取り 消された例(前田道路事件・高松高裁平21.4.23判決)

.....990-134

損害賠償:農協職員の係長昇格後のうつ病自殺 被告 Y農協の販売部青果課に勤務していたKの同課係長昇 格後の自殺につき、本件警備報告書等の客観的証拠に 照らせば、Kには過重な業務負担があり、長時間労働 を余儀なくされていたものと認められ、また、自殺前 日の上司(A課長)による叱責は、相当の長時間にわ たる厳しいものであった等として、Kの自殺につき業 務起因性を認め、Y農協には、Kの業務量を軽減する 措置を講ずる義務があり、かつそれが可能であったと いえるところ、Kの業務量増大に対し、1か月間程度 アルバイト2名を増員したほかは特段の負担軽減措置 を講じておらず、他方、Y農協はKを係長職に昇格さ せているが、同人が係長職にふさわしいかどうかを十 分検討したかは疑問であり、しかも初めて管理職に就 くKに対するフォローもなく、その結果、Kの業務量 はさらに増大したのであり、そうした状況下において、 本件異物混入事件が発生し、またA課長による叱責が なされたのであって、これが決定的打撃となってKの うつ病エピソードを悪化させたと推認するのが相当で あるとして, Y農協の安全配慮義務違反が肯定され, Y農協の安全配慮義務違反とKの自殺との間には因果 関係があり、Y農協は不法行為責任を負うとして、遺 族らの損害賠償請求につき、損益相殺のうえ、合計1 億398万余円の支払いが命じられた例(音更町農業協 同組合事件・釧路地裁帯広支部平21.2.2判決)

.....990-196

争訟・その他

| 消滅時効の起算点 | 関連行政訴訟の最高裁判決(最一 小判平15.12.22) 時を消滅時効の起算点と解して、本 件不法行為につき時効不成立とした一審判決が維持さ れた例(鉄道建設・運輸施設整備支援機構事件・東京 高裁平21.3.25判決) 984-48 | 懲戒解雇確定後の退職金請求の可否 | 懲戒解雇が有効 であることが確定した後にあらためて退職金訴訟を提 起することもなんら差し支えないとされた例(モルガ ン・スタンレー証券〔追加退職金〕事件・東京地裁平 20.6.13判決)969-61

民訴法260条2項 差戻前控訴審判決の仮執行宣言に 基づく債権差押命令によって労働者が受領した賃金の うち認容額を超過する部分につき、その返還と年6% の利率による遅延損害金の支払いが命じられた例(大 林ファシリティーズ〔オークビルサービス・差戻審〕 **事件** · 東京高裁平20.9.9判決) ······970-17

| 民訴法262条 2 項 | 原告 X 組合の団交申入れに十分な 対応をせずに破産申立をした被告 Y 1 社に対し、組合 員である原告Aらが破産管財人を被告とする訴訟(前 訴)を提起·取下げ後、Y1社らを被告とする本件訴訟 (後訴)を提起した件につき、本件後訴の提起は民訴 法262条2項により不適法となる余地があるが、実体 判断を踏まえた判断を行うとされ、X組合およびAら の損害賠償請求が棄却された例(津守自動車教習所ほ か事件・大阪地裁平20.11.26判決) ……… 981-107

民法536条2項の「責めに帰すべき事由」の立証責任 につき, 労働者において, 「労働契約上の債務の本旨に 従った履行(労務)の提供をしたのに、使用者がその 受領を拒絶した」という主要事実を主張立証すれば、 労働債務の履行の性質上, 時間の経過とともにその債

民法536条2項の「責めに帰すべき事由」の立証責任

務の履行は刻々と不能となり、かつ、その履行不能が 「債務者の責めに帰することのできない事由による」 という要件事実が主張立証されたことになるから、使 用者において、抗弁として、その受領拒絶が「債権者 の責めに帰することのできない事由 | によることを具 体的に立証しないかぎり、反対給付債権たる賃金請求 権が消滅することはないとされた例(いすゞ自動車[期 間労働者・仮処分〕事件・宇都宮地裁栃木支部平21.5.

12決定) ……………984-5

難病罹患と仮処分手続 重症筋無力症罹患を理由とす る正社員からパートタイム従業員への身分変更の効力 が争われた件につき、本件は主治医らの所見等の詳細 な検討や鑑定が不可欠であるから、 簡易迅速に審理を 行うものとされている民事保全手続によることは適切 ではない等のY社主張が否定され、本件を仮処分手続 で判断することの適法性が肯定された例(ケントク[仮 処分〕事件・大阪地裁平21.5.15決定)……989-70

損害賠償:取締役らの善管注意義務・忠実義務違反 株式会社の取締役および監査役は、会社に対する善 管注意義務ないし忠実義務として、会社に労基法37条 を遵守させる義務を負っているところ、代表取締役で あった被告Kおよび取締役ないし監査役であった被告 3名は、悪意または重過失により当該義務に違反した として. 原告らの未払割増賃金相当の損害賠償請求が 認められた例(昭和観光〔代表取締役ら・割増賃金支 払義務〕事件·大阪地裁平21.1.15判決)······979-16

損害賠償:参事の注意義務違反 貸付金の回収不能に ついての注意義務違反等を理由とするX社の理事兼参 事Yに対する損害賠償請求が棄却された例(相生市農 協〔参事·損害賠償〕事件·神戸地裁姫路支部平20.11. 27判決) ………979-26

|損害賠償:横領行為に間接的に関与した職員の注意義 務・使用者責任,過失相殺 元職員Bによる一審原告 Xの預金着服につき、Bの不法行為責任が認められる とともに、預金口座開設等に関わった一審被告Yの職 員Dに注意義務違反の不法行為責任が認められ、Yに も使用者責任があるとして、これを否定した一審判断 が変更され、Dの不法行為によって生じたXの損害は、 Bが本件預金口座から引き出した1153万余円であると ころ. 過失相殺につき 7 割が相当であるとされた例(四 国労働金庫事件·高松高裁平20.8.14判決)···· 981-148

損害賠償:外国人技能実習生の不就労と取引先喪失・ 廃業 Yらの技能実習期間中の2度の不就労につき, いずれについてもYらに帰責性はないとして、それら の不就労によって取引先を失い当該部門が廃業したと してX社がYらに対してなした損害賠償請求(本訴) が退けられた例 (三和サービス [外国人研修生] 事件・ 津地裁四日市支部平21.3.18判決) 983-27

「損害賠償:居眠り運転による交通事故と運送会社らの 注意義務 大型トレーラーの運転手として勤務して いた一審被告Y社の従業員Aが、高速道路上で交通事 故を起こして被害者3名を死亡させたことにつき、Y 社およびAに対する遺族からの損害賠償請求を認める とともに、Aが本件事故を引き起こしたのは1か月の 拘束時間が503時間にも及ぶ過重な労働による疲労蓄 積が原因であるとし、 Y社の運行管理者ら (一審被告 C, D) および常務取締役であった一審被告Eについ ても共同不法行為の成立を認めた一審の判断(名古屋 地判平19.7.31労判983号62頁)が維持された例(井坂 倉庫ほか事件・名古屋高裁平20.12.25判決) …983-62

損害賠償:居眠り運転による交通事故と運送会社代表 者の注意義務 Y社の代表取締役Bにつき、Y社の 運転手の過酷な勤務体制を改善すべき注意義務があっ たにもかかわらず何ら改善措置を講じなかったのであ

り、Y社の長距離便の運転手らが過労状態で運転業務 に就いていることは十分認識していたものと推認で き、居眠り運転の発生も予見できたといえるとして、 本件事故の発生と当該義務違反との間の相当因果関係 を肯定し、Bについても共同不法行為の成立を認めて、 これを否定した一審の判断が変更された例(井坂倉庫 ほか事件・名古屋高裁平20.12.25判決) ……983-62

労働組合・組合活動・争議行為

労働組合:脱退勧奨による団結権侵害 被告 Y 1社と 輸送契約を締結していた被告Υ2社は, Υ1社の従業員 が労働組合を結成し、 Y 1社に対して労働条件の改善 等を求めたとしても, 直接にはこれに影響を受ける立 場になく、その労働条件を変更できる地位にもなかっ たこと等に照らすと、Y2社の工場長兼取締役Aが、 Y_1 社勤務の原告 X_2 および X_3 に対して、同 X_1 組合 からの脱退勧奨をしたとは認められないとして、同人 らによる、 Y 2 社に対する団結権侵害による損害賠償 請求がいずれも否定され、また、X1組合に対する関 係でも、違法に団結権を侵害したとは評価できないと して、X1組合の同社に対する損害賠償請求が否定さ れた例(田中興業エンタープライズほか1社事件・東 京地裁平20.9.22判決)976-48

労働組合:便宜供与不再開 | 被告 Y 社の原告 X 労組に 対する便宜供与の廃止・不再開につき、相応の合理性 があり、また本件便宜供与の廃止が不当労働行為であ るとの評価を免れないとしても、その故をもって使用 者に,廃止したチェックオフや組合事務所賃料負担を 復活すべき法律上の義務があるとはいえないとして、 本件便宜供与不再開を理由とする損害賠償請求が棄却 された例(太陽自動車〔太陽自動車労組〕事件・東京 地裁平21.3.27判決) ………986-68

組合活動:街宣活動と不法行為 被告職員ら所属の労 働組合による街宣活動につき、組合活動として相当な 範囲を逸脱したとは認められないとして、原告使用者 による損害賠償請求が棄却された例(住之江A病院[退 職金等〕事件・大阪地裁平20.3.6判決) …… 968-105

組合活動:街頭署名活動への抗議・中止要請 使用者 Xによる、Z組合の署名活動に対する抗議・中止要請 を支配介入に当たるとした中労委命令が適法とされた 例(国・中労委[函館厚生院]事件・東京地裁平20.3. 26判決) ………969-77

|組合活動:組合年休慣行 │ 県立高校の現業職員である 原告らが行っていた、勤務時間中に、正規の年休取得

によらずに組合活動をすることを許容する「組合年休」 慣行につき、相当期間にわたり反復継続され、任命権 を有する県教委が事実上黙認していたとしても、勤務 時間中の組合活動は、地方公務員法55条の2第6項や 条例の定めに違反し、同法35条所定の職務専念義務に 反するものであって、 県教委が規範意識をもってこれ を承認するということは認めがたく、法的効力を有す る労使慣行として成立していたとはいえないとされた 例(広島県・広島県労委ほか〔県教委・組合年休〕事 件,広島地裁平20.5.21判決).....978-66

│組合活動:ビラ配布と不法行為│ X加入の訴外組合に よる, Y社取締役の一審被告 Y 1 および Y 2 の自宅周辺 でのビラ配布行為につき、名誉毀損による損害賠償請 求を認めた一審判断が維持された例(インフォーマ テック事件・東京高裁平20.6.26判決)…978-93(ダ全)

争議行為:指名スト中の演説, ビラ貼付 │ 指名ストラ イキ中に, ハンドマイクで演説をしたり, 多数のビラ を貼付した組合員下の行為は、事業場の正常な業務の 運営に支障をもたらし、施設管理権を侵害する行為で あり、正当な争議行為と認められないとされた例(国・ 中労委〔エクソンモービル・出勤停止処分等〕事件・ 東京地裁平20.10.30判決) ………976-29

争議行為 外国人実習生 Y らの平成19年 8 月27日の不 就労についての帰責性につき、X社による作業方法変 更、仕事のノルマ増等の通告は労働契約の不利益変更 に該当し、 Yらは労働法上の労働組合とはいえないが 憲法上の団交権および争議権の保障を受けるところ、 当該不就労はストライキとして適法であるとされ、ま た、Yらは一方的に変更された条件や作業方法により 就労する義務を負うとはいえない等として、Yらの同 日の不就労にかかる帰責性が否定された例(三和サー ビス [外国人研修生] 事件・津地裁四日市支部平21.3.

団 体 交 渉

|交渉主体:現雇用労働者不在の支部組合 │ 労組法7条 2号において使用者が団交応諾義務を負う要件とされ る「使用者が雇用する労働者の代表者」であることは、 団体交渉を申し入れた時点で充足していることを要す る交渉の適格要件ではあるが、使用者が団体交渉応諾 を拒否し続けた後に、救済命令により団体交渉に応じ る時点まで充足されていなければならないとする継続 要件ではないとされ、本件団交申入事項のうちの一部 の問題については、退職後であっても金銭的な解決が 可能な事項であり, 本件救済命令発令後に, 組合支部

に現に使用する従業員が存在しなくなったことのみを 理由として、本件救済命令がその基礎を失って拘束力 を失うとされることはないとされた例(国・中労委〔ネ スレ日本島田工場・団交〕事件・東京高裁平20.11.12 判決)971-15

| 交渉主体 | 原告組合が、参加人会社に対し、元従業員 らによる組合分会結成を通知するとともに、石綿曝露 に関し団交要求した件につき,本件団交要求は、2名 の元従業員(A, B)の在職中に発生した事実に起因 する紛争に関してされたものであり, 両名が加入して いる組合は「使用者が雇用する労働者」の代表者に当 たるとされた例(兵庫県・兵庫県労委[住友ゴム工業] 事件·神戸地裁平20.12.10判決) · · · · · · · 973-5

| 交渉主体 | 労働者が自らの雇用契約上の地位を争い, その所属する労働組合が使用者に団体交渉による解決 を求めたときは、その合理的期間内に団体交渉の申入 れがされているのであれば、当該労働者を労働組合法 7条2号の「雇用する代表者」に該当するものとして 扱い、当該労働組合が団体交渉の当事者となるという のが相当であるとされた例(国・中労委[オンセンド] 事件·東京地裁平20.10.8判決)·····973-12

| 交渉主体:現雇用労働者不在の支部組合 | 労働組合に 使用者に現に雇用されている組合員が存在しなくな り、かつ、組合員が使用者の従業員としての地位を争 う等の事情もないような場合には、当該労働組合と使 用者との間で継続的な労使関係の維持改善を目的とす る団体交渉を行うことは不可能であり、使用者に団体 交渉の応諾を命じる救済命令については、救済の手段 方法としての意義は失われたというべきであるから. 当該労働組合の組合員が原告会社の従業員としての地 位の存否を争っているような場合を除き、団体交渉を 命ずる当該救済命令は、その基礎を失って効力を失う と解するのが相当であるとされた例(国・中労委〔ネ スレ日本霞ヶ浦工場・団交〕事件・東京地裁平20.11. 19判決) ………980-44

│交渉主体:現雇用労働者不在の支部組合│ 組合員の退 職により、現に雇用される労働者である組合員が労働 組合に1人もいなくなった場合、そのことだけの理由 で、退職以前に申し入れていた団体交渉について、使 用者の団体交渉応諾義務が当然に消滅すると解するの は相当でなく、また、労組法7条2号の「使用者が雇 用する労働者の代表者」における雇用の要件は、団体 交渉申入れ時点において具備すれば足りると解するこ とは文理的にも十分可能であり合理的であるとされた 例(国・中労委〔ネスレ日本霞ヶ浦工場・団交〕事件・ 東京高裁平21.5.21判決) 988-46 □ 団交応諾義務:大衆団交 団体交渉とは、労働組合と 使用者または使用者団体が、自ら選出した代表者(交 渉担当者) を通じて労働協約の締結を目的として行う 統一的交渉のことであるから、使用者は、労働組合か ら交渉担当者以外に多数の組合員が参加する方式の団 体交渉を申し入れられた場合には、原則として、交渉 体制が労働組合に整っていないことを理由として, 交 渉体制が整うまでの間、団体交渉を拒否できるという べきであるが、団体交渉においては、労使間の自由な 意思(私的自治)ができる限り尊重されるべきである から, 交渉の日時, 場所, 出席者等の団体交渉手続に ついて、労働協約に定めがある場合は、そうでなくて も労使間において労使慣行が成立している場合には、 当該労使慣行は労使間の一種の自主的ルールとして尊 重されるべきであり、労使双方は、労働協約または労 使慣行に基づく団体交渉手続に従って団体交渉を行わ なければならず、使用者がこれに正当な理由がなく応 じないことは、 労組法 7条 2号の団体交渉拒否に当た るものとされた例(国・中労委[函館厚生院]事件・ 東京地裁平20.3.26判決)…………969-77

団交応諾義務:大衆団交型の交渉手続変更,協約解約

団体交渉の方式として「組合員参加型団体交渉」に よるとの労使慣行が成立していたとされ、団体交渉手 続の変更および協約の解約に関するZ組合からの団交 申入れに対し、使用者である社会福祉法人Xが当該方 式での団交には応じなかったことが不当労働行為に当 たるとされた例(国・中労委[函館厚生院]事件・東 京地裁平20.3.26判決)969-77

団交応諾義務:就業規則変更 定昇に関する就業規則 の変更に際し、実質的には団体交渉であったと解され る事務折衝を行っていたものであるから、Xは団体交 渉を拒否したとはいえないとされた例(国・中労委[函 館厚生院] 事件・東京地裁平20.3.26判決)……969-77

団交応諾義務 原告学校法人は、組合が行った29項目 の要求事項のうち、少なくとも組合員の労働条件に関 する個別・具体的な事項(義務的団交事項)について は団体交渉に応じる義務があった等として、上記事項 に関する団体交渉に応じなかったことが不当労働行為 に当たるとされた例(大阪府労委[塚本学院・配転等] 事件·大阪地裁平20.6.25判決)·····970-46

|団交応諾義務:契約終了後の離職票発行遅延| 地位保 全等を求める仮処分申立事件において、本件組合の組 合員Cの労働契約終了、退職金および和解金の支払い 等の和解が成立後、離職証明書の離職理由等をめぐる 争いが生じ、これについて組合が申し入れた団交を原 告が拒否した件につき、本件団交申入れの時点におい

ては、原告とCとの間の雇用関係は確定的に終了して おり、離職票の発行手続に関しても、原告が行うべき ことは存在しない状態となっており、また、団交事項 と解される損害賠償についての団体交渉が行われたと しても、Cの労働条件その他の労働者の待遇そのもの が左右されるとは認められず、本件団交申入れにかか る事項は義務的団交事項とは認められないとされ、原 告が本件団交申入れに応じなかったことは労組法7条 2号の不当労働行為に当たらないとして, 団交応諾を 命じた本件命令が違法として取り消された例(東京都 労委〔A商店・団交拒否〕事件・東京地裁平20.9.18判 決) ………972-90(ダ)

|団交応諾義務:退職者らの石綿曝露| 組合は元従業員 のA、Bを代表する労働組合であり、石綿曝露に関す る本件団交要求につき、会社は団交応諾義務を負うと され、組合の本件救済申立を却下した労委命令が取り 消された例(兵庫県・兵庫県労委〔住友ゴム工業〕事 件·神戸地裁平20.12.10判決) ······ 973-5

□ 団交応諾義務 □ 本件団交拒否は不当労働行為に該当 し、中労委命令後に行われた団交の態様等から、依然 として本件団体交渉事項(契約更新問題, セクハラ問 題)について、会社に団体交渉を行うことを命じる救 済の利益があるとされた例 (国・中労委 [オンセンド] 事件・東京地裁平20.10.8判決)…………973-12

団**交応諾義務** 合唱団員Gの次期シーズン契約にかか る団交拒否の不当労働行為性を否定した一審判断が維 持された例(国・中労委〔新国立劇場運営財団〕事件・ 東京高裁平21.3.25判決)……………981-13

団交応諾義務 特定の組合員に対する懲戒処分に関す る事項も義務的団交事項に該当し、事前団交に何ら不 都合はなかったとして、懲戒処分後に団体交渉を行う とした病院の対応が、労組法7条2号の不当労働行為 に当たるとされた例(国・中労委〔医療法人光仁会〕 事件・東京地裁平21.2.18判決)·····981-38

| 団交応諾義務 | 破産申立をしたY₁社につき, 当時の Y」社の経済状況からすると、特段の事情でもないか ぎり経営状況改善のための起死回生の妙案はなく. 団 体交渉が具体的に進展するという特段の事情もなく. 他方で資金繰りを始めとする今後の方策を策定しなけ ればならない中で、同社の代表取締役であった亡Zが 団交を短時間としたり、さしたる内容の交渉とならな かったことをもって、直ちに理由のない団体交渉拒否 と判断することはできないとされた例(津守自動車教 習所ほか事件・大阪地裁平20.11.26判決) …… 981-107

団交応諾義務
原告Y社と個人業務委託契約を締結し

て修理サービス業務に従事するカスタマーエンジニア (CE) らが結成した組合分会らに対する団交拒否に つき, 同人らは労組法上の労働者と認められ, 本件団 体交渉要求事項は義務的団交事項に当たるとして、Y 社に団交応諾等を命じた労委命令に対する取消請求が 棄却された例(国・中労委〔INAXメンテナンス〕 事件・東京地裁平21.4.22判決)………982-17

団交応諾義務 個人代行店は労組法上の労働者に当た るとはいえず、その待遇改善を求める本件団交申入れ は義務的団交事項について団交を求めるものとはいえ ない等として、個人代行店を労組法上の労働者と認め て団交応諾等の救済命令を発した中労委の判断が取り 消された例(国・中労委〔ビクターサービスエンジニ アリング〕事件・東京地裁平21.8.6判決) …… 986-5

団交応諾義務
控訴人Y社と個人業務委託契約を締結 して業務に従事するカスタマーエンジニア(CE)ら が結成した組合分会らに対する団交拒否が争われた事 案につき、同人らの労組法上の労働者性が否定され、 Y社に団交応諾等を命じた労委命令を適法とした一審 判決(東京地判平21.4.22労判982号17頁)が取り消さ れた例(国・中労委〔INAXメンテナンス〕事件・ 東京高裁平21.9.16判決) 989-12

誠実交渉義務:不誠実団交と不法行為 平成13年度の 賃金体系変更をめぐる紛争の解決経緯に照らせば、「便 宜供与は今後双方前向きに協議する」との改善点を含 む本件7項目改善点について、H交運と密接な関係を 有するY社は、H交運A理事長が作成・約束した事項 を尊重し、誠実に団体交渉すべきであったところ、Y 社が、上記書面の存在等を認識しながら、これを無視 する極めて不誠実な態度をとり、便宜供与復活の検討 について結論先行の形式的団交を相当長期間にわたり 継続したことは、団体交渉権ひいては団結権を著しく ないがしろにするものとして不法行為を構成するとさ れ、Y社に50万円の支払いが命じられた例(太陽自動 車 [太陽自動車労組] 事件・東京地裁平21.3.27判決)

労 働 協約

.....986-68

|効力:最低保障給減額| 系列会社から被告Υ社に移籍 した原告 X₁らが加入する労働組合が締結した、移籍 労働者の最低保障額は個別に定める旨の労働協約につ いて、X₁らが組合を通じて保障約束を守るよう要求 している状況下で締結され、これに何の言及もなく従 前の最低保障給を減額するもので、解決金等の代償措 置もなく、X1らにかかる紛争を終結させた証拠もな いから、労働者の地位の向上を目的とする労働組合が かかる合意をなすとは容易に考えられず、合理的に解 釈すれば、上記労働協約は、当面、Y社が最低限支払 うべき金額を定めたものにすぎない等として、その効 力が否定された例(日本通運〔日通淀川運輸〕事件・ 大阪地裁平20.9.26判決) · · · · · · · 974-52

| **効力** | 被告学校法人と原告ら所属の労働組合との間で の04年度労働協約の締結以後、春闘交渉がまとまらな い中で、被告が給与体系表 2 に基づく賃金を支給した ことに対し、原告らが04年度協約に含まれる給与体系 表1との差額賃金等の請求をなした件につき, 当該協 約の翌年度以降の効力が否定され、原告らの請求がい ずれも棄却された例(学校法人大阪経済法律学園事 件 · 大阪地裁平20.11.20判決) · · · · · · · 981-124

| 効力:同時締結の2協約の性質と破棄通告の効果 | 原 告パート従業員Xが所属する組合分会と被告Y社との 間で同時に締結された。①パート従業員にも60歳定年 制を適用する旨の本件定年制協約と,②組合員16名(X を含む) については①の適用除外とする旨の本件定年 制除外協約について、 Y社が2の協約のみ破棄する旨 通告した件につき、 両協約は不可分一体のものとして 締結されたところ、本件定年制除外協約のみを解約す ることはできないとされ、本件破棄通告によって本件 両協約が解約されたとしても、パート職員については 平成8年5月以前の定年制の採用もない状態に戻るこ とになり、いずれにせよ60歳定年制の適用はなく、X は60歳を経過した現在も従前と同様の雇用契約上の地 位を有していると認められるとされた例(東京都自動 車整備振興会〔定年制除外協約〕事件・東京地裁平21. 3.6判決)………983-91(ダ全)

| 効力:手続違反等 | 本件各労使協定のうち、労基法を 下回る部分が無効とされ、また、住宅手当・乗車手当 減額に関する部分につき、当該労使協定は、組合規約 に反して、組合大会の付議・決議を経ずに締結された もので組合の意思表示にその代表権に加えられた制限 に反する瑕疵があるといえ、当該労使協定は無効であ るとされた例(淀川海運事件・東京地裁平21.3.16判決)988-66

適用:破産申立と事前協議・雇用保障協約違反 | Υ 1 社が本件破産申立についてX組合と協議し同意を得な かったとしても、企業閉鎖等に関する事前協議等を定 めた平成6年協約に違反する違法な行為とはいえず. また、「中期的(5年間)の事業継続および組合員の雇用 保障」を定めた平成15年協約は、雇用保障への期待を 基礎づけるものと解するのが当事者の合理的意思に合 致し, Y1社の本件破産申立は, 平成15年協約に違反す

る違法な行為ということはできないとされ、Yらの団 交拒否,協約違反の行為,組合排斥意図のY」社破産 によって、X組合につき無形的損害を、組合員Aらに つき賃金等相当の損害を被ったとしてなされた損害賠 償請求が、いずれも棄却された例(津守自動車教習所 ほか事件・大阪地裁平20.11.26判決) …… 981-107

不当労働行為

|不利益:昇格差別│ 組合員2名について昇格差別を認 めた中労委命令(初審命令一部変更)が取り消され、 同人らを含む組合員9名の不昇格について不当労働行 為性が否定された例(国・中労委〔住友重機械工業・ 昇格差別〕事件・東京地裁平20.11.13判決) …… 974-5

|不利益:低査定に基づく賞与支給 │ 参加人組合の組合 員であるAおよびBに対する低査定とそれに基づく低 額賞与支給の不当労働行為性が争われた件につき、労 働組合法7条1号の不利益取扱いの成立については, これを主張する被告中労委が、①本件役員考課の低査 定がAおよびBに対する不利益な取扱いに当たるこ と. ②AおよびBが労働組合に加入し、労働組合の正 当な行為をする等したこと、③原告 X 社が②の故を もって①の不利益な取扱いをしたことを立証しなけれ ばならないところ、本件役員考課におけるAおよびB に対する低査定については、上記3要件のうち、少な くとも①の要件が立証できておらず、不当労働行為を 認めることはできないとされ、よって、本件役員考課 の低査定を不利益取扱いに当たるとした中労委命令は 取消しを免れないとされた例(国・中労委〔竹屋〕事 件・東京地裁平20.11.17判決) ………980-67

|不利益:不合格措置│ 合唱団員Gの試聴会審査不合格 措置の不当労働行為性を否定した一審判断が維持され た例(国・中労委〔新国立劇場運営財団〕事件・東京 高裁平21.3.25判決) 981-13

| 不利益:採用候補者名簿不記載 | 国鉄による本件採用 候補者名簿不記載が不当労働行為に当たるとして不法 行為の成立を認めた一審判決が維持されたが, 一審原 告らのうち除外される者が一審判決の5名から10名に 変更された例(鉄道建設・運輸施設整備支援機構事件・ 東京高裁平21.3.25判決) …… 984-48

| 不利益:譲受会社の採用拒否 | 労使関係や事業譲渡に 至った経緯、キャディー職としての組合員の採用状況 のほか、承継内容が事業契約者の自由な意思に任され ていることを総合すると,本件事業譲渡に伴う雇用の 解消が不当労働行為であったとも認められないし,

Y」社の採用時における雇入れ拒否も不利益取扱いと はならないとされた例(南海大阪ゴルフクラブほか事 件 · 大阪地裁平21.1.15判決) · · · · · · · · · 985-72

│不利益・介入:配転 │ 組合三役ならびに執行委員を務 めている大学教職員5名に対する。一部勤務場所の変 更を伴う配転命令が不利益取扱いおよび支配介入に当 たるとされた例(大阪府労委〔塚本学院・配転等〕事 件 · 大阪地裁平20.6.25判決) · · · · · · · · 970-46

不利益・介入:雇止め 会社がなした、組合員の有期 パート社員Cに対する本件雇止めにつき、不当労働行 為の成立が否定された例(国・中労委〔オンセンド〕 事件·東京地裁平20.10.8判決)·····973-12

「不利益・介入:懲戒処分」 原告組合の組合員Fに対す る、VDT業務の拒否、配転命令拒否、職場離脱、指 名スト、マイク演説等による業務妨害などを理由とす る出勤停止15日間の懲戒処分が不当労働行為に当たら ないとされた例(国・中労委 「エクソンモービル・出勤 停止処分等〕事件:東京地裁平20.10.30判決)…976-29

| 不利益・介入:賃金カット | Fによる指名ストは正当 な争議行為とは認められず、会社が指名ストの日を欠 勤扱いし、欠勤が多いことから有給休暇を付与できな いとしてFの有給休暇の取得を認めずに賃金カットし たことが不当労働行為に当たらないとされた例(国・ 中労委〔エクソンモービル・出勤停止処分等〕事件・ 東京地裁平20.10.30判決) ………976-29

「不利益・介入:組合年休慣行の破棄,調査実施,職務 **命令違反等** (i) 「組合年休」 慣行の一方的破棄, (ii)こ れについての調査実施および調査票提出を求める職務 命令、(iii)Aらが本件調査において「記憶にない」との 記載をした調査票を提出したことを理由とする戒告処 分が、いずれも不当労働行為に当たらないとされ、A らによる本件県労委命令の取消請求が棄却された例 (広島県・広島県労委ほか [県教委・組合年休] 事件・

|不利益・介入:労労対立下での配転命令| 労労対立下 で、参加人 Z 1 組合の組合員である車掌職らに発せら れた札幌から釧路への配転命令につき、本件転勤命令 には不利益性が十分に認められるところ、業務上の必 要性および一定の合理性は認められるものの、X社が Z₁組合結成に対して不快の念,嫌悪の情を抱いてい たこと、X社が他組合に比べ人事等に関する情報提供 に差をつけた疑いがあること、不意打ちとも言いうる 状況下での転勤命令であること, 転勤対象者の原職場 におけるZ」組合の影響力低下が容易に予想できたこ と、転勤の実施態様が稚拙かつ唐突であること等の間

接事実から、本件転勤命令という不利益な処分は不利 益取扱いおよび支配介入に当たるとして、原職復帰お よび謝罪文掲示等を命じた中労委命令に対する。原告 X社からの取消請求が棄却された例(国・中労委〔J R北海道・転勤〕事件・東京地裁平20.12.8判決)

.....980-31

不利益・介入:配車差別 被告 Y 社が,本件配車方針 の継続により、貸切バスの配車において、長時間・長 距離のバス乗務を、原告労組の組合員よりもY社から 事業を承継した新会社所属の非組合員に優先的に配車 したことが、労組法7条1号および同3号の不当労働 行為に該当するとされた例(奥道後温泉観光バス〔配 車差別等〕事件・松山地裁平21.3.25判決)……983-5

不利益・介入:配転 労労対立下でなされた、参加人 Z₁組合の組合員である車掌職らに対する札幌から釧 路への転勤命令につき、これを不当労働行為に当たる とした中労委命令の当否が争われた件につき、本件転 勤命令には不利益性が十分に認められ、本件間接事実 を総合すると、本件転勤命令は不当労働行為意思に基 づくものと推認できるとし、よって一審判決(東京地 判平20.12.8労判980号31頁) は相当であり、 Y社の本 件控訴を棄却するとされた例(国・中労委「JR北海 道・転勤〕事件・東京高裁平21.9.24判決)

……989-94(ダ全)

団交拒否:救済命令の拘束力 団交応諾等を命じた本 件救済命令のうち, どの部分が, 組合支部の組合員が 退職者のみとなったことを理由に実質的に拘束力を 失ったかの審理をつくし、そのうえで、本案審理を行 うことが必要であるとして、本件一審判決(東京地判 平20.6.19労判971号21頁)が取り消され、原審差戻し とされた例(国・中労委[ネスレ日本島田工場・団交] 事件·東京高裁平20.11.12判決) ······971-15

| 団交拒否:救済命令の拘束力 | 原告会社の不当労働行 為を認め、団交応諾および文書手交を命じた本件中労 委命令に対する取消請求につき、当該命令は原告会社 の従業員である組合員がいなくなったことからいずれ もその拘束力を失ったといえ、原告会社にはこれに従 うべき義務がないから、本件訴えは却下を免れないと された例(国・中労委[ネスレ日本霞ヶ浦工場・団交] 事件・東京地裁平20.11.19判決) ………980-44

| 団交拒否:救済命令の拘束力 | 団交応諾、文書手交等 を命じた本件救済命令について、支部が在籍組合員を 欠くに至ったことからその基礎を失い拘束力を失った とした一審の判断は失当であり、なお、救済命令が拘 東力を失う前に、その履行の有無を要する特段の事情 が存するか否かについて審理をすべきである等とし て、本件救済命令を取り消す法律上の利益が消滅した として本件訴えを却下した一審判決(東京地判平20. 11.19労判980号44頁)が取り消され、事件が原審に差 し戻された例(国・中労委〔ネスレ日本霞ヶ浦工場・ 団交〕事件・東京高裁平21.5.21判決)……988-46

| 介入:街頭署名活動への抗議・中止要請 | 使用者 X に よる、Z組合の街頭署名活動に対する抗議・中止要請 等が、労組法7条3号の不当労働行為とされた例(国・ 中労委〔函館厚生院〕事件・東京地裁平20.3.26判決)969-77

「介入:脱退勧奨 人事部長による本件言動につき,会 社の意を表したものといえ、組合員のC個人に働きか けることによって、同人の組合脱退を慫慂するものと して支配介入に当たるとされた例(国・中労委〔オン センド〕事件・東京地裁平20.10.8判決)……973-12

|介入:組合旗設置を理由の懲戒処分| 本件組合旗設置 を許さないことは施設管理権の行使として正当なもの であり、同設置を正当な組合活動ということはできず、 原告の病院がこれにつき懲戒処分を行うこと自体は不 相当とはいえないが、使用者側の対応にも問題があり、 また本件懲戒処分(停職3か月)は相当重い処分であ り、過去に処分例もなく十分に審議された形跡もない ことから, 本件懲戒処分は, 組合活動に対する嫌悪を 主たる動機として行われたもので、 労組法7条3号の 不当労働行為に当たるとされ、病院の中労委命令取消 請求が棄却された例(国・中労委〔医療法人光仁会〕 **事件**・東京地裁平21.2.18判決) ······981-38

介入:監視カメラ等の設置等 Y社による事務室への 監視カメラ等設置が、労組法7条3号の不当労働行為 に当たるとされた例(奥道後温泉観光バス〔配車差別 等〕事件·松山地裁平21.3.25判決)······ 983-5

| 介入:掲示物撤去 | 本件労働協約における撤去要件に 該当するか否かを検討するに当たっては、当該掲示物 が全体として何を伝えようとし、訴えようとしている かを中心として、実質的に撤去要件を充足するか否か を考慮すべきであり、細部の記述や表現のみを取り上 げて判断すべきではないし、撤去要件に形式的には該 当しても、その内容、程度、記載内容の真実性等の事 情を実質的かつ総合的に検討し、当該掲示物の掲示が 正当な組合活動として許容される範囲を逸脱していな いと認められる場合には、 当該掲示物の撤去行為は、 組合に対する支配介入として不当労働行為に当たると された例(JR西日本〔森ノ宮電車区・日勤教育等〕事 件 · 大阪高裁平21.5.28判決) · · · · · · · 987-5 損害賠償:不利益(昇進・賃金差別) 昇進に関して 組合員と非組合員との間に差別があるというために は、比較されるべき両集団の構成員数が相当程度のも のであって, 両集団に入社時期, 学歴, 職歴, 在籍年 数(年功)等の事項についても相当程度の共通性があ ることが必要であるところ、原告Xらが指摘する従業 員集団は、相当程度の規模と共通性を備えておらず、 組合員であるXらと非組合員との差が組合員であるこ とを理由としたものであるとは推定できないとされ、 また、組合員を理由として役職が付与されていないと いうことも難しく、被告Y社がXらについて昇進・賃 金差別をしたとは認められない等として、同人らの昇 進・賃金差別にかかる損害賠償請求および慰謝料請求 がいずれも棄却された例(日本メール・オーダー事件・ 東京地裁平21.4.13判決)…………986-52

損害賠償:不利益(労働条件検討機会不提供) 使用 者は, 労働者に対し, 労働契約上, 労働組合員である ことを理由として役職の付与等に関して不平等・不利 益に取り扱ってはならない信義則上の義務を負い、か かる義務には、役職の付与や賃金額の不平等取扱いの 前提となる賃金制度等の労働条件を検討する機会の提 供についても、組合員であることを理由として不利益 に取り扱うことを禁止することをも含むと解すべきで あり、使用者が賃金をめぐる団体交渉に臨むに当たっ て、賃金制度を説明し労働組合に検討する機会を与え なかった場合には、特段の事情のないかぎり前記義務 に違反し、組合員であることを理由とする不利益取扱 いと推認するのが相当であるとされた例(日本メー ル・オーダー事件・東京地裁平21.4.13判決)…986-52

損害賠償:不利益(賃金制度変更の検討機会不提供)

Y社は本件職能給の制度変更につき、Xらの所属組 合に検討の機会を与えておらず、そのような説明、対 応を正当化するだけの特段の事情も認められないか ら、Y社はXらに対し、上記信義則上の義務違反を理 由として債務不履行責任を負うとされ、Xらにつき、 慰謝料として120万円が認められた例(日本メール・ オーダー事件・東京地裁平21.4.13判決)……986-52

損害賠償:不利益・介入(配転) 被告Y1社の従業員 であり、原告 X_1 組合の分会長であった原告 X_2 に対す る車庫所長を解任する旨の配転命令につき、Y1社は、 X₂に車庫所長としての適格性がないことよりも、X₂ がX1組合の構成員であることを重視して、そのこと の故をもって本件配転命令を発したと推認でき、本件 配転命令は労組法7条1号, 3号に該当する不当労働 行為と認められるから無効であり、また、不法行為上 も違法であるとされ、本件車庫業務が存在していた平

成20年3月までの責任者手当および運行管理手当の合 計46万円がX2の損害と認められ、Y1社はX2が責任 者および運行管理者として業務を行っていなくとも同 額を賠償する義務を負うとされ、また、X2の慰謝料 請求につき20万円が認められ、さらに、Y1社は、X1 組合に対しても不法行為費任により、無形損害額20万 円の賠償責任を負うとされた例(田中興業エンタープ ライズほか1社事件・東京地裁平20.9.22判決)

.....976-48

| 損害賠償:不利益・介入 | 本件配車方針および監視カ メラ等の設置は不法行為に当たるとして、原告労組の 損害として、本件および関連事件における弁護士費用 のうち50万円が認められ、また、原告バス運転者らの 損害としては、慰謝料として原告1人当たり50万円、 弁護士費用として同10万円のほか,財産的損害として, 平等に配車を受けたならば得られたであろう賃金と実 際に同人らが受け取った賃金との差額が認められた例 (奥道後温泉観光バス〔配車差別等〕事件・松山地裁 平21.3.25判決)…………………983-5

| 損害賠償:不利益・介入(採用候補者名簿不記載) | 一 審原告らが国鉄から違法に不利益取扱いを受けたこと により正当な評価を受ける期待権を侵害されたこと。 国労の組合員であること等により同差別を受け、精神 的損害を被ったことによる損害の慰謝料として1人 500万円を認めた一審判決を維持したが、一審原告ら のうち追加的広域採用を辞退した6名の慰謝料額につ いては、各250万円とするのが相当として、一審認容額 が減額された例(鉄道建設・運輸施設整備支援機構事 件・東京高裁平21.3.25判決)……984-48

|損害賠償:介入(事業承継に伴う労働契約不承継) 本件クラブおよび本件クラブの理事等であった個人 被告4名. ならびにΥ2電鉄による不当労働行為が あったことを理由とする、Aらおよび組合の損害賠償 請求が棄却された例(南海大阪ゴルフクラブほか事 件 · 大阪地裁平21.1.15判決) · · · · · · · · 985-72

損害賠償:介入 本件掲示物撤去につき、本件掲示物 中2点に関して支配介入があったとした一審判断を維 持したうえで、これに加えて4点につき、全体として 実質的にみれば正当な組合活動として許容される範囲 を逸脱していないとして不当労働行為に当たるとし、 Yらは控訴人組合および同地本に対し、共同不法行為 責任に基づく損害賠償義務を負うとされた例(JR 西 日本〔森ノ宮電車区・日勤教育等〕事件・大阪高裁平 21.5.28判決) · · · · · 987-5

損害賠償:介入(子会社解散) 親会社が,子会社の業

務運営等に支配力を有し、子会社の従業員の待遇を左 右し得る場合、当該親会社は、子会社の従業員に対す る関係で労組法7条所定の使用者に該当し、支配介入 等の不当労働行為を禁止される立場にあるとされ、そ のような親会社が, 子会社に存在する労働組合を排除 するとの不当な目的を達するために子会社を解散さ せ、子会社従業員を解雇させた場合は、その解散およ び解雇は不当労働行為に当たるとともに不法行為も構 成し、当該親会社には、子会社の従業員が雇用の喪失 により被った損害を賠償する責任があると解され、こ のような場合、子会社の解散およびこれに伴う従業員 の解雇の全体が違法性を帯びることになるから、親会 社は、解散・解雇の当時に労働組合員ではなかった従 業員に対しても賠償責任を負うとされた例(ワイケー サービス〔九州定温輸送〕事件・福岡地裁小倉支部平

救済手続: 労組法上の労働者性 | 合唱団員 G につき, 労組法上の労働者には該当しないとした一審の判断が 相当とされた例(国・中労委〔新国立劇場運営財団〕 事件・東京高裁平21.3.25判決)………981-13

救済手続:労組法上の労働者性 労組法上の労働者性 の具体的判断は、労務提供者とその相手方との間の業 務に関する合意内容および業務遂行の実態における, 法的な従属関係を基礎づける諸要素(業務依頼に対す る諾否の自由、時間的・場所的拘束の有無、業務遂行 についての具体的指揮監督,報酬の業務対価性等)の 有無・程度等を総合考慮して決すべきであり、1つの 要素のみが絶対的な判断基準になるわけではないとさ れ,本件につき諸要素を考慮すると、CEらはY社の 事業組織の中に組み入れられており、その労働力の処 分につきY社から支配監督を受け、これに対して対価 を受けていると評価できるから、労組法上の労働者に 当たるとされた例(国・中労委〔INAXメンテナン ス〕事件・東京地裁平21.4.22判決) ……982-17

|救済手続:労組法上の労働者性| 原告X社との業務委 託契約に基づいてその親会社製品の修理等業務に従事 する個人代行店らが労働組合として結成したとする補 助参加人分会等による団交申入れをX社が拒否した件 につき、個人代行店がその労働条件等についてX社か ら現実的かつ具体的に支配、決定されている地位にあ るとはいえず、また、個人代行店が得る収入が、その 労務提供の対価であるとも認められないとして, 個人 代行店の労組法上の労働者性が否定された例(国・中 労委〔ビクターサービスエンジニアリング〕事件・東 京地裁平21.8.6判決) 986-5

につき、その具体的判断は、法的な使用従属関係を基 礎づける諸要素の有無・程度を総合考慮して判断する のが相当であるが、上記諸要素の存否の評価に当たっ ては、契約関係の一部にでもそのように評価できる面 があるかどうかなどの局部的視点で判断するのは事柄 の性質上適当ではなく, 両者の関係を全体的に俯瞰し て労組法が予定する使用従属関係が認められるかの観 点に立って判断すべきであるとされ,本件については, CEはY社との関係において労組法上の労働者に当た るとはいえないとして, 労働者性を認めた一審判断が 否定された例(国・中労委[INAXメンテナンス] 事件・東京高裁平21.9.16判決) ………989-12

| 救済手続:親会社の使用者性 | 親会社が使用者と認め られるためには、その業務運営を支配し、被支配会社 の労働者の労働条件について現実かつ支配的な支配力 を有していることが必要であるところ、本件において、 Y」社従業員との関係でY。電鉄に使用者性が認めら れる余地はあるものの、Y2電鉄が本件クラブの従業 員の労働条件、退職について、現実かつ具体的支配力 がありそれを行使したとはいえないとして、Y2電鉄 の使用者性が否定された例(南海大阪ゴルフクラブほ か事件・大阪地裁平21.1.15判決) …… 985-72

| 救済手続:申立期間と「継続する行為」 | 人事考課の 査定において使用者が組合員であることを理由に低査 定をした場合、その賃金上の差別的取扱いの意図は賃 金支払いによって具体的に実現され、当該査定と賃金 支払いとは一体として1個の不当労働行為をなすが, 昇格 (または不昇格) は前年度の評定に基づいて毎年 独立して行われるものであるから、各年の発令は、各 年ごとに別個の行為と解するのが相当であるとされた 例(国・中労委〔住友重機械工業・昇格差別〕事件・ 東京地裁平20.11.13判決) ……………974-5

│救済手続:申立期間徒過│ 発令から約8年後になされ た配転命令にかかる救済申立の追加につき、配転命令 はそれ自体で完結した行為であり、発令時をもって労 組法27条2項にいう「行為の日」に当たるとされ、本 件配転命令は、申立期間を徒過した不適法なものとさ れた例(国・中労委〔エクソンモービル・出勤停止処 分等〕事件・東京地裁平20.10.30判決) ……976-29

|救済手続:労委命令違反 (労組法32条)| 協約の事前協 議条項に反する勤勉手当一律減額支給が不当労働行為 とされ、労委命令を発せられた被審人が、労委命令後 も同様に減額支給を続けたことにつき、過料100万円 の処分がなされた例 (大友恵愛会 [確定命令不履行] 事件・札幌地裁平20.12.24決定) ……979-82(ダ全) |救済手続:初審命令取消訴訟確定後の再審査命令取消

請求 原告会社は、組合員3名について昇格差別を 認めた初審命令については司法審査に委ねる選択を し、本件中労委命令発令後も、その審判は初審命令の 取消訴訟において行われるべきと主張したもので、当 該取消訴訟の控訴審でその主張が容れられ、請求棄却 の判決が確定しているから, 本件訴訟で同じ救済命令 の取消訴訟を維持することは紛争の蒸し返しにほかな らず,不適法とされた例(国・中労委[住友重機械工業・ 昇格差別〕事件・東京地裁平20.11.13判決) …… 974-5

労 委 命 令

◆不利益取扱い

|支社閉鎖理由の解雇 | 経営不振を理由の事業所閉鎖に 伴い,組合員全員を解雇したことが不当労働行為(1・ 3号) とされた例(日本ERM事件・中労委平20.9.3 命令) 968-204

分会長の雇止め 組合の方針に基づき未払賃金の請求 訴訟を取り下げなかった分会長X2に対する雇止めが 不当労働行為(1・3号)とされた例(筑邦トラック 事件・福岡県労委平20.8.22命令)……968-205

「再雇用拒否」 定年に達した組合員2名を再雇用しな かったことが不当労働行為(1・3号)とされた例(む さしの生コン事件・東京都労委平20.6.17命令)

.....968-206

解雇 他の従業員との口論や脅迫等を理由とする組合 執行委員長らの解雇が不当労働行為(1・3号)とさ れた例 (伊豆山タクシー事件・静岡県労委平20.12.4命

会社解散・新会社設立と分会長の解雇 申立外志村運 輸を解散し申立人組合の分会長Bを含む全従業員を解 雇する一方で、被申立人会社を設立したことにつき、 志村運輸と本件会社は実質的には同一の経営体であ り、当該会社解散・設立は組合員の排除を主な目的の 1つとしてなされた一連のものである等として、Bの 解雇が不当労働行為とされた例(西野物流事件・千葉 県労委平21.2.10命令) ……977-95

会社解散に伴う解雇 本件会社解散および従業員解雇 が不当労働行為(1・3号)には当たらないとされた 例 (菱昌運輸事件・大阪府労委平21.3.24命令)

.....979-94

組合三役の解雇 社長の言動を無断録音するために従

業員Kにボイスレコーダーを貸与したとしてなされた 組合三役に対する解雇がいずれも不当労働行為(1・ 3号)とされた例(丸之内商事事件・愛媛県労委平21. 5.22命令) ………982-94

嘱託雇用不継続 嘱託乗務員としての雇用継続の意思 確認面談に応じない組合員X」に対する嘱託雇用契約 不継続通知につき, 不当労働行為に当たらないとされ た例 (三和交通事件・中労委平21.5.13命令)…982-96

| **雇用契約不更新** | 診療所閉鎖を理由に契約職員である 組合員X3の雇用契約を更新しなかったことが不当労 働行為(1・3号)に当たらないとされた例(小倉新 **栄会事件・**福岡県労委平21.6.25命令) · · · · · · · · 984-94

有期職員の契約不更新 臨時職員として契約を更新し てきた X₂ら 2 名に対する契約不更新が不当労働行為 であるとされた例(高岡ふるさと振興協会事件・宮崎 県労委平21.7.31命令)…………986-93

賞与低額支給 組合員11名に基準月数を下回る18年冬 期賞与を支給したことが不当労働行為(1・3号)と された例 (江戸川学園事件・茨城県労委平20.11.27命 令) ------971-93

降格,昇格差別 組合員1名の降格が不当労働行為と され、組合員2名を昇格させなかったことが不当労働 行為に当たらないとされた例(関目自動車教習所事 件 · 大阪府労委平20.11.4命令) · · · · · · · · · 971-96

賞与減額 支部組合員 X₂に対する賞与支給額の引下 げが不当労働行為とされた例(福島県福祉事業協会事 件·福島県労委平21.2.18命令)·····977-94

| 未経験業務への配転等 | 経理部長として中途入社した 組合員Bに対する未経験の品質保証関連業務への配転 等が不当労働行為(1・3号)とされた例(ビーエム ジーほか事件・京都府労委平21.4.17命令)… 981-188

| 賃金減額 | 組合役員に対する平成17年冬季以降の賞与 を大幅に減額し、同人らに対する19年の給与を減額し たことが不当労働行為とされた例(田中酸素 「営業支 援命令等〕事件・中労委平21.7.1命令) ………986-94

|いやがらせ行為,同僚組合員の配転 | 総務部員の組合 員X₂に対して面談や書面作成を強要し、業務に必要 な電話回線を切断し、防犯カメラを設置したことなど が不当労働行為とされ、また、総務課長であった組合 員X₃の配転も、X₂を職場内で孤立化させることを意 図した不当労働行為であるとされた例(合同酒精事 件·東京都労委平21.4.7命令) ······ 981-189

営業所長解任 組合委員長 X1に対し、遅刻を理由に

営業所長を解任したことが不当労働行為(1・4号) とされた例 (ソクハイ事件・東京都労委平21.6.2命令)986-96

バス乗務員への非番日出勤命令,配転,勤務体系変更 いわゆる非番日に組合員のバス乗務員のみに出勤を 命じたことが不当労働行為(1・3号)とされた例(高 知駅前観光事件・高知県労委平21.8.20命令)…988-94

|配車制限 | 組合員6名に対する配車制限が不当労働行 為とされた例(**野崎興業事件**・中労委平20.11.26命令)971-95

試問,厳重注意 運輸所の科長らが組合員に対して 行った試問等における言動が不当労働行為(1・3号) に当たらないとされ、また、試問に回答しなかった組 合員9名を厳重注意にしたことが不当労働行為(1号) に当たらないとされた例(JR東海〔大阪第二運輸所〕 事件・中労委平20.12.10命令) ……973-95

│業務割振り停止 │ X₂らの組合加入通知以降,会社が 同人らにバスガイドの業務を割り振らなくなったこと が不当労働行為とされた例(フジ企画事件・大阪府労 委平21.5.22命令)…………………982-93

| 営業所支援の業務命令 | 組合書記長に対して営業所の 営業支援を命じたことが不当労働行為に当たらない (初審命令取消し) とされた例 (田中酸素 [営業支援 命令等〕事件・中労委平21.7.1命令) ………986-94

労組間差別:時間外勤務時間延長の不許可 タクシー チケットの手数料等を乗務員に負担させる。 実運収方 式による賃金制度の導入に合意しない組合の組合員に 労働時間延長を認めないことが、不当労働行為(1・ 3号)とされた例(福岡西鉄タクシー事件・中労委平

|労組間差別:組合事務所・掲示板不貸与| 既存の別組 合には組合事務所や組合掲示板を貸与しながら、新結 成の申立人組合には貸与しなかったことが不当労働行 為とされた例(三菱タクシー事件・大阪府労委平20.11. 4命令) · · · · · · · 975-96

◆団交拒否

| 交渉主体 | 組合員が勤務する申立外常南交通にバス運 行業務を委託している県は、組合員との関係において 労組法7条の使用者に当たらないとされた例 (茨城県 [常南交通] 事件・中労委平21.1.14命令)……975-93

| 交渉主体 | 昭和43年頃に,申立人会社の関連会社に勤 務し、平成19年3月に悪性胸膜中皮腫と診断されたA にかかる本件団交申入れにつき、組合は「使用者が雇 用する労働者の代表者 | に該当するとされた例 (本田技 研工業事件·神奈川県労委平21.7.30命令)·····988-95

| 団交応諾義務:派遣労働者の直雇用化後の労働条件 |

会社の工場に派遣労働者として就労していた組合員 を直雇用化するに際して, 直雇用化後の労働条件に関 する団交に応じなかったことが不当労働行為とされた 例 (クボタ事件・大阪府労委平20.10.27命令)・969-94

| **団交応諾義務:解雇** | 雇用形態の変更に応じなかった 組合員の解雇問題に関する団交について、裁判で係争 中であること等を理由に応じなかったことが不当労働 行為とされた例(福島県福祉事業協会事件・福島県労 委平21.2.18命令) · · · · · · 977-94

団交応諾義務 元従業員らおよび元従業員の遺族らが 加入する組合分会の団交申入れを拒否したことが不当 労働行為とされ, 会社には, 元従業員と元従業員の遺 族らの要求事項を区別することなく誠実に団交に応じ る義務があるとされた例(山陽断熱事件・神奈川県労 委平21.2.25命令)979-96

|団交応諾義務:子会社従業員の懲戒解雇 | 組合員 X 2 が申立外 Z 1 社により解雇された問題に関して、組合 が Z₁社の親会社である被申立人会社に申し入れた団 交を拒否したことが不当労働行為とされた例(旭テッ ク事件・三重県労委平21.7.21命令) …… 988-96

| 団交応諾義務 | Aの悪性胸膜中皮腫罹患に関する団交 拒否が不当労働行為とされた例(本田技研工業事件・ 神奈川県労委平21.7.30命令)988-95

誠実応諾義務 組合員の定年後の再雇用に関する団交 に誠実に対応しなかったことが不当労働行為とされた 例(むさしの生コン事件・東京都労委平20.6.17命令)968-206

誠実交渉義務:非常勤特別嘱託員教員らの報酬改定 定年退職後に教務を行う非常勤特別嘱託員等の報酬 改定を議題とする団交における大阪府の対応が不当労 働行為に当たらないとされた例(大阪府[大阪府教委]

事件・中労委平20.10.15命令) ………969-96

| 誠実交渉義務:合併後の労働条件等 | 合併前の丹後農 協が、合併後の労働条件に関する団交に誠実に対応し なかったことが不当労働行為とされた例(京都農業協 同組合事件·中労委平20.12.24命令) ······975-94

| 誠実交渉義務 | 会社が勤務体系変更に関する団交にお いて,必要な資料を示して説明しなかったことや,組合 側出席者数が多いとの理由で団交を打ち切ったことな

どが不当労働行為とされた例(シオン学園〔勤務体系 変更] 事件·神奈川県労委平20.12.17命令) ····975-95

| 誠実団交義務 | 賃金体系改定の団交において経営状況 に関する具体的な説明を行わず、資料を開示しなかっ たことが不当労働行為であるとされた例(府中観光交 通事件・東京都労委平21.4.7命令) ………979-93

| 誠実団交義務 | 組織改編により設立された被申立人 が、団交事項を一部に限定し、開催場所を東京都内と して、組合の求める福岡市内での団交を拒否したこと が不当労働行為とされた例(日本モーターボート競走 会事件·福岡県労委平21.2.27命令) ······979-95

| 誠実交渉義務 | 退職金規定変更等に関する団交におけ る会社の対応が不当労働行為とされた例(丸之内商事 事件・愛媛県労委平21.5.22命令) ……982-94

誠実交渉義務 会社と運送請負契約を締結して配送業 務に従事する本件配送員が労組法上の労働者とされ. 同人らの結成した組合の申し入れた団交に誠実に対応 しなかったことが不当労働行為とされた例(ソクハイ 事件・東京都労委平21.6.2命令) ………986-96

◆支配介入

| 懲戒処分(争議行為の決定・指示, 安全運転闘争参加)

組合の行った安全運転闘争が違法な争議行為である とされ、それを決定・指示した組合本部役員ら7名に 対する戒告処分等および上記闘争に参加した組合員12 名に対する厳重注意処分が不当労働行為に当たらない とされた例(JR東日本[千葉動労・安全運転闘争]事 件·千葉県労委平21.6.26命令)·····986-95

脱退勧奨 会社管理職らによる脱退勧奨が不当労働行 為とされた例(日本航空インターナショナル事件・中 労委平21.1.21命令)······ 981-190

[組合掲示板廃止等,郵便物取次拒否] 労働協約解約を 理由の組合掲示板の廃止および組合宛郵便物の取次拒 否が不当労働行為とされた例(あしたばの会事件・中 労委平20.9.3命令)······968-203

|組合掲示物撤去,分会書記長に対する事情聴取等| 業 務指示に従わないことを理由に分会書記長に事情聴取 を行い、顛末書の提出、就業規則の書き写しを命じた こと、および組合掲示板の掲示物 2 点を撤去したこと が不当労働行為とされた例(JR東海〔大三両・掲示 物撤去等〕事件・中労委平20.11.26命令) ……971-94

組合事務所不貸与 組合事務所を賃貸する旨の協定書 を締結しながら、その具体化に真摯に取り組んでいな いことの救済として組合と誠実に協議し、組合事務所 を貸与することを命じた初審命令が相当とされた例 (光陽商事・コーヨー急送事件・中労委平21.6.3命令)

.....984-96

和解協定不履行 未払賃金および解雇予告手当の支払 いを約した協定の不履行が不当労働行為とされた例 (日本ERM事件・中労委平20.9.3命令) ···· 968-204

団交前の説明会開催 団交開催前に派遣社員全員を対 象とする説明会を行ったことが不当労働行為に当たら ないとされた例 (クボタ事件・大阪府労委平20.10.27

| 自動車通勤手当の支給方法変更 | 長期間の団交継続後 に新しい自動車通勤制度を組合員に適用したことが不 当労働行為に当たらないとされた例(エクソンモービ ル事件・東京都労委平20.10.21命令) ………969-95

校長の言動 校長が教職員に組合加入の有無を問い質 し、組合員に不利益が及ぶと暗示するなどの言動を 行ったことが不当労働行為とされた例(江戸川学園事 件・茨城県労委平20.11.27命令) ………971-93

| 社長による威圧言動 | 社長が組合員を威圧する言動を 繰り返したことが不当労働行為とされた例(伊豆山タ クシー事件・静岡県労委平20.12.4命令) ……973-96

新勤務体系実施 別組合との合意を理由に新勤務体系 を実施したことが不当労働行為とされた例 (シオン学 園〔勤務体系変更〕事件・神奈川県労委平20.12.17命 令) ------975-95

協約解約通告 事前協議合意約款を含む労使間の確認 書の解約を一方的に通告したことが不当労働行為とさ れた例(南労会〔確認書解約通告〕事件・大阪府労委 平20.12.12命令) …………977-96

| 代表取締役の団交発言 | 団交において、会社社長が労 働協約を解約する旨および会社を廃業する旨述べたこ とが不当労働行為とされた例(府中観光交通事件・東 京都労委平21.4.7命令) …………979-93

|組合員への個別文書送付| 団交に応じないまま、組合 員に対して直接意見を聞きたい旨の文書を送付したこ とが不当労働行為とされた例(山陽断熱事件・神奈川 県労委平21.2.25命令)……………979-96

◆救済手続

当事者適格(労働者) いわゆる混合組合は労働組合 法適用労働者に関する救済申立について申立人適格を 有するとされた例(大阪府〔大阪府教委〕事件・中労 委平20.10.15命令) …………………969-96

当事者適格(労働者) 元従業員らおよび元従業員の 遺族らが加入する申立人組合分会が石綿被害の補償等 を求めて団交を申し入れた件につき、元従業員のみが 労組法7条2号の「使用者が雇用する労働者」に該当 するとされた例(山陽断熱事件・神奈川県労委平21.2.

当事者適格(労働者) 昭和43年頃に、申立人会社の 関連会社に勤務し、平成19年3月に悪性胸膜中皮腫と 診断されたAにかかる本件団交申入れにつき, Aは「使 用者が雇用する労働者」に該当するとされた例(本田 技研工業事件・神奈川県労委平21.7.30命令)…988-95

当事者適格(使用者) 団交申入れの時点ですでに派 遺労働者の直雇用化が決定されており、雇用関係の成 立が確実であったことから、派遣労働者の組合員に対 する派遣先会社の労組法上の使用者性が肯定された例 (クボタ事件・大阪府労委平20.10.27命令) …969-94

当事者適格(使用者) 会社の主要株主であって技術 顧問のA個人を被申立人とする申立てが、被申立人適 格が認められないとして却下された例(ビーエムジー ほか事件・京都府労委平21.4.17命令) …… 981-188

当事者適格(使用者) 被申立人会社と申立外バス会 社とのバスガイド紹介契約書に基づき、バス会社の業 務を申立人組合所属のバスガイドXュらに紹介してい た会社が、労組法上の使用者に該当するとされた例(フ ジ企画事件・大阪府労委平21.5.22命令) ……982-93

当事者適格(使用者) 申立外京都新聞COMによる 組合員に対する雇止めについて、申立人組合が親会社 である被申立人会社に団交を申し入れ、会社がこれを 拒否した件につき、会社は労組法7条の使用者に当た らないとして, 申立てが却下された例 (京都新聞社[京 都新聞COM〕事件・京都府労委平21.5.14決定)

.....982-95

当事者適格(使用者) 申立外東京セメント運輸の共 同出資者である被申立人会社が、同社の解散に伴い同 社従業員である組合員の雇用を保障しなかったことに つき, 会社は組合員らの使用者に当たらず, 不当労働 行為(1・3号)に当たらないとされた例(太平洋セ メント事件・中労委平21.6.17命令) ……984-95

当事者適格(使用者) 被申立人会社光陽商事はコー ヨー急送従業員の労組法上の使用者といえず、 同商事 に対する救済申立を却下した初審判断が相当とされた 例 (光陽商事・コーヨー急送事件・中労委平21.6.3命 令) · · · · · · · 984-96

解說·連載索引

新春鼎談

- ・集団的労働関係における新しい課題
- ~ 「非組合員の労働条件と義務的団交事項」と 「労組法上の労働者性」について~

大東文化大学教授 古川 陽二 弁護士 宮里 邦雄 弁護士 八代 徹也968-6

判例解説

- ・男女コース別管理による賃金格差の合理性の有
 - ~兼松(男女差別)事件(東京高裁平20.1.31判

獨協大学教授 石井 保雄……971-5

- ・法人格否認の法理と親会社の雇用責任
 - ~第一交通産業ほか(佐野第一交通)事件(大 阪高裁平19.10.26判決)~

日本大学教授 新谷 眞人……981-6

判例研究

- ・最近の不当労働行為救済申立をめぐる諸問題(1) 大東文化大学教授 古川 陽二……988-5
- ・最近の不当労働行為救済申立をめぐる諸問題(2) 大東文化大学教授 古川 陽二……989-5

遊筆一労働問題に寄せて

- ・労働者は人たるに値する扱いを受ける権利があ 弁護士 伊藤 幹郎……968-2
- ・社会的ジレンマと労働法

國學院大學講師 野間 賢……969-2

・「採用内々定・内定取消し」

東北大学名誉教授 外尾 健一……970-2

・モラル・ハラスメント概念の立直し

平成国際大学教授 山﨑 文夫……971-2

・格差を増幅した規制緩和と雇用管理区分

福岡大学教授 林 弘子…972-2

・生活保護と自立・就労支援

新潟青陵大学教授 國武 輝久…973-2

・早急に労働者派遣法の抜本的な見直しを!

弁護士 秀嶋 ゆかり…974-2

・アスベスト被害と共同不法行為

立命館大学法科大学院教授

松本 克美……975-2

・派遣と請負

福島大学教授 今野 順夫……976-2

・規制緩和の労働市場における影響

作新学院大学教授 堺 鉱二郎……977-2

・労働審判制度のインパクト

東京大学法科大学院客員教授

徳住 堅治……978-2

・パワハラを防ぐ上司の心構え

弁護士 熊谷 信太郎……979-2

現代アルバイト事情―悩ましい副業問題

労働ジャーナリスト 金子 雅臣……980-2

・黙示の意思表示理論

上智大学名誉教授 山口 浩一郎……981-2

・遂に出た「残業禁止・帰宅命令」義務

弁護士 安西 愈……982-2

・「官製ワーキングプア」と「市民」の感覚

弁護士 城塚 健之……983-2

・逆U字型就労への期待?

早稲田大学教授 大森 真紀……984-2

・解雇権濫用と解雇無効は「理解」されているか

· 「勉強しない学生」を作っている企業の採用行動

弁護士 君和田 伸仁……985-2

学習院大学教授 今野 浩一郎……986-2

・広島電鉄の労使合意に思う

岡山大学教授 藤内 和公……987-2

・企業における育児サポートの意義

静岡大学教授 中村 和夫……988-2

· 第二労働市場

明治大学法科大学院教授 野川 忍……989-2

労働法令関連News

- ・平成19年度 賃金不払残業に係る是正支払の状 況/平成19年労働者健康状況調査結果の概況
 -968-208
- ・「労働基準法の一部を改正する法律」公布969-98
- ・平成20年 労働組合基礎調査結果の概要
-971-98
- ・雇用保険法等の一部を改正する法律案…973-98 ・妊娠・出産、産前産後休業、育児休業等の取得
- 等を理由とする解雇その他不利益取扱い事案へ の厳正な対応等について………975-98
- ・「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外 の判断指針」の一部改正について……977-98
- · 平成20年度 個別勞働紛争解決制度施行状況
-979-98 ・平成20年度 脳・心臓疾患・精神障害等にかか
- る労災補償状況…………981-192 ・改正育児・介護休業法の公布……982-98
- ・平成20年 派遣労働者実態調査結果の概要
- ・雇用調整助成金等に係る休業等実施計画届受理 状況 (8月・速報値) ほか……986-98
- ・平成21年有期労働契約に関する実態調査結果
 -988-98

.....984-98

労働審判ダイジェスト

- ・未払残業代を求めて労働審判を申し立てた店長 らにつき、「管理監督者」に当たらないとされた ものの、実労働時間数の認定が困難との理由か ら、労働審判法24条により手続終了とされた例 (横浜地裁平20(労)21号·平20.8.22)····968-202
- ・派遣添乗員の海外添乗業務について、事業場外 みなし労働時間制の適用はないとして、残業代 支払いを命じる審判がなされた例(東京地裁平 20(労)230号・平20.7.18) …………970-97

- ・突然の解雇・退寮通告および上司らの言動など により心療内科に通うまでになった労働者につ き、解決金支払いを内容とする調停が成立した 例(さいたま地裁平19(労)30号・平19.9.18)
- ・懲戒解雇処分を受け、その旨を業界紙に掲載さ れた元従業員につき、懲戒解雇の撤回・合意解 約による契約終了と解決金の支払いを命じる審
- 判がなされた例 (東京地裁平20(労)309号・平 20.9.24)974-97
- ・解雇された8人の日系外国人労働者につき、従 業員としての地位の確認と、解雇期間中の未払 賃金支払いを命じる審判がなされた例(津地裁 平19(労) 3 号・平19.9.4) ………976-97
- ・新卒学生に対する採用内定取消しにつき、会社 に解決金の支払い等を命じる審判がなされた例 (東京地裁平20(労)384号・平20.11.7)…978-97
- ・看護部長に対する職種変更命令の効力等が争わ れ,退職合意,和解金支払い等を内容とする調 停が成立した例 (札幌地裁平20(労)60号・平21. 2 4)980-97
- ・懲戒解雇とされた営業社員につき、懲戒解雇無 効・普通解雇有効との審判がなされた例(東京 地裁平20(労)192号・平20.9.22) ……981-187
- ・適性不足との理由により契約期間途中に解雇さ れた有期契約の路線バス運転手につき、解雇撤 回、合意退職、解決金支払い等の審判がなされ た例 (横浜地裁平20(労)148号・平21.4.23)
 -983-97

 $\dots 972 - 97$

- ・派遣労働者に対する解雇につき、解決金支払い を内容とする調停が成立した例(東京地裁平21 (労)497号・平21.8.4) ······985-97
- ・乗務停止処分を受けたタクシー運転手につき。 第2回期日において、処分撤回、乗務停止期間 中の賃金支払い等の審判がなされた例(東京地 裁平20(労)707号・平21.3.3) ………987-97
- ・民事再生手続中の会社に対し、職場環境配慮義 務違反に基づく損害賠償を請求した事案につ き, 再生手続外の解決金支払い等で調停が成立 した例(東京地裁平21(労)○○○号・平21.6.30)

.....989-97